

2007 大学院学生便覧



人文科学研究科 博士(後期)課程

比較文化専攻

経営情報学研究科 博士(後期)課程

起業マネジメント専攻

人文科学研究科 修士課程

国際文化専攻／女性学専攻

国際アドミニストレーション専攻

経営情報学研究科 修士課程

起業マネジメント専攻

福祉総合学研究科 修士課程

福祉社会専攻

ビジネスデザイン研究科 修士課程

ビジネスデザイン専攻

建学の精神

理事長 水田 宗子

21世紀を迎えて、世界の中の日本というテーマの重要性は、さらにいちだんと深まっていくことでしょう。この国際化の世紀を生きる、豊かな感性と知性と、確かな知識、技能を持つ若々しい人材を育成するために、城西国際大学が太平洋に臨む広大な九十九里至近の地に誕生いたしました。

房総の地に出生し、数次にわたる蔵相、自民党政調会長等の要職を歴任し、戦後日本の政治経済に少なからず寄与してきた清廉な政治家、故水田三喜男の「学問による人間形成」という理念を建学の精神として、学校法人城西大学は1960年代の初めに発足いたしました。

1992年に開学した、新生の城西国際大学は、その建学の精神を共有し、継続してまいります。さらに、〈国際社会の中で生きる人間の人格形成〉を、本学の学問と教育の目標としていきます。

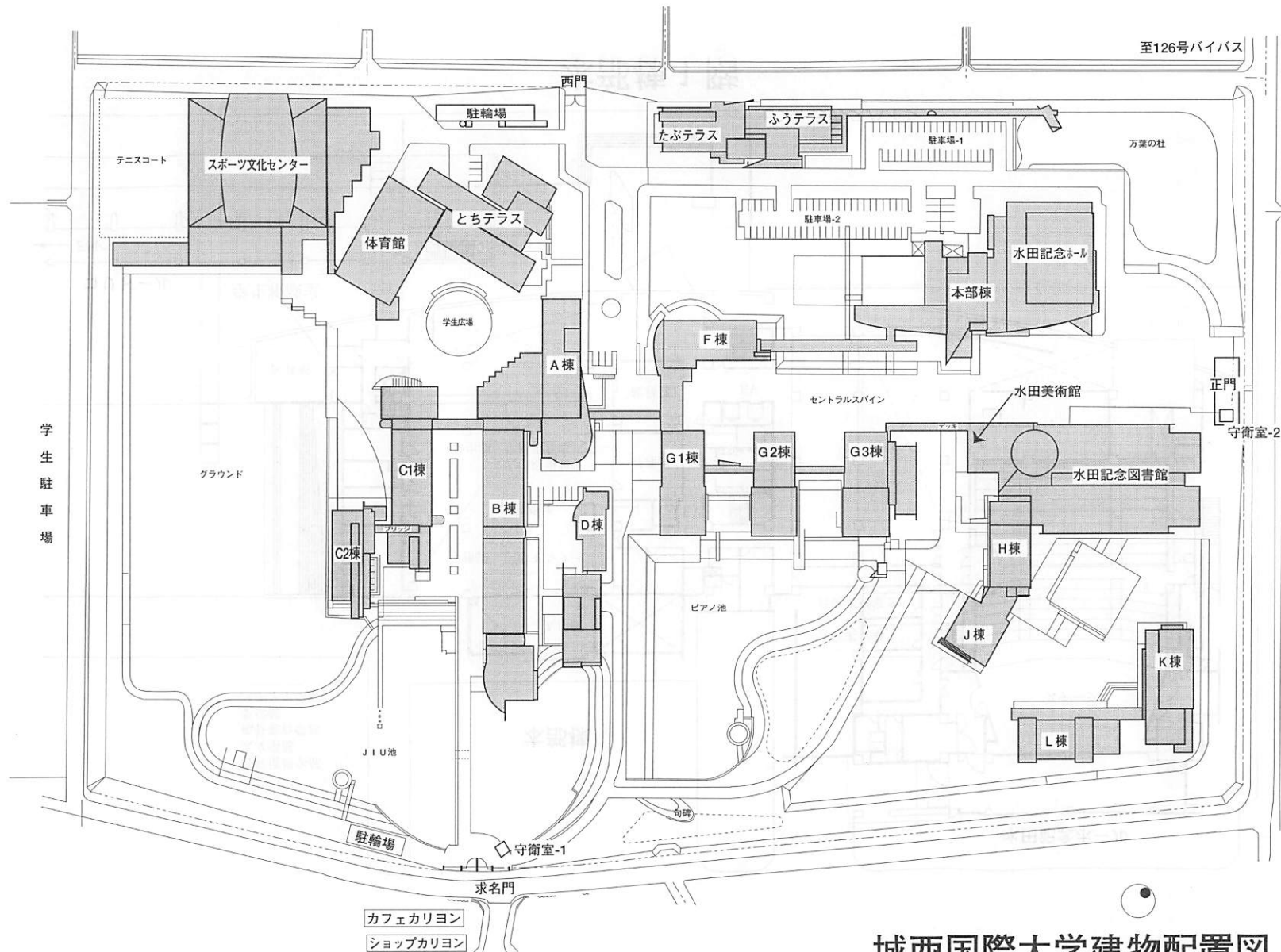
大きく変わっていく時代とともに、大学もまた日々新たな活性化を求めなければ、その役割を果たすことができませんが、人間と教育の原点は不変です。城西国際大学では若い人々が〈学ぶことを通して自己の可能性を発見〉し、〈率直さと公平さ〉をふだんの規範として生きることを目指します。ごまかしのないスポーツの世界におけるようなフェアプレイの精神をもって、国の内外で、人生という広いフィールドで、力いっぱい活動するために、若い人々が育っていく希望と抱負と魅力に満ちた場として、城西国際大学は、これから新しい年輪を刻んでいきます。

目 次

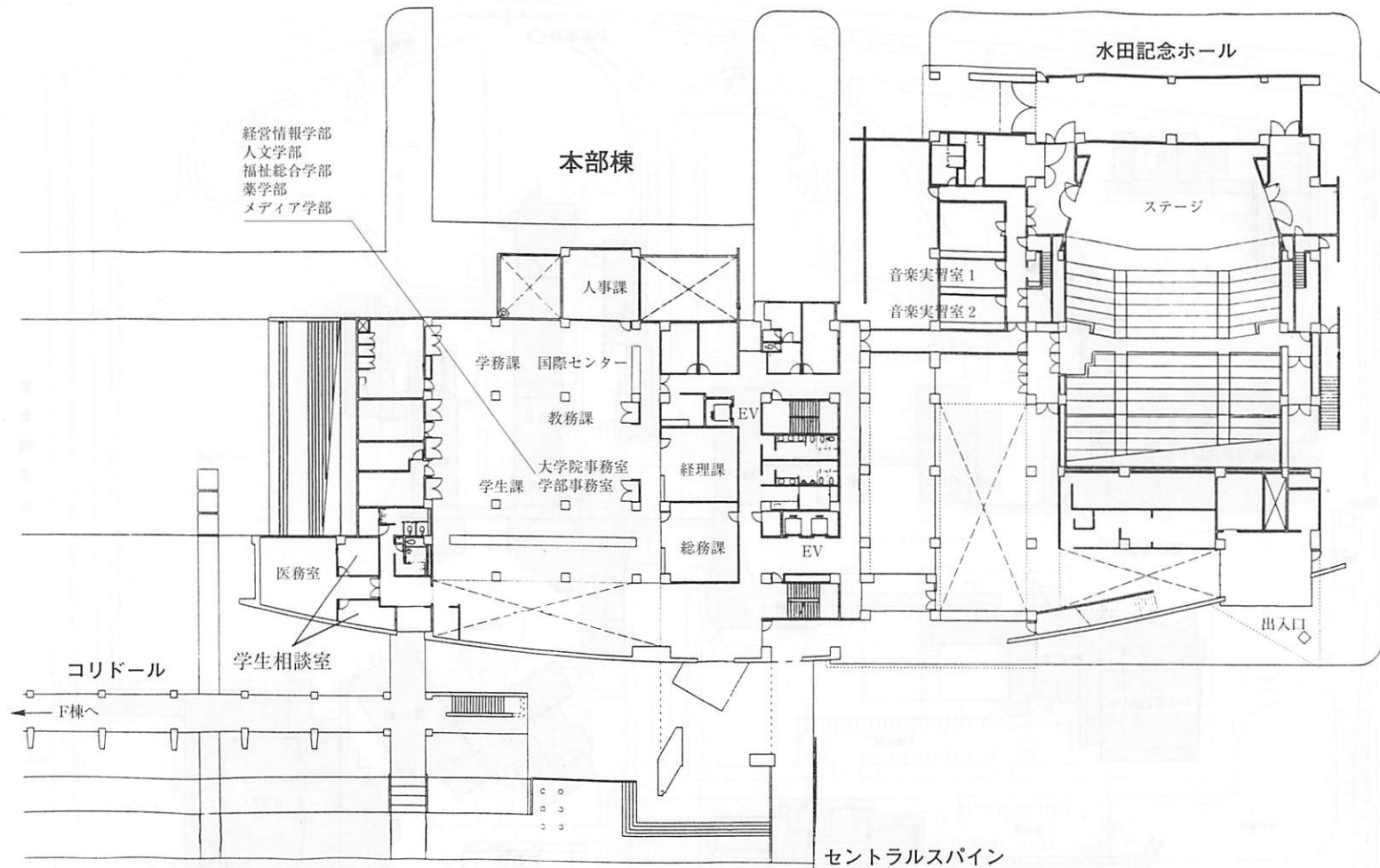
建学の精神

目次	1
校地・建物略図	3
学生生活のしおり	31
学生証	32
連絡事項	33
授業関係	34
学籍関係	35
大学院自習室の利用案内	36
授業料および施設設備費	37
健康管理	37
学生相談室	37
奨学制度	38
TA・WSP制度	40
住居関係	40
アルバイト	40
施設・用具使用	40
拾得・紛失	40
忘れ物	41
学用バス	41
自動車・オートバイ通学	41
諸届	41
その他	44
諸願・届一覧	44
学生通則	47
各種証明書	51
図書館	51
情報科学研究センター	57
城西国際大学学則（抄）	69

城西國際大學大学院學則.....	81
城西國際大學學位規程.....	99
教職課程.....	109
城西國際大學學友會.....	119
城西國際大學學會會則.....	125
城西國際大學同窓會.....	129
城西國際大學父母後援會.....	133
城西國際大學學歌.....	139



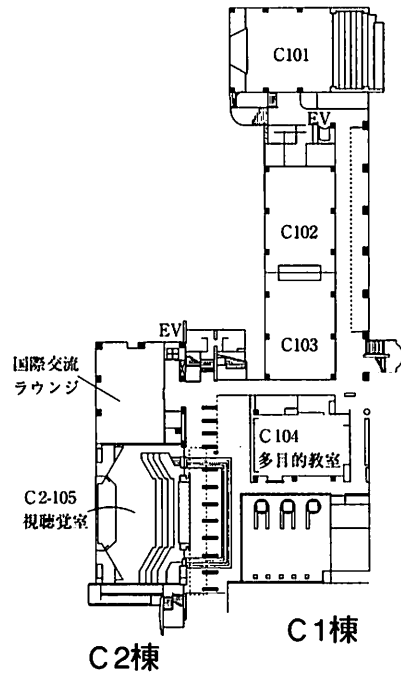
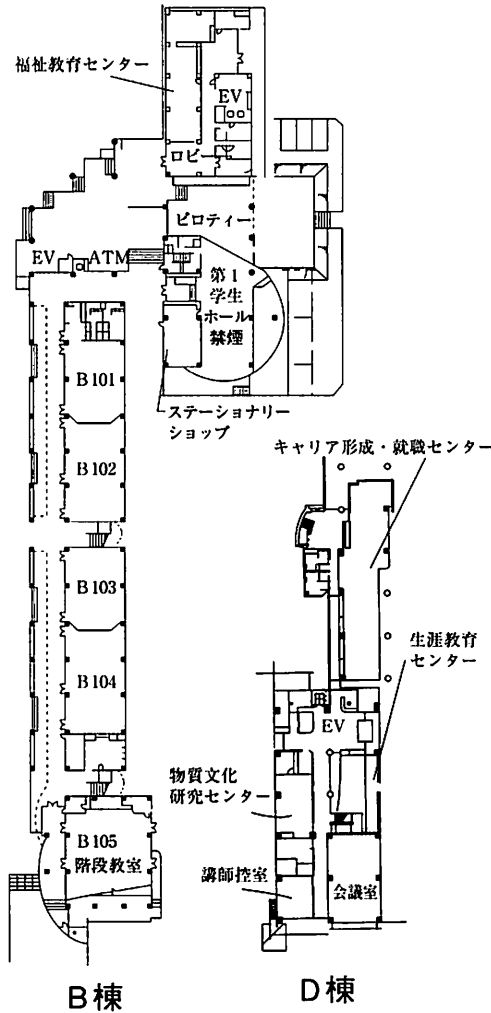
城西国際大学建物配置図



本部棟 1階

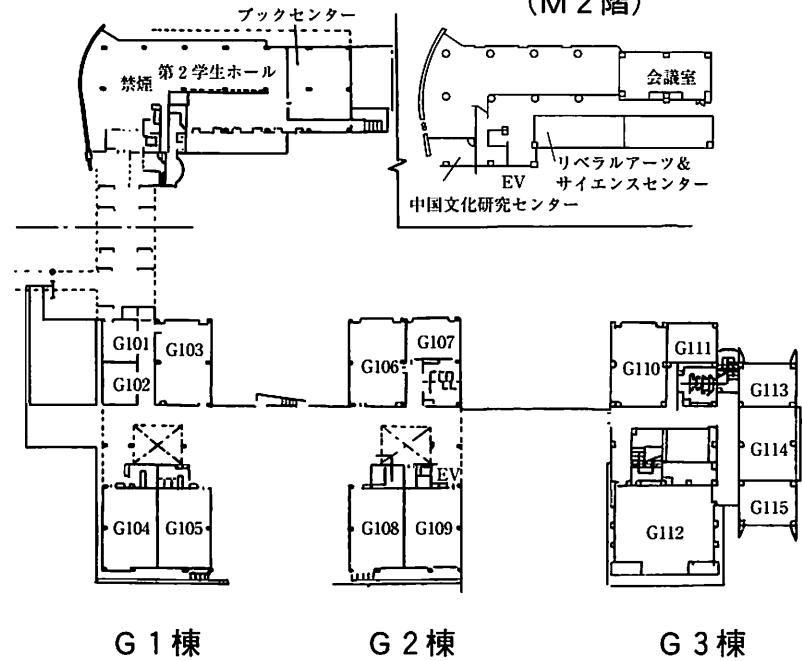


A棟



F棟

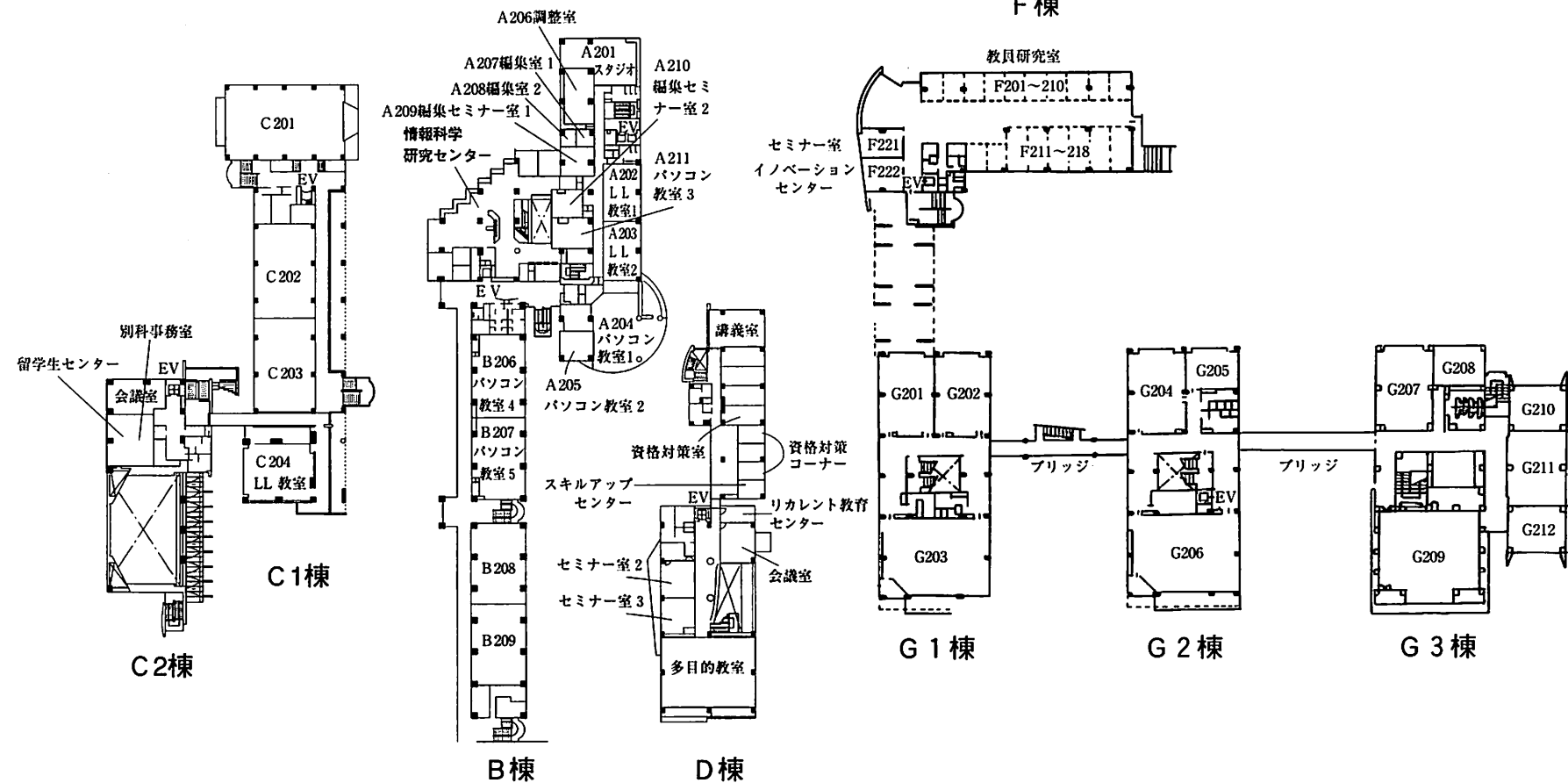
F棟 (M2階)



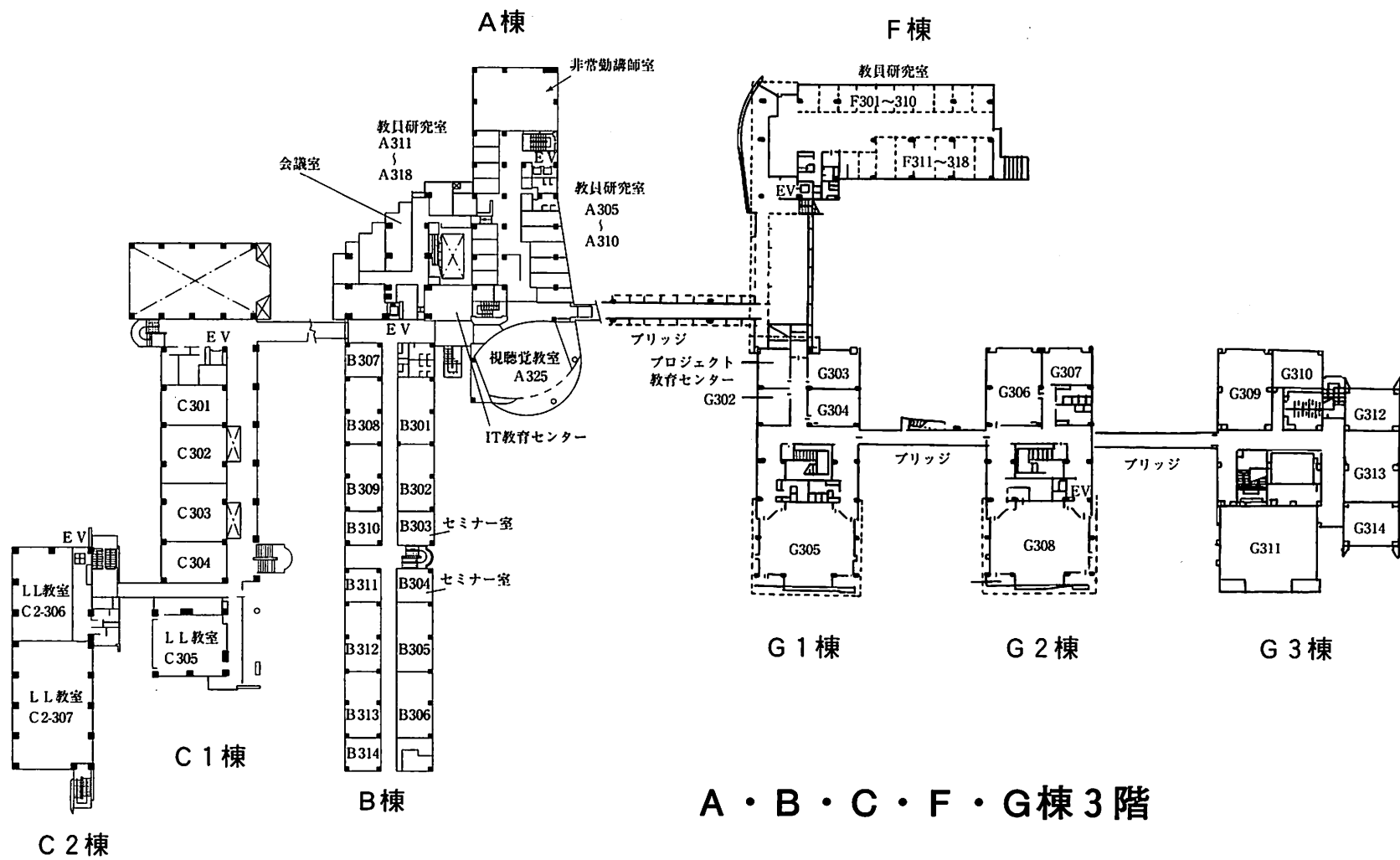
A・B・C・D・F・G棟1階

A棟

F棟

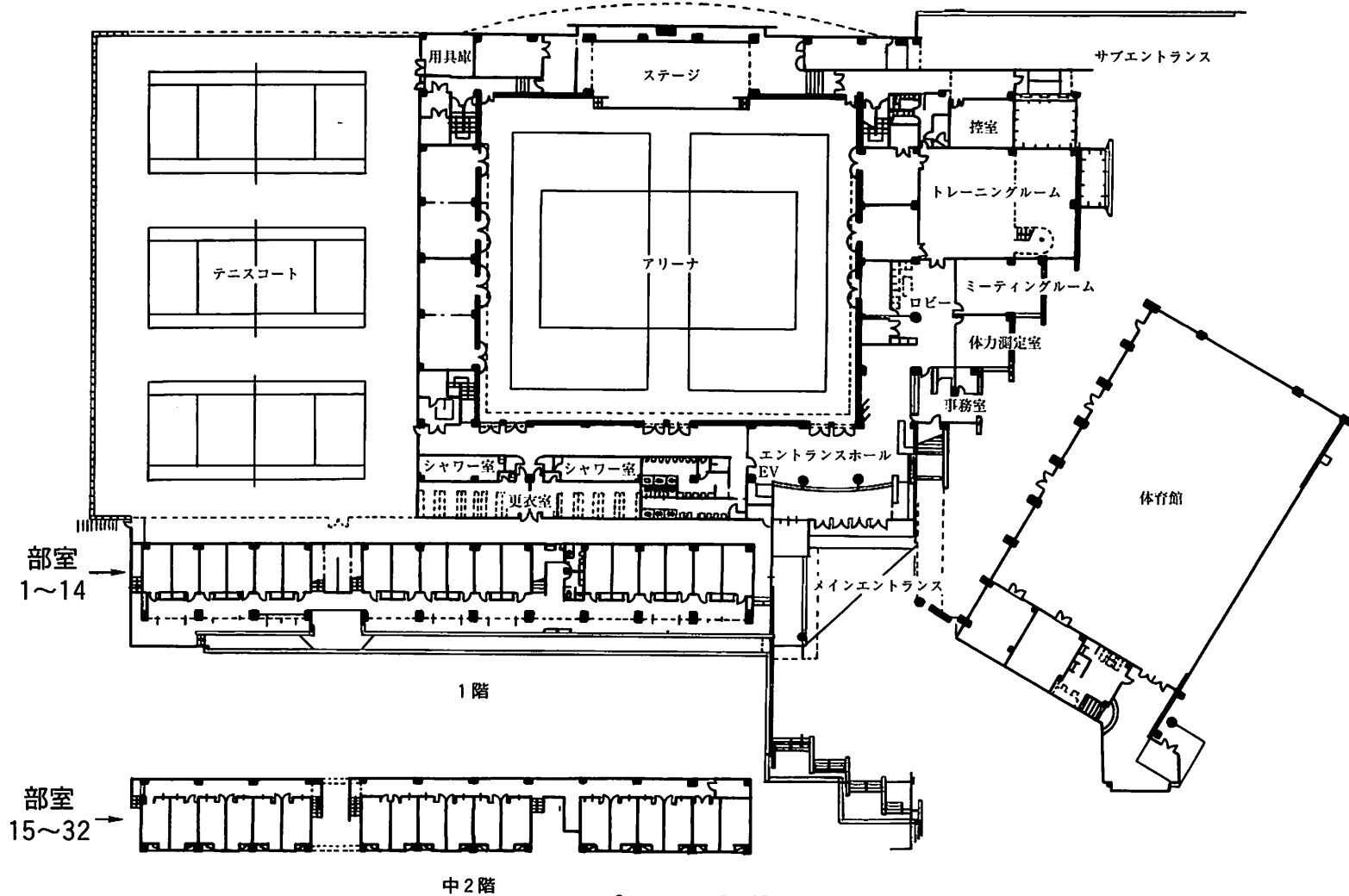


A・B・C・D・F・G棟2階

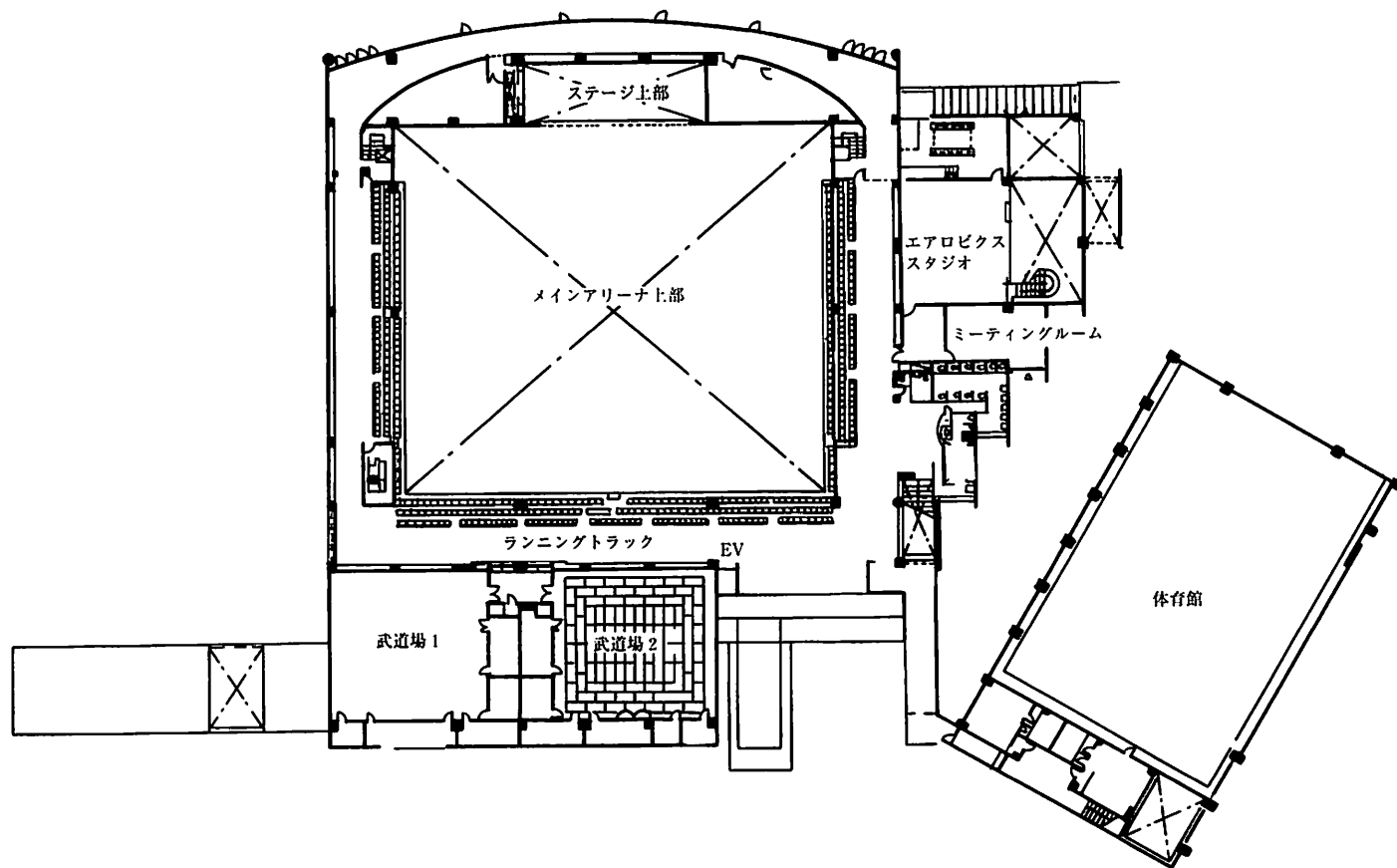


A 401～A426 教員研究室		
A 411		
A 410		A 426
A 409		A 425
A 408		A 424
A 407		A 423
A 406		A 422
A 405		A 421
		A 420
		A 419
EV		A 418
		A 417
		A 416
A 404		A 415
A 403		A 414
A 402		A 413
A 401		A 412
	A 400 セミナー室	

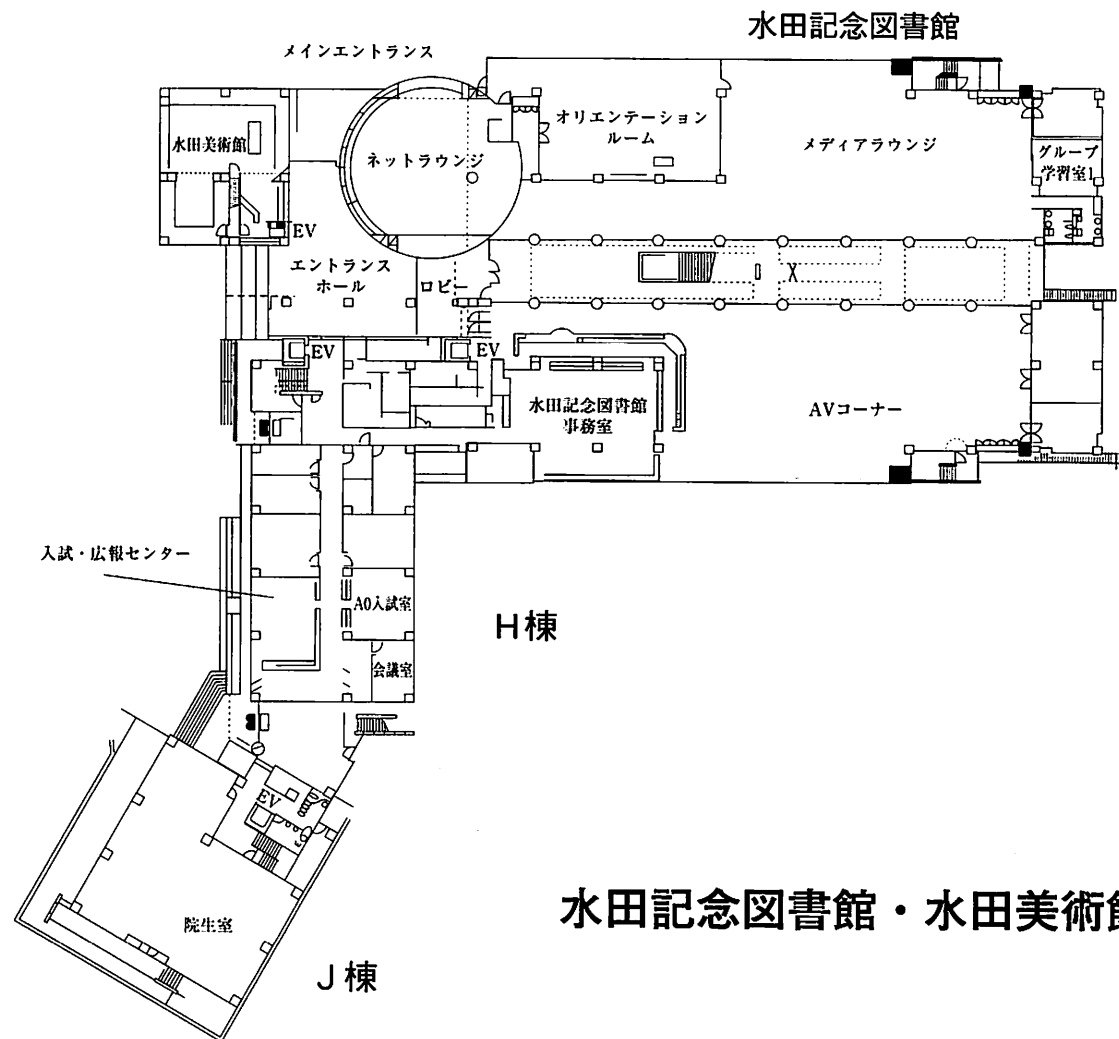
A 501～A518 教員研究室		
A 508		
A 507		A 518
A 506		A 517
A 505		A 516
A 504		A 515
A 503		A 514
A 502		A 513
A 501		A 512
		A 511
EV		A 510
	A 509	
		会議室



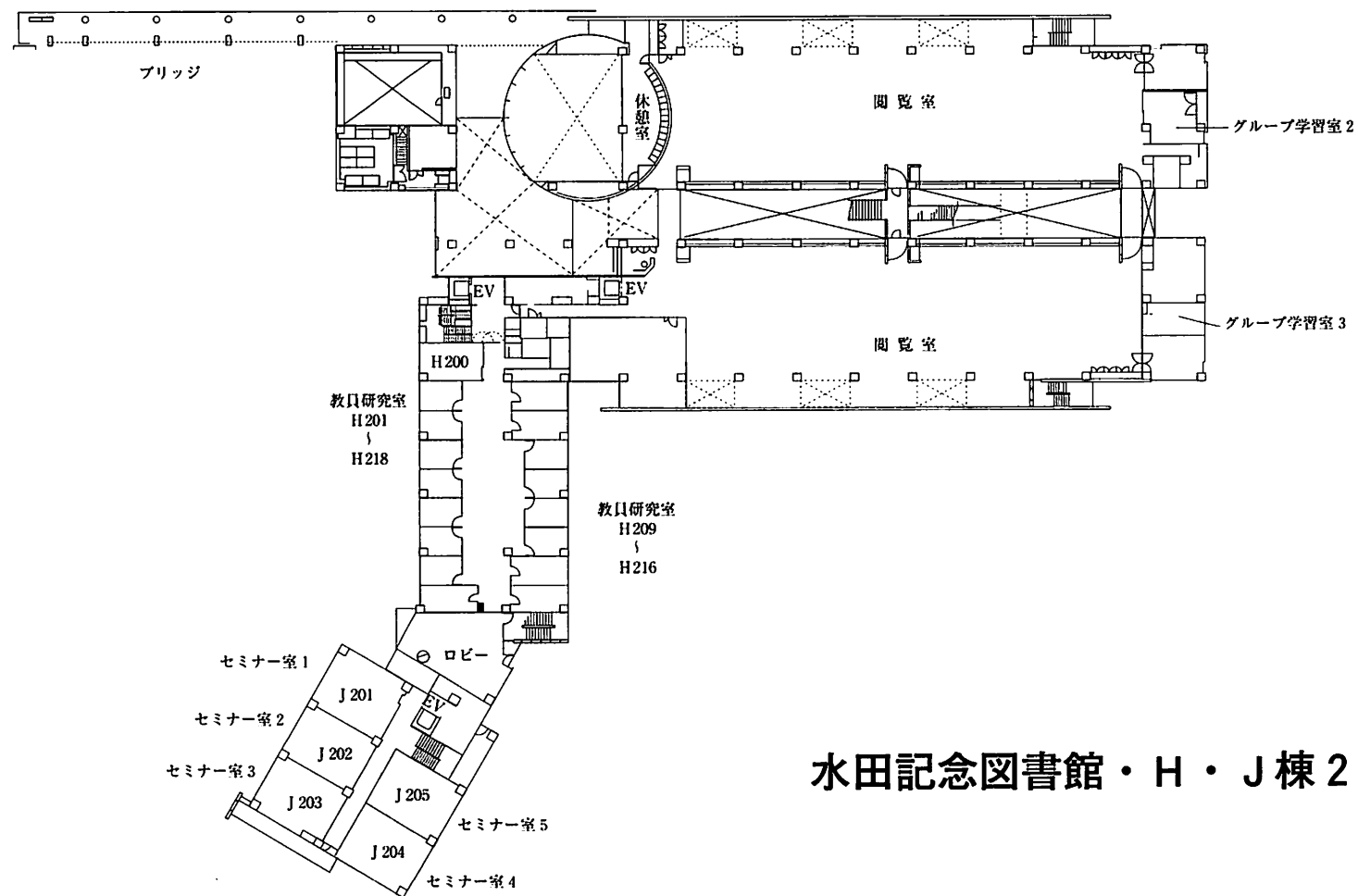
スポーツ文化センター 1階



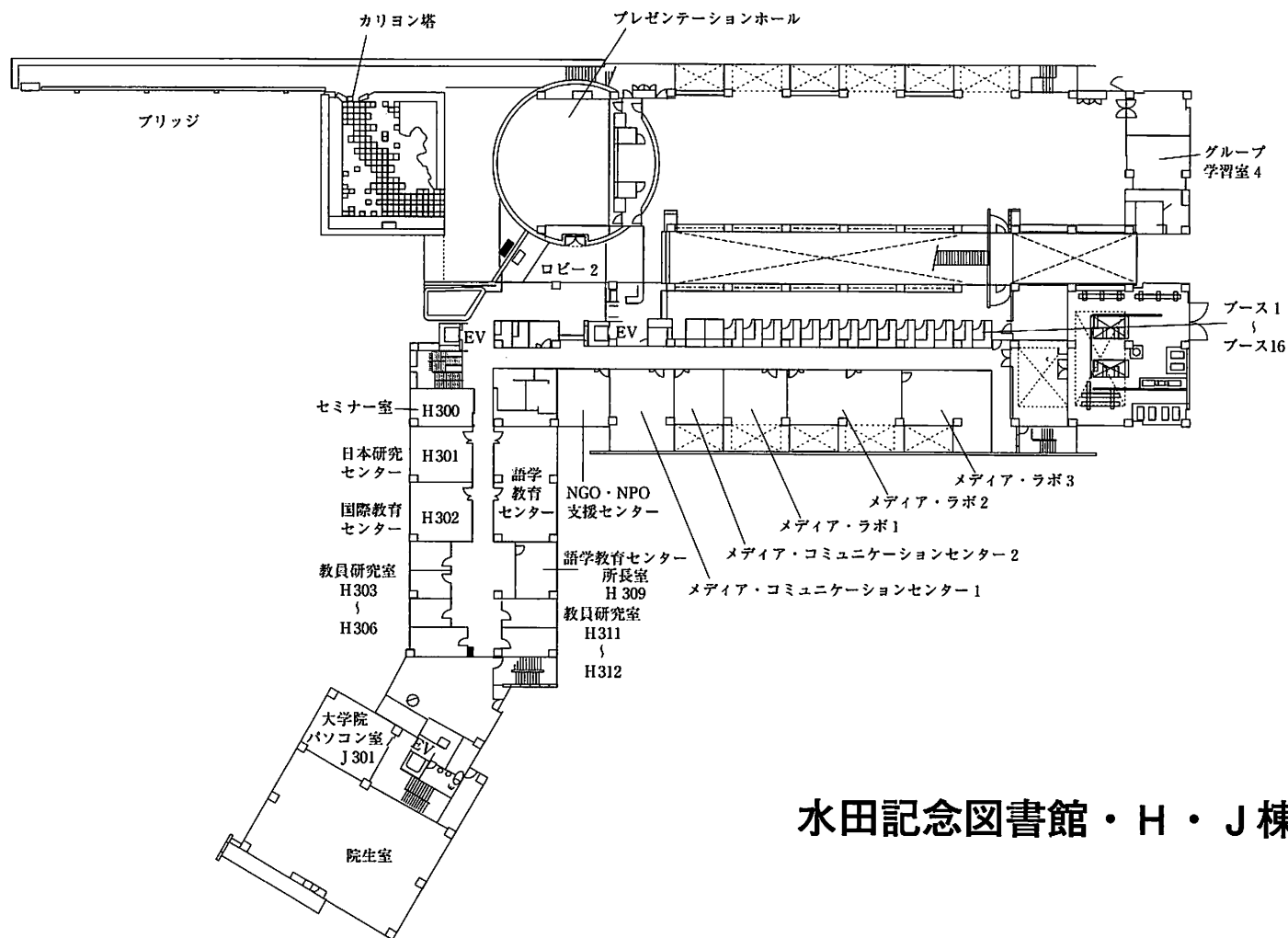
スポーツ文化センター 2 階



水田記念図書館・水田美術館・H・J棟1階

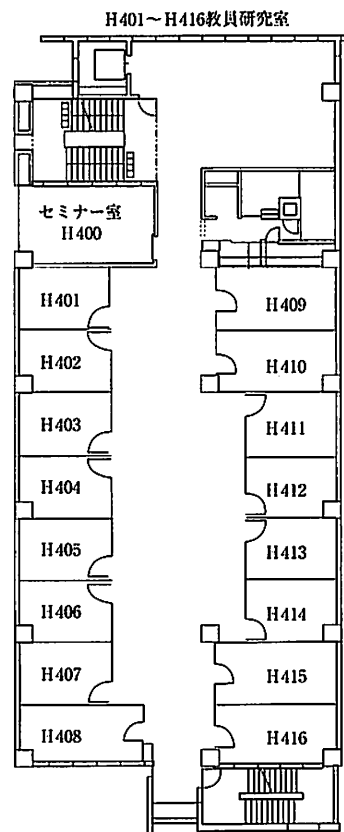


水田記念図書館・H・J棟2階

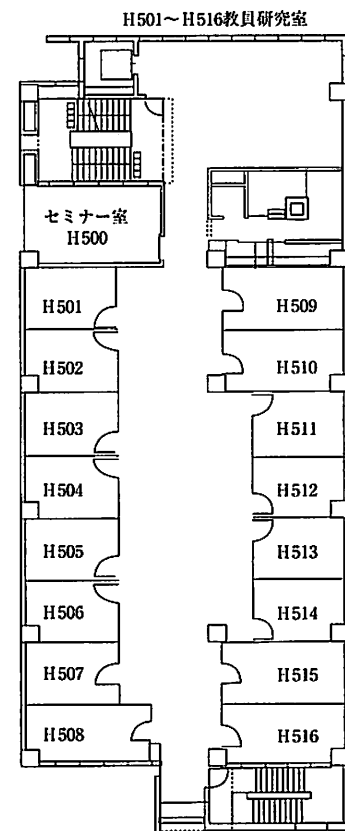


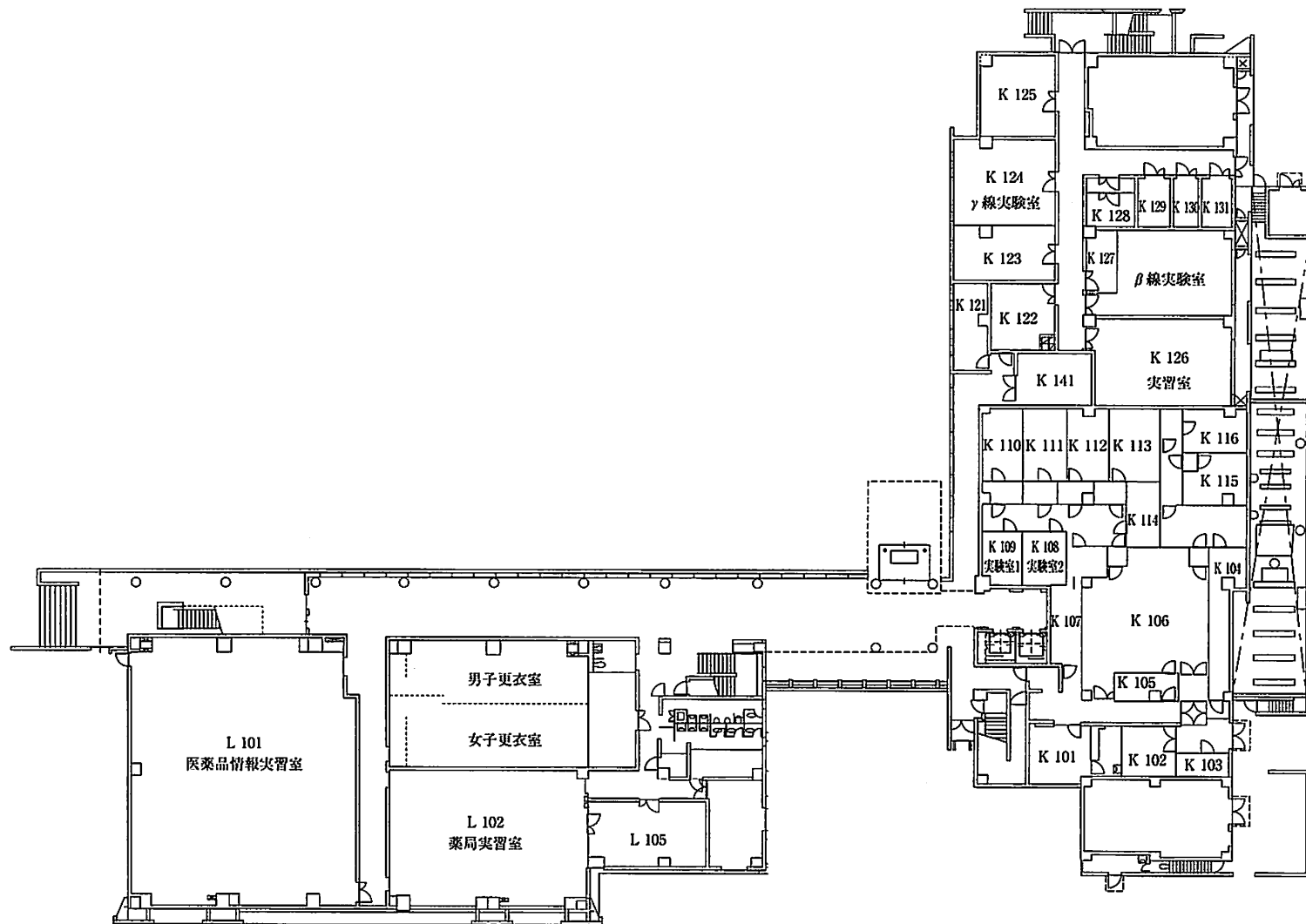
水田記念図書館・H・J棟3階

H棟 4 階



H棟 5 階

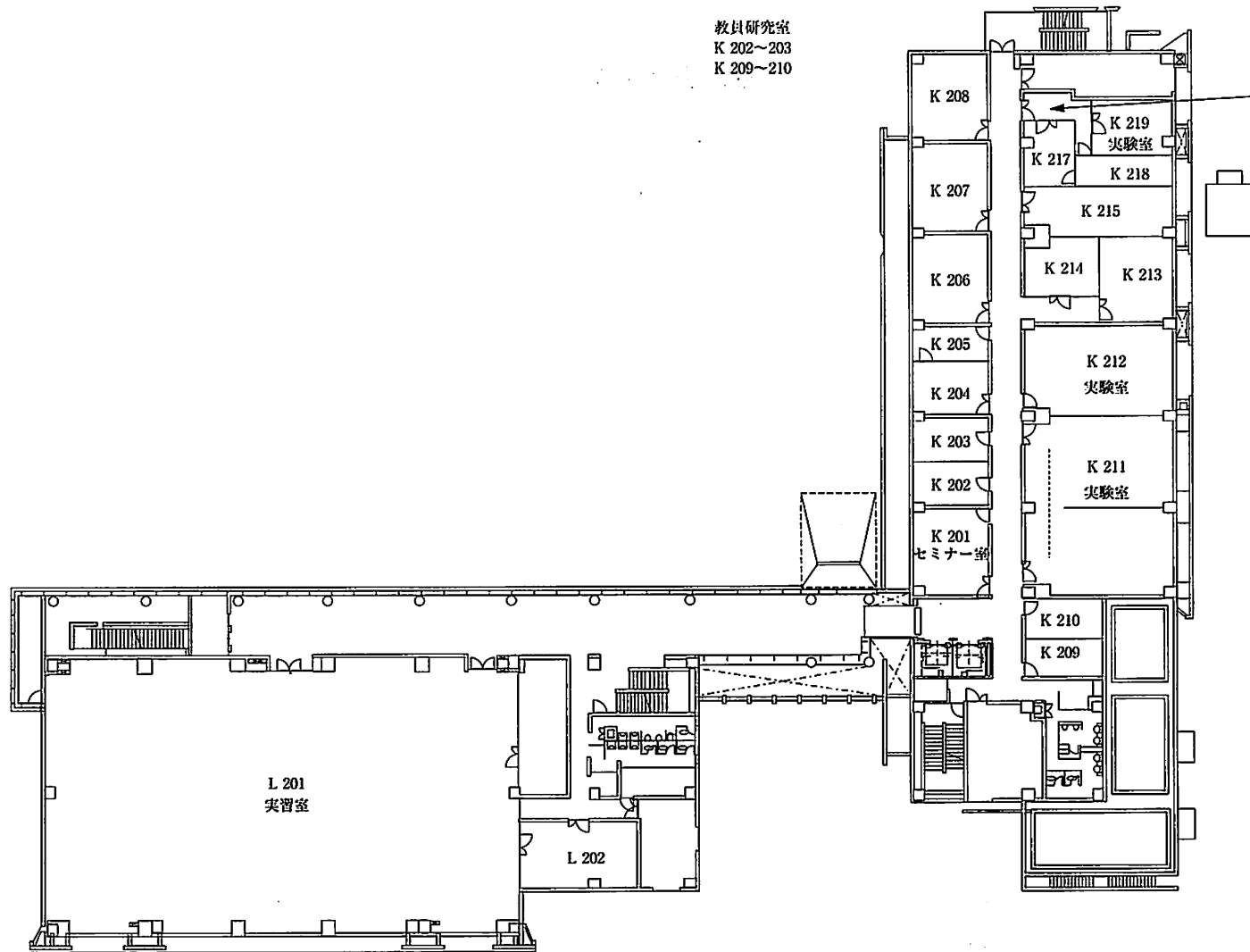




K・L棟1階

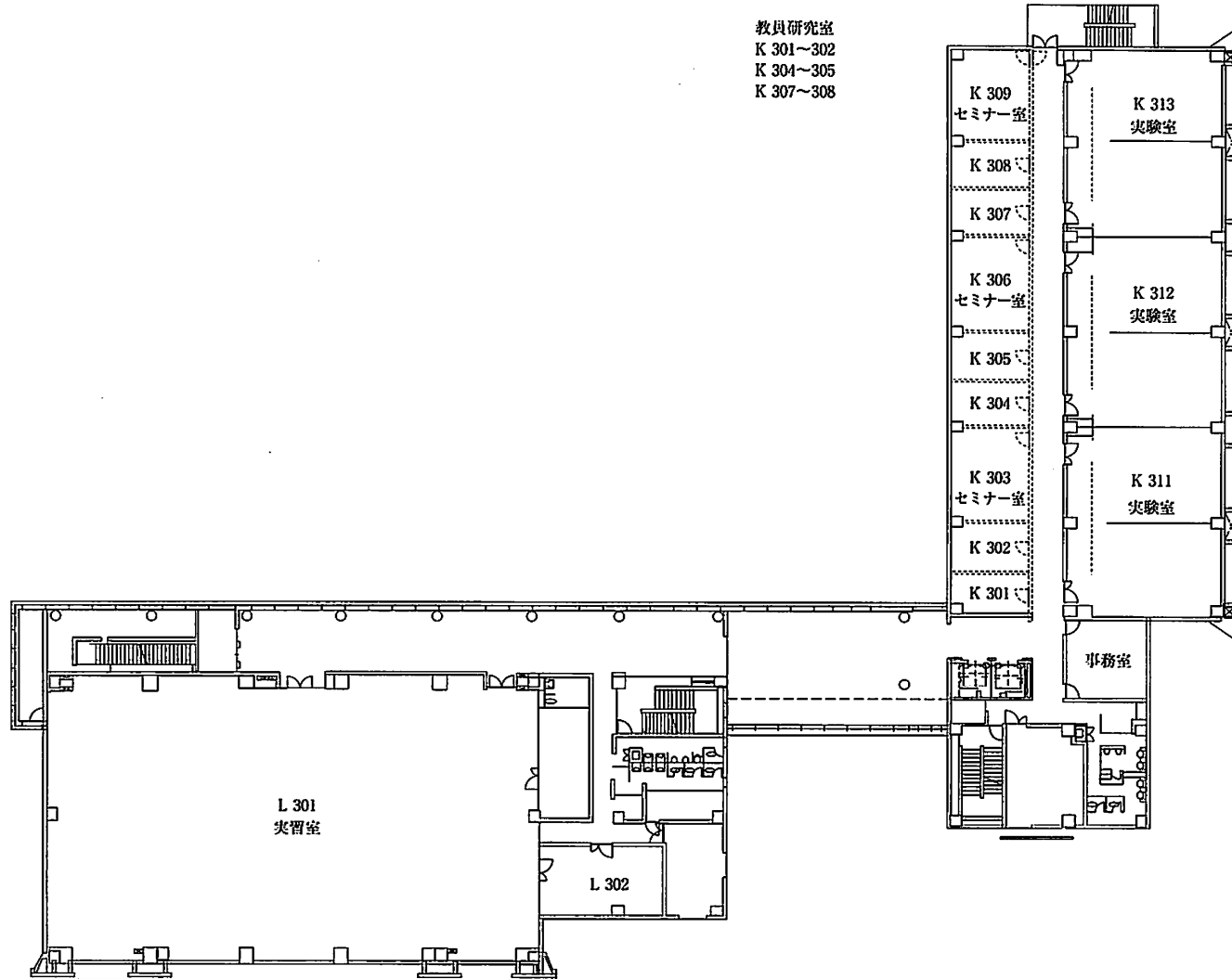
教員研究室
K 202~203
K 209~210

K 216
特別実習室

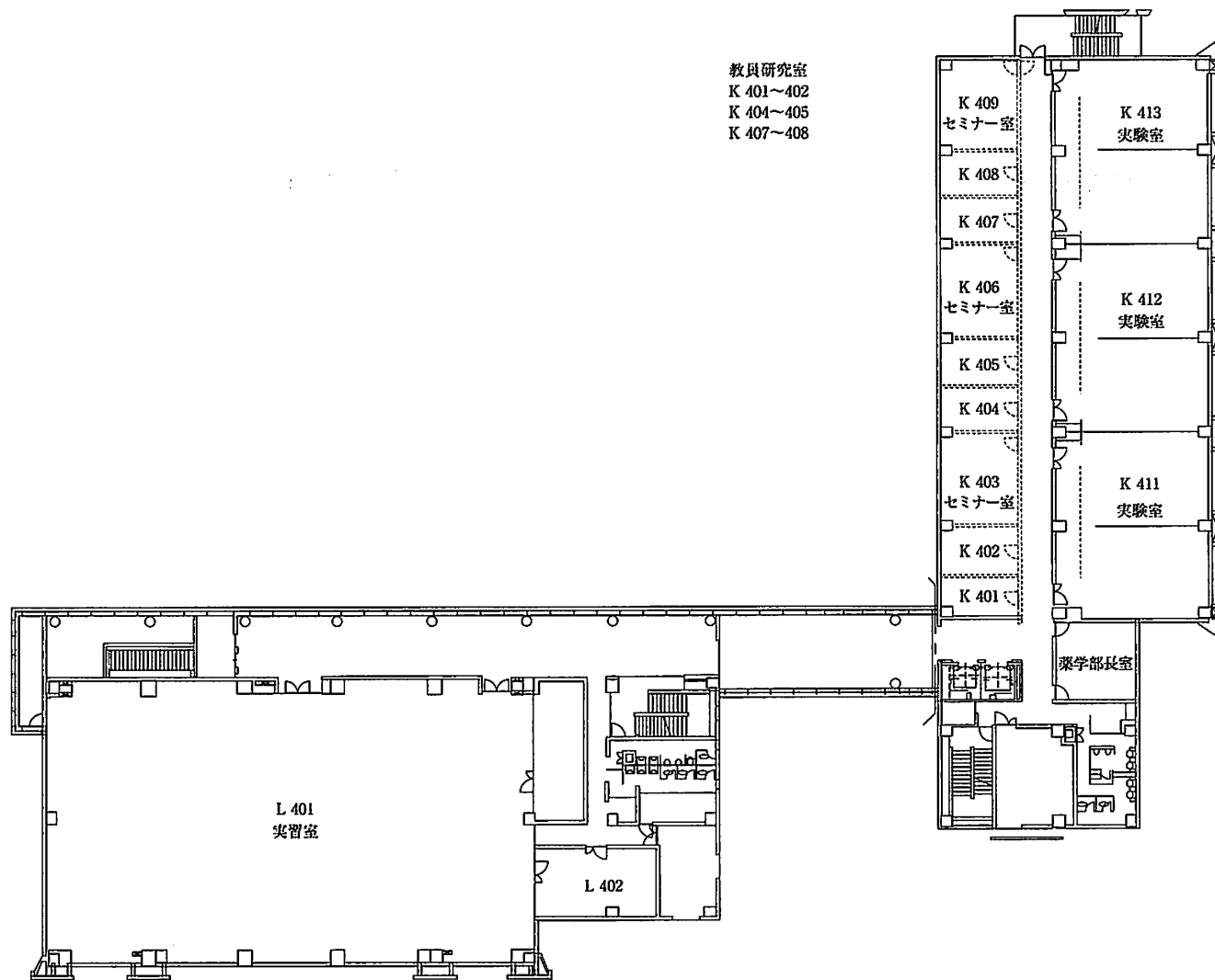


K・L棟2階

教員研究室
K 301~302
K 304~305
K 307~308

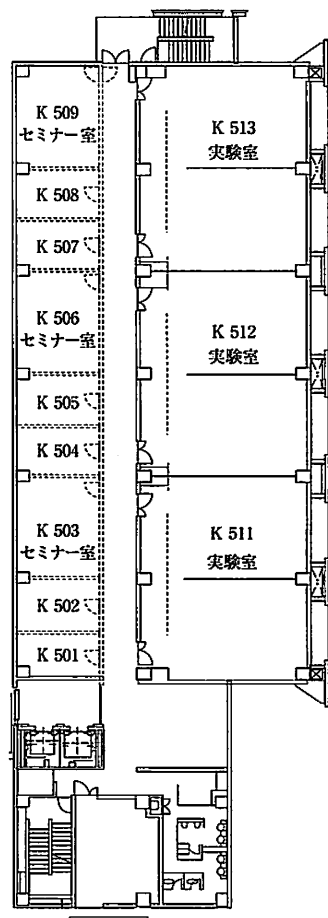


K・L棟3階



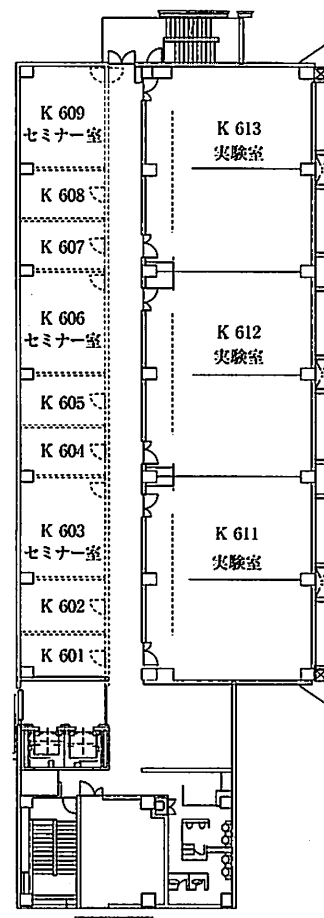
K・L棟4階

教員研究室
K 501～502
K 504～505
K 507～508

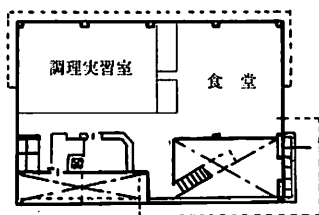


K棟5階

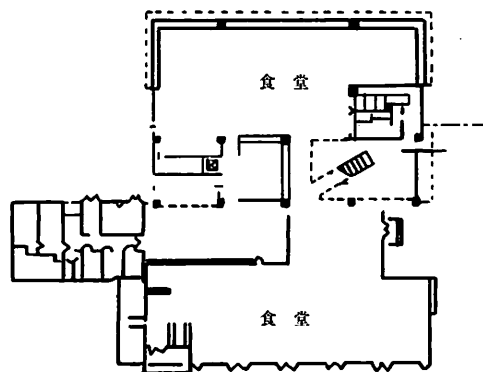
教員研究室
K 601～602
K 604～605
K 607～608



K棟6階

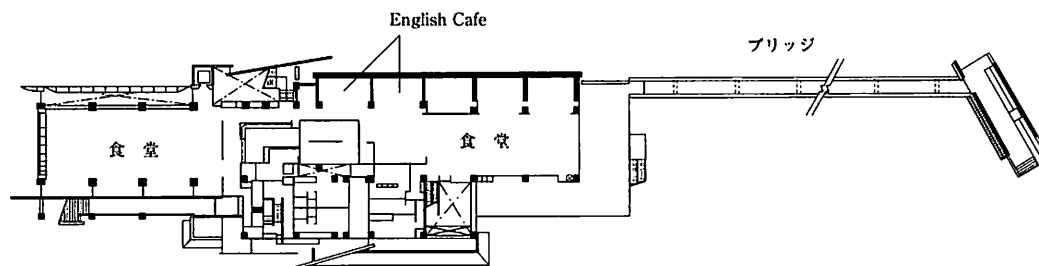


2階

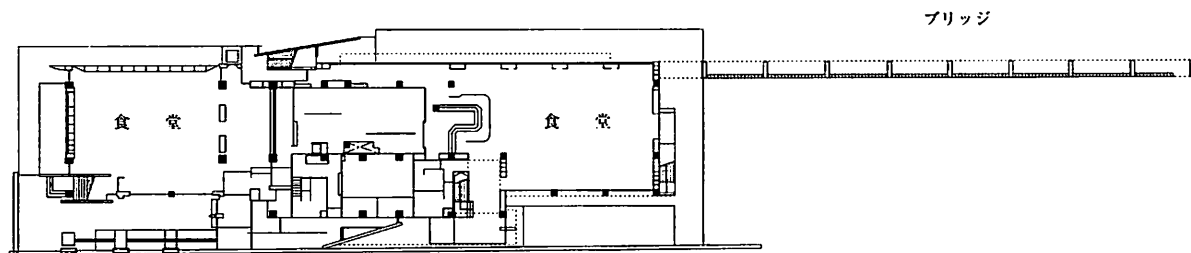


1階

とちテラス



2階



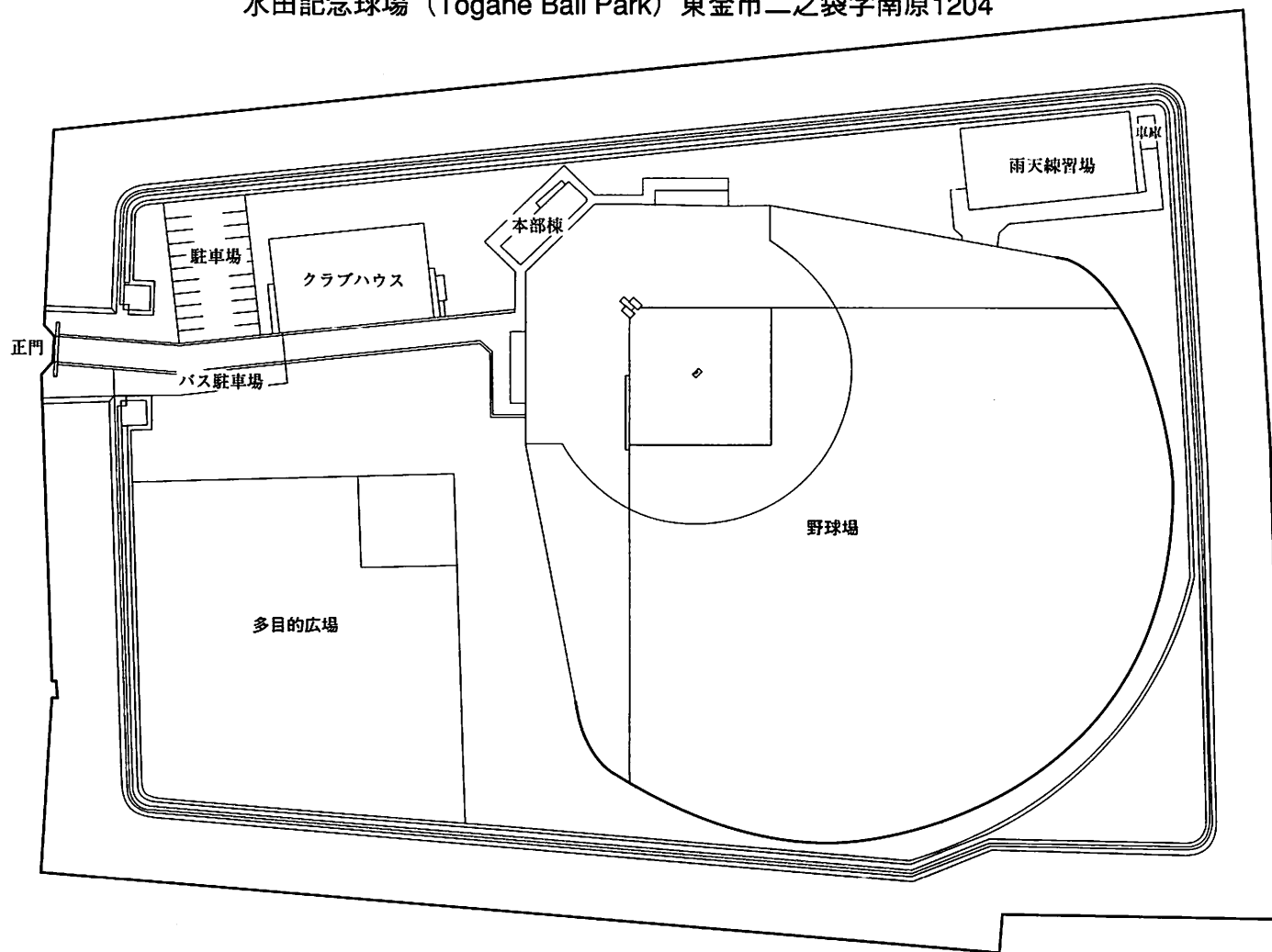
1階

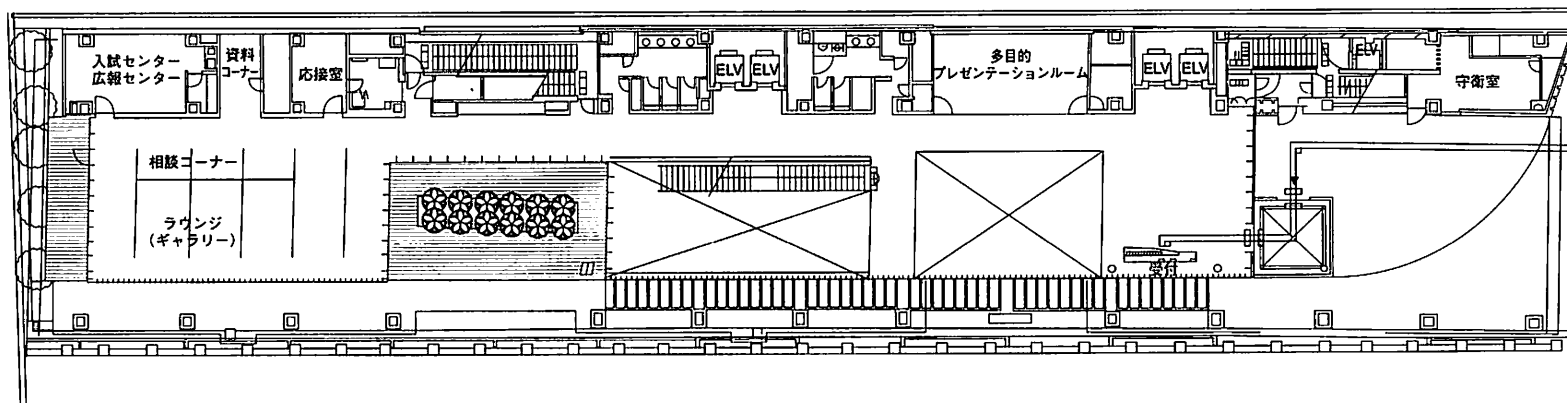
たぶテラス

ふうテラス

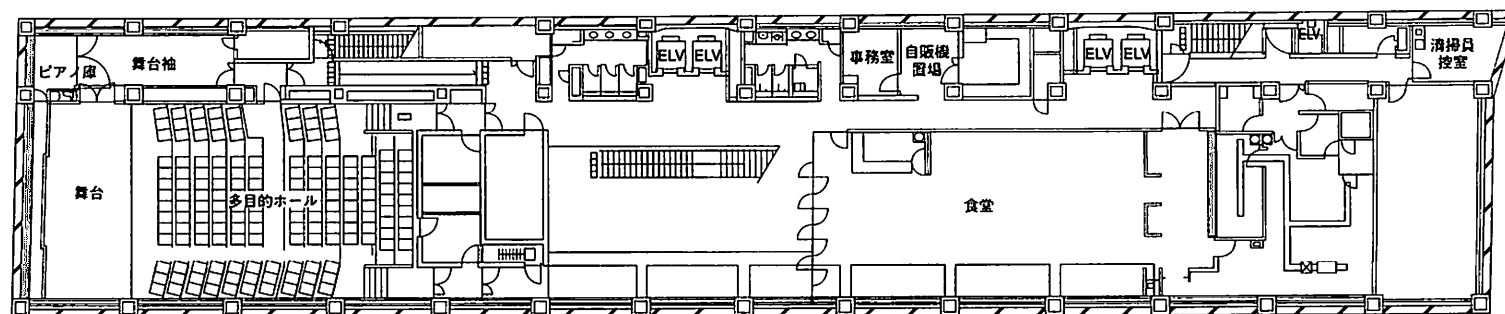
学 生 食 堂 (全館禁煙)

水田記念球場（Togane Ball Park）東金市二之袋字南原1204



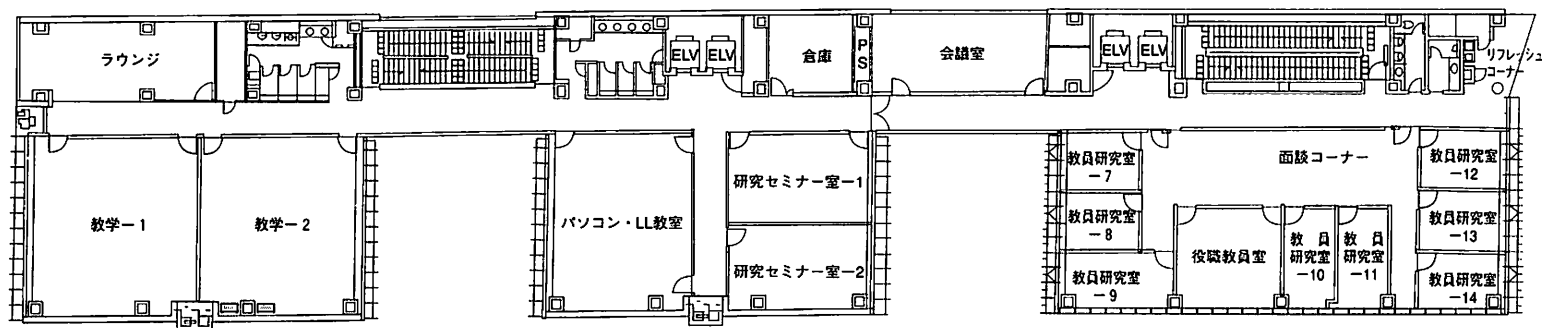
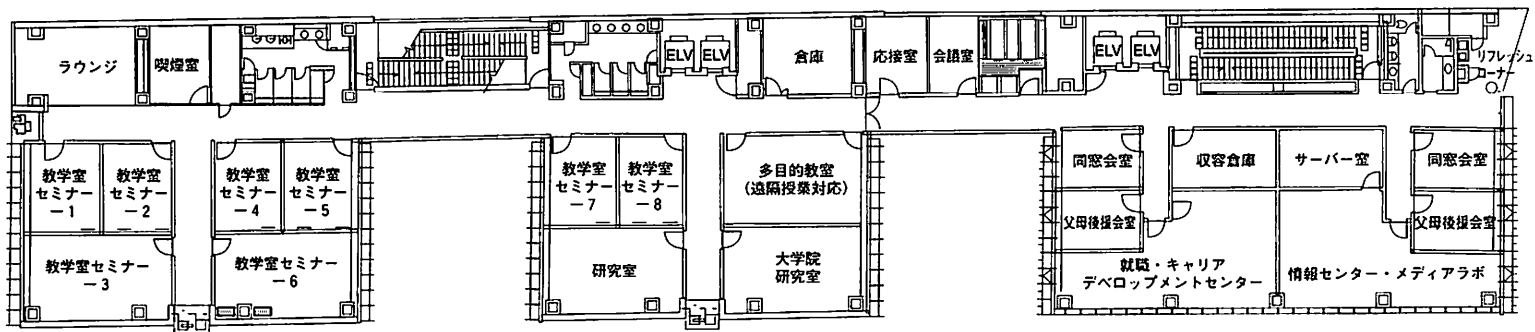


1 階

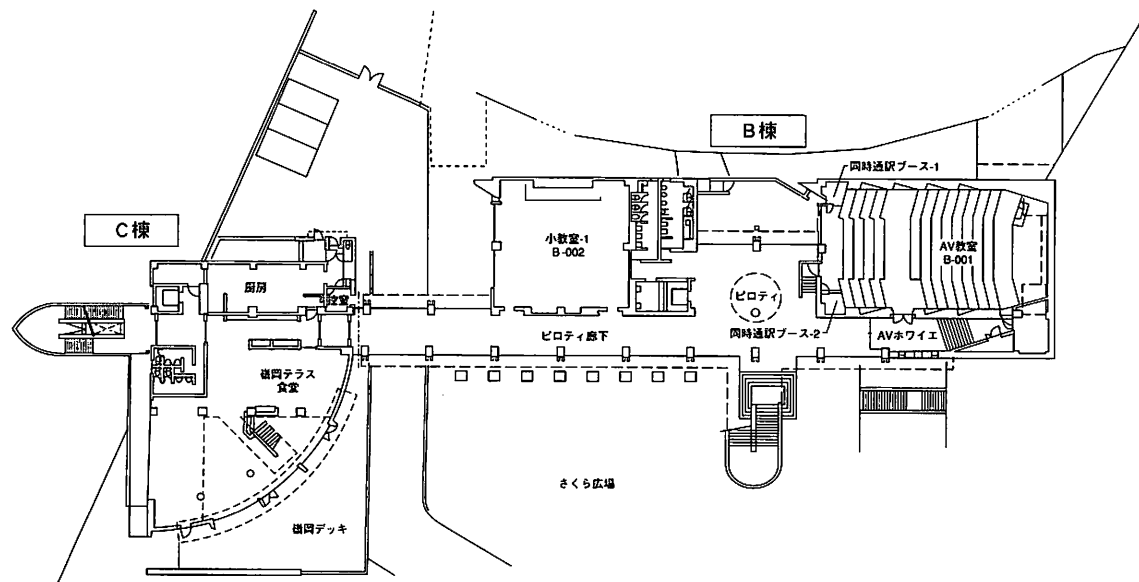
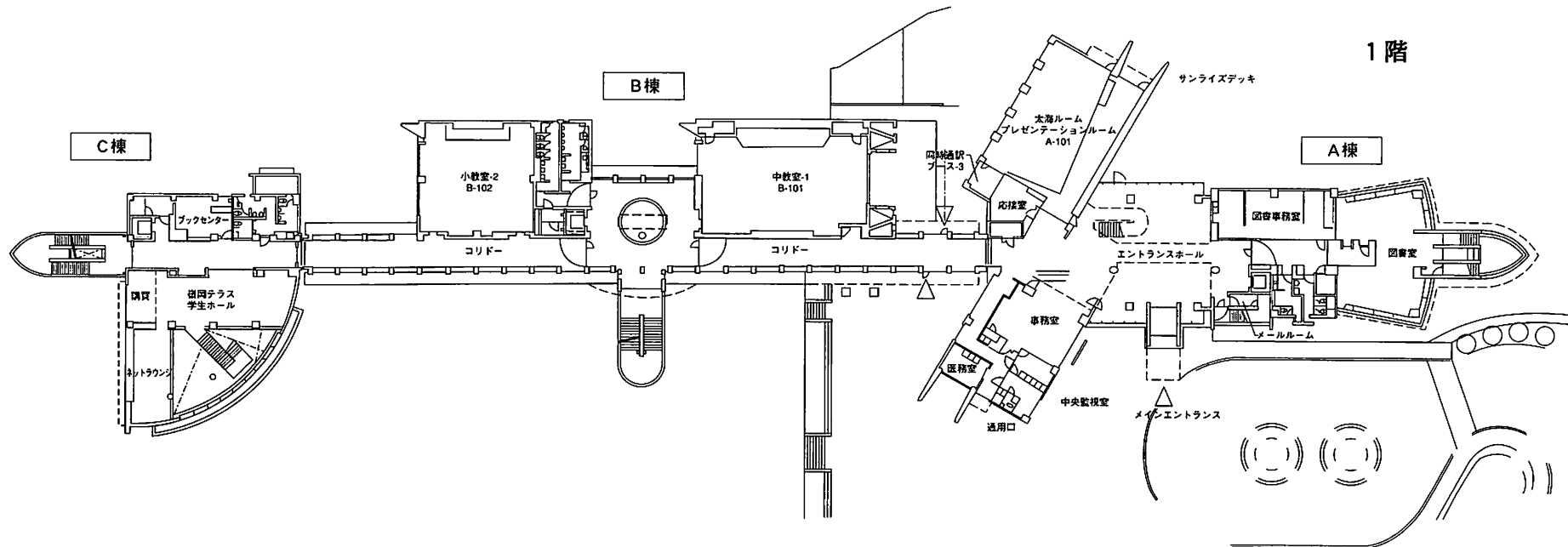


地下1 階

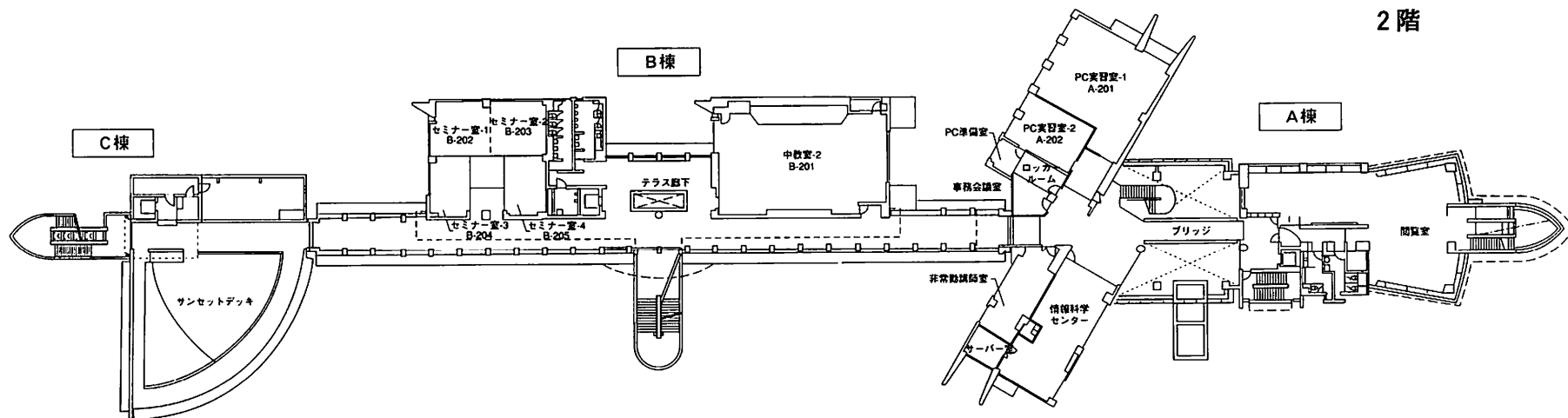
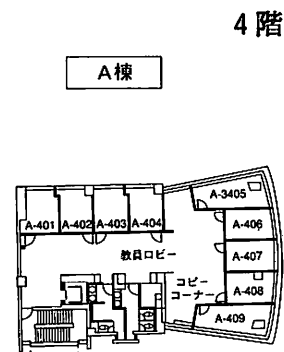
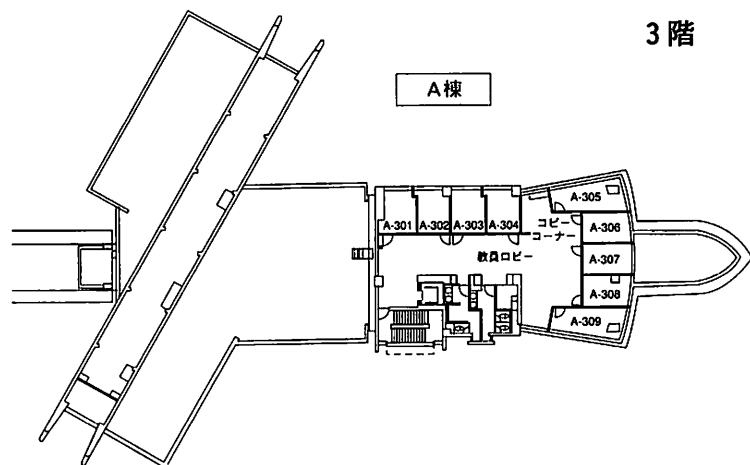
東京紀尾井町キャンパス



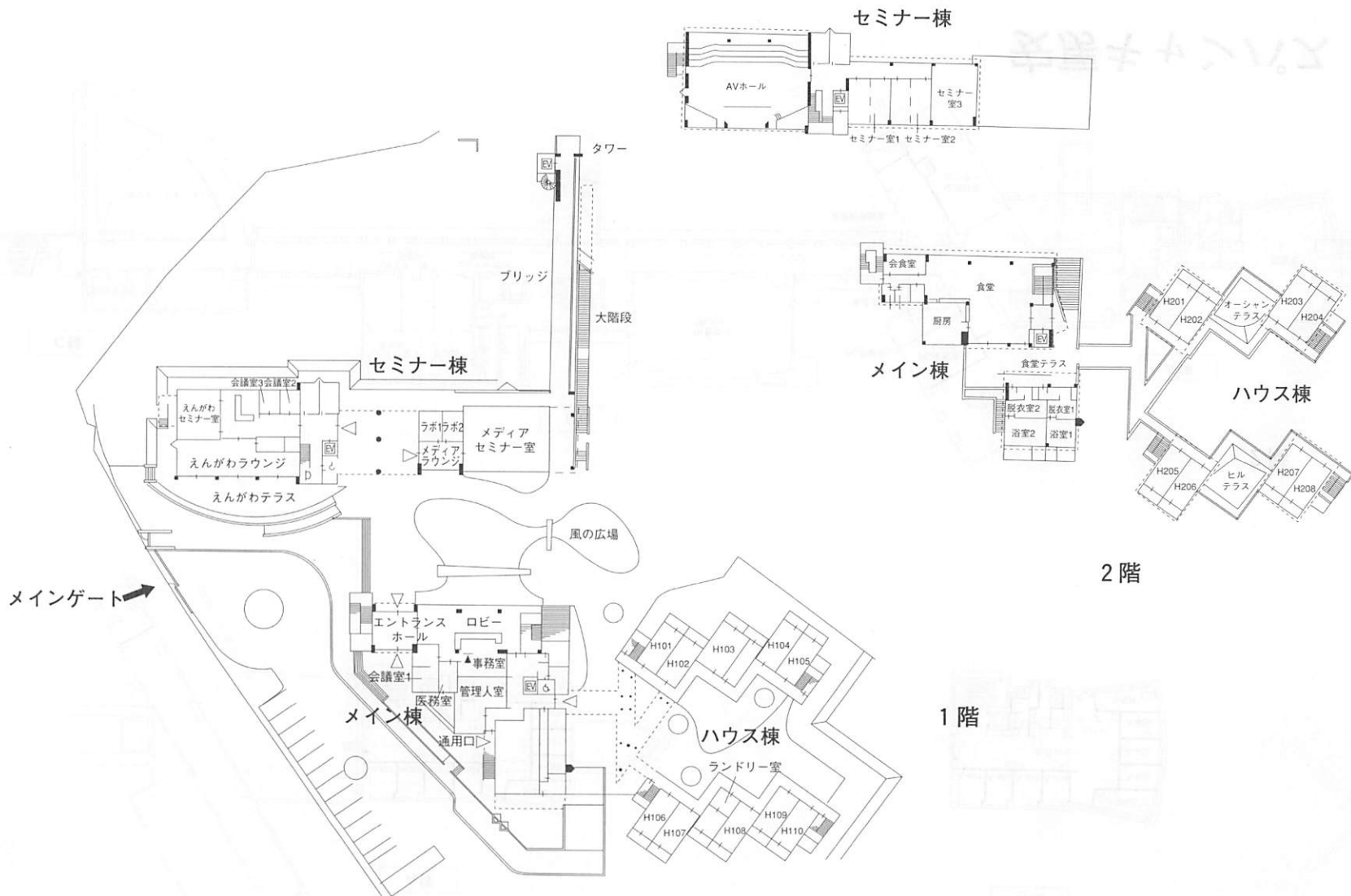
東京紀尾井町キャンパス



安房キャンパス



安房キャンパス



JOSAI安房ラーニングセンター

安房ラーニングセンター

安房ラーニングセンターは、学校法人城西大学創設者水田三喜男先生の生誕の地であり、一年を通じて気候温暖で知られる鴨川にあります。雄大な太平洋や鳥の声に包まれた豊かな自然の中で、充実した研修時間やくつろぎの時間を過ごすことができます。

近くには、大自然の楽しさを満喫できる海やアミューズメント施設だけでなく、仁右衛門島や郷土資料館など文学探訪に適した名所・旧跡があります。

1. 利用範囲

- (1) ラーニング施設として、本学学生および教職員の教育・研究・研修の場として活用し、また生涯教育の推進を図ることを目的とし、特に必要と認められる者としします。
- (2) 学生の利用に際しては原則として教職員又は卒業生もしくは父母の引率を必要とし、引率者が利用責任者となります。

2. 利用期間

年間を通して利用可能です。ただし、毎年12月29日から1月3日は休館日とします。

3. 申込窓口・事務取扱時間

- (1) 窓口

城西国際大学総務課 電話 0475-55-8800（代表）

- (2) 受付時間

午前9：30～11：30 午後12：30～16：00

（8月1日～8月20日、年末年始、土・日曜・祝祭日・創立記念日を除く）

4. 利用日数

原則として3泊4日を限度とします。

5. 学生利用料金

一泊二食付 3,255円（税込み）

6. その他

細部については、城西国際大学 JOSAI 安房ラーニングセンター利用規定及び利用案内によります。

学生生活のしおり

学生生活のしおり

学 生 証

1. 学生証は、本学学生であることを証明するものです。通学時には必ず携帯し、本学の教職員より提示を求められた時は、速やかにこれに応じなければなりません。
2. 学生証は、入学時に交付します。有効期限が過ぎた場合、卒業、退学、除籍等、学籍異動が生じた場合は、速やかに返還しなければなりません。
3. 学生証はICチップが搭載され、大変繊細かつ高価なものです。保管・取扱いには十分に気をつけて下さい。
4. 学生証には暗証番号(パスワード)機能が備わっており、交付時は全員が一律、「0000」の番号に設定されております。各自の責任のもと、暗証番号を学生課前にある暗証番号変更PCで必ず変更して下さい。なお、暗証番号を忘れると各種の証明書の発行ができません。
5. 各試験を受ける時は、学生証の提示が義務づけられています。
6. 学生証を紛失、もしくは破損した場合は、「学生証再発行願」を学生課に提出し、申込んでください。なお、再発行にはいずれの理由に拘らず1,500円がかかります。

学生証のアルファベット記号

研究生……………S

科目等履修生……………A

大学院：比較文化専攻……………DL

国際文化専攻……………ML

女性学専攻……………MW

国際アドミニストレーション専攻…MK

起業マネジメント博士後期課程…DI

起業マネジメント専攻……………MI

福祉社会専攻……………MS

ビジネスデザイン専攻……………MB

学生証番号（学生番号）の見方

人文科学研究科
(比較文化専攻(博士))

DL 2007-001

↓
所属

↓
入学年度

↓
個人番号

(国際文化専攻)

ML 2007-001

↓
所属

↓
入学年度

↓
個人番号

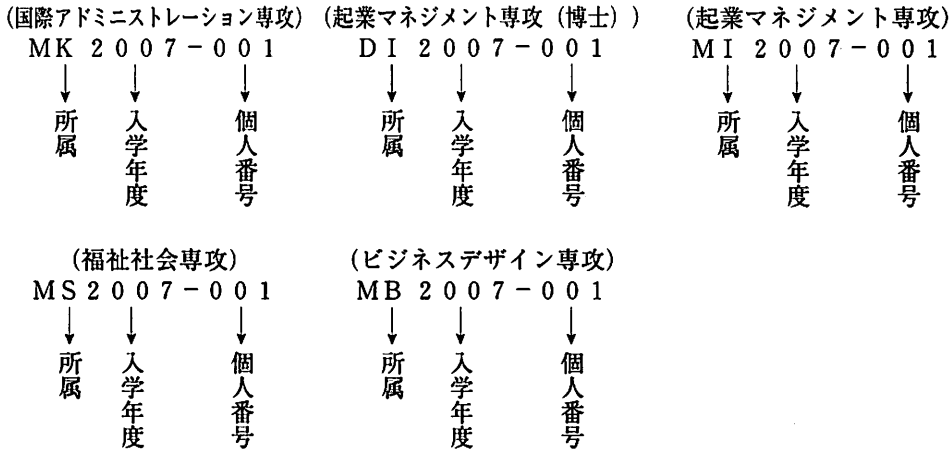
(女性学専攻)

MW 2007-001

↓
所属学科

↓
入学年度

↓
個人番号



連絡事項

大学から学生への通知事項等は、すべてマグメディア（電動波動掲示板）または掲示板によってお知らせします。掲示を見落としたために、必要な手続きがとれなかったり、修学に支障をきたすことが生じることがあります。毎日機会あるごとに各掲示板を注意して見るように心掛けてください。

なお、マグメディア及び掲示板の設置場所は下記の通りです。

マグメディア：A棟第一学生ホール前

B 104 教室前

F棟第二学生ホール内

G 3 棟前

掲 示 板：B棟西端B101横（学生課）

B棟西端エレベータ隣（教務課，全学科共通，福祉教育センター）

A棟第一学生ホール内（学生課）

G 1 棟 1 階通路（総合経営学科，福祉総合学科）

G 2 棟 1 階通路（国際文化学科，学生課，国際文化教育センター）

G 3 棟 1 階通路（国際交流学科，メディア情報学科）

A 棟 1 階 （福祉教育センター）

L 棟 1 階 （医療薬学科）

J 棟 1 階大学院院生室前（人文科学学科研究科，福祉総合学研究科）

J 棟 3 階大学院院生室前（経営情報学研究科）

2階教学事務室傍（東京紀尾井町キャンパス）

授 業 関 係

I 履修申請

1. 履修申請とは、所属する研究科のカリキュラムの中から学習すべき授業科目を自ら決定し、所定の様式に従い大学院事務室に提出することによって、自己の学習計画を確立するとともに、申請した授業科目について履修する権利を持つことになります。

学年の始めに行われる履修申請の手続きは、非常に重要なものでありこの手続きを怠ったり、誤ったりすることは、その年度の履修が無効になったり、授業を受ける権利を放棄することになります。そのようなことでは進級、卒業にも支障をきたすことになりますので、特に留意して申請手続きを行ってください。

また、学年の始めには履修についての相談期間を設け、諸君の疑問にお応えします。期間・場所については、毎年オリエンテーション時にお知らせします。

II 授業時間表

時 限	I	II	III	IV	V	VI	VII
時 間	9:30～ 11:00	11:10～ 12:40	13:20～ 14:50	15:00～ 16:30	16:40～ 18:10	18:20～ 19:50	20:00～ 21:30

※定期試験等の時間は、変更することがありますので掲示に注意してください。

III 授業時間割表

授業時間割表は、学生便覧の科目群・科目の並び順に表示されています。また、授業を実施する時期は、＜期間＞の欄に指定されています。

前期 前期セメスターに実施する科目

後期 後期セメスターに実施する科目

通年 1年間通して実施する科目

集中 集中講義期間に実施する授業（補講期間に実施する場合あり）

授業時間割表の見方

10002001	コマコード	科目名
日本文化研究Ⅱ（文学・近代）		
（教員）		
（H400）		教 室
10075001		
英語コミュニケーションⅠ		
（口頭発表法）		
（教員名）		
（H300）		

教室番号の見方

教室番号の頭のアルファベットは棟を、後の数字は教室番号を表しますので、校地・建物配置図等を参考にしてください。

(例) H 201

Hは棟番号 201は教室番号

(例) J 301

Jは棟番号 301は教室番号

IV 休 講

担当教員から連絡があり次第、掲示により連絡します。また、始業時刻から30分以上経過しても教室に連絡のない場合は、学部事務室まで問い合わせてください。

*交通機関の運行停止と授業について

交通機関の運行停止（ストライキまたは自然災害などの場合）の際における授業の取扱いは、JRが始発時運行停止の場合に限り全日休講となりますので、ニュース速報等に十分注意してください。

V 欠 席 届

やむを得ぬ事情で授業や試験を欠席した場合は、欠席届に診断書または理由書を添えて大学院事務室で検印を受けた後、授業担当教員に提出してください。なお、欠席届の用紙は大学院事務室窓口を用意してあります。

学 籍 関 係

休 学（学則第37条、第38条、第39条、第46条）

病気その他やむを得ない理由により、3か月以上出席することのできない者は、医師の診断書または理由書を添え保証人連署のうえ、休学願を大学院事務室に提出し、学長の許可を得なければなりません。

なお、休学期間は1年以内とし、引き続き休学を要する者は、改めて願い出ることによって更に1年、通算2年まで休学することができ、休学期間は在学年数に含みません。なお、休学を許可された者は、休学期間中の授業料および施設設備費の半額を免除する。

復 学（学則第38条）

休学していた者が復学する時は、原則として学期又は学年の始め1か月前までに、医師の診断書または理由書を添え保証人連署のうえ復学願を大学院事務室に提出し、学長の許可を得なければなりません。

また、復学後の科目履修等については、大学院事務室の指導を受けてください。

退 学（学則第40条）

やむを得ない理由により学業を継続することができないときは、その理由書を添え保証人連署のうえ、退学願を大学院事務室に提出し、学長の許可を得なければなりません。

除 籍（学則第47条）

授業料及び施設設備費の納入を怠り、督促を受けてもなお納入しない者は除籍されます。

再入学（学則第41条）

正当な理由により退学した者が、その理由を解消し学業の継続が可能となった時には、願い出により再入学を許可されることがあります。

なお、再入学願は学年の始め1か月前までに、大学院事務室に提出しなければなりません。

転部（学則第33条）

転部を希望する者は、学年の始め2か月前までに、転部受験許可願を大学院事務室に提出し、所属学部長の許可を得て受験することができます。

科目等履修生（大学院学則第40条～第43条）

本学部における授業の履修を希望する者は、学期または学年の始め1か月前までに、科目等履修生受験願を入試課に提出し、入学の許可を得なければなりません。

研究生（大学院学則第32条～第39条）

特殊な研究に従事しようとする者は、研究生受験願を入試課に提出し、入学の許可を得なければなりません。

大学院自習室の利用案内

1. 平日（月曜日～土曜日）の使用

- (1) 原則として、午前9時から午後8時までとします。
- (2) 平日の午後8時以降に使用する場合は、午後5時までに「施設使用願」を本部棟守衛室に提出してください。

2. 日曜日及び休日の使用

- (1) 原則として閉室とするが、教育・研究上において、やむを得ず使用を希望する学生は、「施設使用願」を提出し、許可を得てください。

3. 使用上の注意事項

- (1) 使用者は、退出するときには部屋の戸締まり、窓の施錠、火気及び電気を必ず点検してください。また、使用しない廊下灯等の消灯につとめてください。
- (2) 平日の午後5時以降に万一事故が発生した場合は、大学院事務室（内線1165）及び本部棟守衛室（内線1106）に連絡をしてください。休日及び祝日の場合は、本部棟守衛室（内線1106）に連絡をしてください。
- (3) 室内は、禁煙とします。
- (4) 室内では、昼食時間を除いて原則として、飲食を禁止いたします。
- (5) 普段から盗難防止のために、各自の持ち物の保管・管理には十分注意してください。また、盗難にあった場合は、速やかに学生課に届けてください。

授業料および施設設備費

I 授業料

1. 年間納入額を前期分および後期分の2期に分割納入してください。なお、大学から納入振込用紙が、4月上旬（前期分）および10月上旬（後期分）に送付されますので、必ず所定の「授業料等納入振込用紙」を使用してください。
2. 授業料負担者は、原則として第一保証人とし、変更がある場合は「授業料負担者変更届」を経理課に提出してください。

II 施設設備費

毎年度授業料と同時に納入してください。なお、納入振込用紙は「授業料等納入振込用紙」を使用してください。

- ### III 事情により、授業料および施設設備費の納入に支障をきたす場合には、「授業料延納願」を
- 経理課に提出し、相談してください。用紙は経理課窓口に用意してあります。なお、学納金が未納の場合は、当該学期の定期試験を受けられない場合があります。

健康管理

健康を保持し、増進させていくことを目的に本部棟1階に医務室があります。怪我をしたとき、体の調子が悪いときなど、遠慮なく利用してください。利用する場合は、受付用紙が学生課窓口にありますので、必要事項を記入後、来室して下さい。また、体脂肪計、血圧計も設置してありますので利用して下さい。

I 定期健康診断

本学では毎年4月（前期入学）と11月（後期入学）に定期健康診断（内科検診、X線検査、身体測定、検尿、聴覚）を実施しており、健康診断の結果は全員に配布します。異常があった学生は再検査（自費）が必要です。

なお、健康診断を受けなかった場合には、健康診断書の交付ができない事は当然ですが、各種の奨学金の申請にも支障をきたしますので指定日に必ず受診してください。止むを得ない理由により受診できなかった学生は、病院もしくは保健所等で発行される健康診断証明書を学生課に提出してください（この場合は自己負担となります）。

II 遠隔地被扶養者証

医療機関を利用するとき、保険証が必要となりますので、自宅通学以外は在学証明書を自宅に送り、遠隔地被扶養者証の発行を受け、常に携帯してください。

学生相談室

大学生活をしていれば、困ったこと、解決したいこと、知りたい事などいろいろ出てきます。

そんな時は、あなたの成長のチャンスです。

ぜひ学生相談室をご利用ください。

例えば、・「対人関係や家族関係で困っている」

- ・「友人のこと、家族のことで悩んでいる人がいる」
- ・「気分や体調がすぐれない」
- ・「意欲がわからない」
- ・「自分のことを知りたい」
- ・「今の学科が自分にあってないようだ」
- ・「進路について自信がない」
- ・「事故にあった」
- ・「金銭トラブルにまきこまれた」
- ・「誰に相談してよいかわからない」

相談したい時は、

- ☆ 相談は原則として予約制です。学生相談室に直接お電話ください。

〒283-8555 千葉県東金市求名1番地

城西国際大学 学生相談室

TEL 0475-53-2067

- ☆ 開室時間

火曜日・木曜日：11時から16時30分，土曜日：13時20分から15時

- ☆ その他の時間帯；医務室へ相談の申し込みをしてください。

医務室 TEL 0475-55-8899

- ☆ 相談室；医務室隣

- ☆ なお、電話・手紙による相談も受け付けています。

- ☆ 相談については、プライバシーを尊重し秘密を守ります。

奨学制度

奨学制度には、大学独自の水田奨学生制度、日本学生支援機構および地方自治体等の育英資金があり、それぞれの部署で取り扱っています。

I 水田奨学生制度（学務課）

学校法人城西大学創立者水田三喜男先生の育英の理想を実現するために設けられ、城西国際大学の建学の精神に則り、優秀な学生の顕彰と、さらなる育成を目的として、成績・人物等優秀な者を大学院研究科においては、各専攻より1名、学部においては、各学年・各学科より1名を選考し、授業料の一部として年額300,000円の奨学金が授与されます。

II 水田国際奨学金制度（学務課）

学校法人城西大学創立者水田三喜男先生の育英の理想を実現するために設けられた水田奨学生制度とともに、城西国際大学学生の国際的な勉学を奨励することを目的とします。本学学生の場合は、JEAP制度による留学、海外からの留学生の場合は、姉妹校またはこれに準ずる大

学からの留学生が対象となり、授業料の一部として500,000円を上限とし、奨学金が授与されます。

Ⅲ 独立行政法人日本学生支援機構（旧日本育英会）貸与奨学金（学生課）

独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）は独立行政法人日本学生支援機構法により設立され、優れた学生等であって経済的理由により修学に困難なものうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、これに認定された者に対して貸与されるものです。

学資として貸与する奨学金には、無利息の第一種奨学金と利息付の第二種奨学金（きぼう21プラン）の二種類があり、募集は4月の年1回となっています。なお、家計急変等による奨学金必要者については、緊急・応急での申込みを随時受け付けます。

機構が行う奨学金は学生課で取り扱っており、申込み募集案内等の連絡事項はすべて掲示で行います。また、平成16年度より、入学時特別増額貸与制度や機関保証制度など、新たにできた制度や改正された制度などが多数あります。これについての詳細や、家計、学力などの申込み条件等については、事前に説明会を行いますので、必ずこれに出席して、出願手続きに不備のないように心がけて下さい。申込概要は以下の通りです。

1. 第一種奨学金（無利息）

(1) 貸与月額

修士：88,000円

博士：122,000円

2. 第二種奨学金（有利息）

(1) 貸与月額

5, 8, 10, 13万円の中から選ぶことができる。

(2) 利率（毎月変動）

1.3%（平成19年1月、毎月変動）

3. 在学届の提出

高等学校在学中に日本学生支援機構の奨学生であった者は、入学後直ちに「在学届」を学生課へ提出してください。提出しないと、大学在学中の奨学金の返還が猶予されません。

4. 奨学金の貸与と返還

奨学金の貸与は、学生本人の各個人名義銀行口座に日本学生支援機構から直接振込まれ、返還は卒業後に預金口座から自動振替となります。

奨学金は国からの借入金と卒業生からの返還金が主たる財源です。卒業後の返還金は、後輩学生の奨学金に循環運用されます。返還の義務を果たして、はじめて奨学金制度が成り立ちます。

4. 継続について

毎年1回奨学生としてふさわしいか否かを判断するために、「継続願」を提出することになっています。成績不良、単位不足、さらには素行不良者は、貸与が停止、または廃止となることもあります。

Ⅳ 留学生への奨学金（国際文化教育センター）

外国人留学生に対し、日本国際教育協会や平和中島財団等の奨学金があります。募集については、掲示しますので見逃さないようにしてください。

TA・WSP制度

1. Teaching Assistant 授業料減免制度

大学院生がティーチング・アシスタントとして、学部学生の授業補助にあたることができる制度であり、併せてその大学院生の奨学に資することを目的とした奨学制度です。

2. Work Study Program

大学院生が有給で教員の教育業務の補助にあたることができる制度であり、併せてその大学院生の奨学に資することを目的としたプログラムです。

※申し込み、問い合わせ先は、本部棟1階大学院事務室まで。

住居関係

自宅から通学できない者は、通学可能なところに「住」を確保しなければなりません。「住」は学生生活を充実させるために大切な条件です。大学では、通学に便利な環境で勉学条件に合ったところを紹介しています。詳しくは学生課に相談してください。

アルバイト

学生は学問に専念し、これを通じて人格形成につとめるべきで、アルバイトに多くの時間をさくことは決して好ましいことではありません。しかし、やむを得ないときは勉学にさしさわりのない仕事を選びましょう。求人については、学生課の掲示板で紹介しております。

なお、留学生については、資格外活動許可書の交付を受ける義務があります。詳しくは、「留学生の手引き」を参照して下さい。

施設・用具使用

本学の体育施設・教室は、正課授業および課外活動で使用していますが、時間の許す限り一般学生にも開放しています。施設や用具を使用するときは、学生課で手続をしてください。

拾得・紛失

学内で物品を拾得・紛失したときは、学生課に届け出て拾得届・紛失届に必要な事項を記入して

ください。拾得物は学生課前の拾得物ケースに保管してありますので、学生課に申し出てくだい。

また、普段から盗難防止のために、各自の持ち物の保管・管理には十分注意してください。

忘 れ 物

学内での忘れ物が多いので、持ち物には必ず、学籍番号、氏名を記入してください。なお、忘れ物は、拾得物ケースに保管してありますので、学生課に申し出てください。

捨得物ケースに溜まった品物については、年3回（7月、12月、2月）処分します。

学 用 バ ス

学生・教職員用に東京・横浜・木更津・西船橋・蘇我・大網・成田・成東の各駅から大学迄、学用バスを運行しています。バス利用券を事前に経理課窓口で購入し、乗車して下さい。

自動車・オートバイ通学

現在、交通事故は毎日のように発生し、尊い命が奪われています。

事故により学生生活や修学に支障をきたすだけでなく、場合によっては人生全てを変えてしまいます。自動車・オートバイ通学の場合、何時・何処で事故に遭遇するかわかりません。事故を未然に防ぐ為にも自動車・オートバイ通学ではなく、他の交通手段での通学を心がけましょう。

なお、やむを得ない事情で自動車・オートバイ通学をする者は、ドライバーとしての責任と自覚を持ち、事故の無い様心掛けて下さい。車輛通学をする場合は、事前に学生課への登録が必要となります。登録のない場合は、車での通学を認めておりませんので、必ず登録をするようにして下さい。登録用紙は学生課窓口にあります。

また、学内への乗り入れは禁止です。指定駐車場（自動車＝第1・第2の2箇所 学外・有料 オートバイ＝第1の1箇所 学外・無料）に駐車する事を義務付けます。

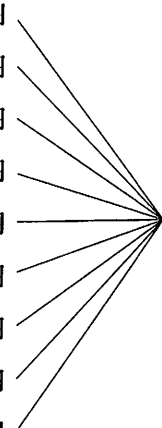
大学周辺道路への違法駐車は、地域住民の方に非常に迷惑を掛けることとなりますので絶対に駐車しないで下さい。違法駐車が発覚した場合、自動車・オートバイ通学禁止及び厳重処罰を下します。

諸 届

I 住所変更届

本人・第一保証人・第二保証人の住所を変更したときは、所定の用紙がありますので記入のうえ、速やかに学生課に届け出てください。

城西国際大学 シャトルバス

J R 東京駅	所要時間	1 時間10分	片道 600円	
J R 横浜駅	所要時間	1 時間40分	片道 900円	
J R 木更津駅	所要時間	60分	片道 500円	
J R 西船橋駅	所要時間	60分	片道 400円	
J R 蘇我駅	所要時間	45分	片道 200円	
J R 大網駅	所要時間	25分	片道 100円	
J R 東金駅	所要時間	10分	片道 100円	
J R 成東駅	所要時間	10分	片道 100円	
京成成田駅	所要時間	50分	片道 300円	J I U

○各駅発大学行き

時間	東京駅発	横浜駅発	木更津駅発	西船橋駅発	蘇我駅発	大網駅発	東金駅発	成東駅発	成田駅発
07	40	10							
08			00	10	25・35	50			15
09	00							05	
10					10・20	15		50	45
11			20					35	
12					10	40		25	
13					35・55			15	45
14			40			10		35	
15	00				50	30			
16					05	00			00
17						00		00	

○大 学 発

時間	東京駅行	横浜駅行	木更津駅行	西船橋駅行	蘇我駅行	大網駅行	東金駅行	成東駅行	成田駅行
08									
09					20・30	50		40	40
10			00					35	
11					15				
12					50	15		10・45	45
13	10		20		10	45	20	00	
14									
15					05・15	05・30	30	05	05
16	50	50	50			40			
17				00				25	25
18	30				20・30				

※ 道路状況により、到着時間が遅れる場合があります。

Ⅱ 保証人変更届

家庭の都合で保証人が変わるときは、所定の用紙がありますので記入のうえ、速やかに学生課に届け出てください。

Ⅲ 身上異動届

本籍地・姓名を変更するとき、所定の用紙がありますので記入のうえ、速やかに学生課に届け出てください。

Ⅳ 学生団体設立

学生が学内において団体を設立するとき、学生通則第8条を参照のうえ学生課に届け出てください。

※本学学生は、入学時に全員「学生個人別カード」を学生課へ、留学生の場合、加えて「外国人留学生登録カード」を記載し国際文化教育センターへ提出することになっています。この提出された各カードは、在学中における緊急時の連絡、保証人等への連絡及び在籍中の生活指導等に用いられます。

なお、その運用等については「個人情報の保護に関する法律」の規定に則し、取り扱われます。

また、「住所変更届」等の各種届出用紙や「証明書発行願」等の各種申請用紙についても前記法律に則し運用されます。

そ の 他

Ⅰ 行事予定・休講・その他授業及び試験に関することなどの問い合わせは登校のうえ、掲示により確認するか事務室窓口にお問い合わせください。

Ⅱ 学生の厚生援護を目的とする団体に、〈日本学生支援機構〉があり、奨学援助、保険診療、厚生会館の運営、管理及び外国人留学生の援助・内外学生の交流等の事業を行なっています。

(取扱時間) 平日 9:00~12:30 13:00~16:00

休日 土曜、日曜、祝日、年末年始

〔東京学生生活相談所〕 ☎161-0034 東京都新宿区上落合1-17-1 (西武新宿線 下落合駅前)

(特別相談、短期貸付等の業務) ☎ 03-3951-9101

：特別相談 ☎ 03-3951-9105

：短期貸付 ☎ 03-3951-9105

：留学生相談コーナー ☎ 03-3951-9103

〔東京学生住宅相談所〕 ☎160-0004 東京都新宿区四谷1-21 (JR四ツ谷駅 四ツ谷口3分)

(特別相談等住まいの業務)

：留学生相談コーナー ☎ 03-3359-5997

諸願・届一覧

種 類	摘 要	用紙配布窓口	提 出 先
休 学 願 復 学 願 退 学 願	事由が発生したとき、速やかに学部事務室で相談の上、手続きすること	大学院事務室	大学院事務室
欠 席 届	やむを得ぬ事情で授業や試験を欠席したとき	大学院事務室	担当教員 (大学院事務室)
転 部 願		大学院事務室	大学院事務室
住 所 変 更 届	本人又は父母、第2保証人の住所を変更したとき	学 生 課	学 生 課
保 証 人 変 更 届	保証人が変わるとき	学 生 課	学 生 課
身 上 異 動 届	本籍地異動・改姓名等があったとき	学 生 課	学 生 課
紛 失 届 拾 得 届	事由が発生したとき	学 生 課	学 生 課
施設・用具使用願	大学の施設・用具を使用したいとき	学 生 課	学 生 課
学生団体登録届	掲示により指示する（5月）	学 生 課	学 生 課
団体設立許可願	顧問教員が必要	学 生 課	学 生 課
授業料延納願	やむを得ぬ事情で、授業料の納入がおくれるとき	経 理 課	経 理 課
授業料負担者変更届	授業料負担者が変わるとき	経 理 課	経 理 課

学生通則

第1条 本学学生に関する規定は関連法令に記載されたもののほか、この通則に定めるところによる。

第2条 学生は入学前に提出した個人調査票・学生個人別カードの記載事項（住所・電話番号など）に変更があったときは、そのつと速やかに学生課に届け出なければならない。

第3条 学生は学生証の交付を受け、必ずこれを携帯し、本学教職員より提示を求められた場合は、いつでもこれを提示しなければならない。

2 学生証は入学時に交付する。

3 学生証を紛失したときは、直ちに学生課に届け出て再発行を受けなければならない。

4 学生証の所持資格を失ったときは、直ちにこれを返納しなければならない。

第4条 前条規定の他、学校法人城西大学東京紀尾井町キャンパスでの授業、課外活動その他の

ため入館する場合、必ず学生証を入り口にて提示し、別に定める様式のネックストラップを用いて、確認し易い位置に常に装着しなければならない。

第5条 学生は、毎年1回本学施行の健康診断を受けなければならない。

第6条 学生はその本分を自覚し、社会的な規則・マナーを遵守すること。他の人に対する暴力行為・迷惑行為・セクシュアルハラスメントなどは決して許されない行為である。また、これらの行為を目撃した際には速やかに学生部、学生課へ申し出ること。

第7条 学生が、交通手段として自動車を用いる場合、学生部に登録することによりそれを認める。その場合、指定の駐車場に駐車する事を義務付ける。

2 学生が自動車にて学内に乗り入れることを禁ずる。但し、特別な事情により学内への乗り入れを希望する場合、学生部を経て施設管理者の許可を得なければならない。

3 許可を受けた学生が、学内に駐車する場合、施設管理者より発行された学内進入許可証を、車内の確認し易い位置に常に提示しなければならない。

4 許可期間を過ぎた場合は、直ちにこれを返納しなければならない。

第8条 学生が学内で団体を結成しようとするときは、代表者と顧問教員（本学専任教員）を定め、所定の様式に従い、代表者および顧問教員が連署・押印をもって学生部長を経て学長の許可を得なければならない。

2 許可された団体は、毎年5月末日までに所定の団体名簿及び連絡網を学生部長に提出しなければならない。提出のないときは解散したものとみなす。

第9条 本学は、多様な文化的背景を持つ学生が世界各地から集まっている国際大学である。したがって、本学において、特定の政治的・思想的および宗教的活動をしてはならない。また、政治的・思想的および宗教的団体と認められるものを組織してはならない。なおかつ、学外においても、大学名を使用して同様の活動をしたり団体を組織してはならない。

第10条 学生団体が学外団体に参加しようとするとき、または学外において本学名を使用して団体活動をしようとするときは、代表者及び顧問教員の連署・押印をもって学生部長を経て学長の許可を得なければならない。

第11条 学生が学内において集会を開こうとするときは、代表者はその7日前までに所定の様式に従い、その日時・使用しようとする施設・その他必要事項を記載の上、学生部長に願い出て許可を得なければならない。なお、集会の終了後その結果について学生部長に報告するものとする。

2 前項の集会は、午前9時から後5時までの間とする。

第12条 学生が学内外において文書の配布及び掲示をするときは、その責任者氏名を記載した文書を提示し、所定の様式に従い学生部長の許可を得なければならない。

2 前項の掲示は、本学所定の掲示板に掲示するものとし、その掲示期間は1週間以内とする。

- 第13条 学生が学内において募金活動，世論調査，署名運動，投票及び寄付募集などの行為をしようとするときは，本学教職員をもってする責任者より，あらかじめ学生部長を経て学長の許可を得なければならない。
- 2 前項に定める行為の責任者は，その行為実施に関しては学生部長の指示に従うとともにその結果を報告しなければならない。
- 3 第1項に定める行為は，本学教職員及び学生以外の者を含むときには，その行為の一切を禁ずる。
- 第14条 学生が，学生通則あるいは学内諸規則に違背したと認められるときは，学則第68条に基づき懲戒の対象となる。また，学生団体が学生通則あるいは学内諸規則に違背したと認められるときは，活動停止または解散を命ずる。

付 則

この規則は平成6年4月1日から施行する。

この改正は平成11年7月1日から施行する。

この改正は平成17年4月1日から施行する。

各種証明書

各種証明書

本部棟 1 階事務室内の学生課で、各種証明書の受付・発行を取り扱っています。発行する証明書の種類と手数料については、次頁の「証明書発行一覧」を参照してください。就職用推薦書は就職課で取り扱います。

証明書の申し込みおよび発行について

1. 学生証を使用して証明書自動発行機(取扱時間：年末年始および日曜、祝祭日を除く 9:00～17:00)で所定の操作をしてください。
2. 証明書は即時発行されます。
3. 証明書の種類によっては、学生課窓口で申し込みし、即日発行できない証明書もありますので注意してください。
4. 証明書の有効期間は 3 ヶ月です。
5. 電話および郵送による証明書の申込みは、原則として受け付けません。
6. 学生証は IC カードなので折り曲げたり、磁気の傍に近づけないでください。

学生旅客運賃割引証(学割証)についての注意

1. 学割証は、片道の区間内において、100km を超え、帰省等で利用する場合に使用することができます。(JR 各社のみ)
なお、8 名以上の団体の旅行する場合は、団体割引が利用できます。
2. 学割証は、1 回の交付で 2 枚までとなっております。(国土交通省規定)
3. 他人名義のものや記入事項を勝手に書き換えて使用すると、本人が処罰されることはもちろん、大学全体の学割証発行停止処分を受けることになりますので、使用には注意してください。

通学定期について

1. 電車の場合

入学時に交付された通学定期券購入兼用証明書と学生証を最寄りの駅に提示し購入してください。卒業時まで利用しますので、住所変更の際は住所変更届とともに、学生課窓口に提出してください。

2. バスの場合

購入希望日の 2 日前までに、通学証明書を学生課窓口に申請してください。

証明書発行一覧

種 類	手数料	交付期間	受付および発行
在 学 証 明 書	200円	即時	自動発行機
成 績 証 明 書	〃	〃	
修了(見込)証明書	〃	〃	
健康診断証明書	〃	〃	
教職関係証明書	〃	3日後	学生課窓口
福祉関係証明書	〃	〃	〃
奨学金受給証明書	〃	〃	〃
推薦書(進学用)	〃	7日後	〃
推薦書(就職用)	〃	〃	就 職 課
調査書(進学用)	〃	〃	学生課窓口
英文(成績証明書)	〃	即日	〃
英文(在学証明書)	〃	2日後	〃
学生証(再発行)	1,500円	3日後	〃
路線バス定期券購入用通学証明書	〃	2日後	〃
通学定期乗車券購入兼用証明書	〃	〃	〃
学 割 証	無料	即日	自動発行機

図書館

図 書 館

水田記念図書館

図書館は知識の宝庫です。図書や雑誌をはじめとして、CD-ROM、ビデオテープ等大学での学習、教育、研究に必要な資料を収集して利用に供しており、現在、約19万冊の蔵書があります。

そして、それらの資料を利用する快適な環境と最新の設備を整えています。

平成13年度開館した新図書館は、情報図書館的機能の充実を図るためメディア・ラウンジを設け、インターネットによる情報収集や、CD-ROM データベースの検索に対応するパソコンを多数配置しています。また、ビデオテープ、DVD、CD などを利用するための機器を多数配備した視聴覚コーナーを設けるとともに学習や研究機能の一層の充実を図るためグループ学習室や閲覧ブースを設けています。

1. 図書館の利用にあたって

- (1) 利用資格 学生、教職員、その他図書館長が許可した者
- (2) 入館手続 学生証を「自動入館ゲート」に差し込み入館します
- (3) 開館時間 9:30～20:00（土曜日9:30～17:00）
- (4) 休館日 日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日、本学創立記念日（4月28日）、毎月の第1月曜日（館内整理日）、春期・夏期・冬期休業中の一定期間。（その他臨時に休館することがあります。）

2. 館外貸出

図書館の資料は、とくに定める資料（貴重図書、参考図書、視聴覚資料、特別指定図書、加除式資料、新聞、雑誌の最新号、その他館長が指定するもの）を除き、貸出を受けて館外で利用することができます。

- (1) 貸出（図書）の冊数および期間

学部学生、研究生、科目等履修生…… 3冊、1週間以内（貸出・返却日を含めて8日間）

大学院生………10冊、1か月以内

- (2) 貸出の手続

貸出を希望する図書と学生証を受付カウンターへ提出するか、自動貸出返却機で手続きを行ってください。

- (3) 返却

貸出を受けた図書は、返却期限内に受付カウンターに返却するか、自動貸出返却機で手続きを行ったあと所定の場所に置いてください。また、ブックポストにも返却できます（図書館正面入口、図書館棟事務室入口）。

(4) 貸出期間の延長

図書を引続き借りたいときは、返却期限内に受付カウンターへ図書を持参し手続きをしてください。貸出予約されている場合を除き、1回に限り延長できます。

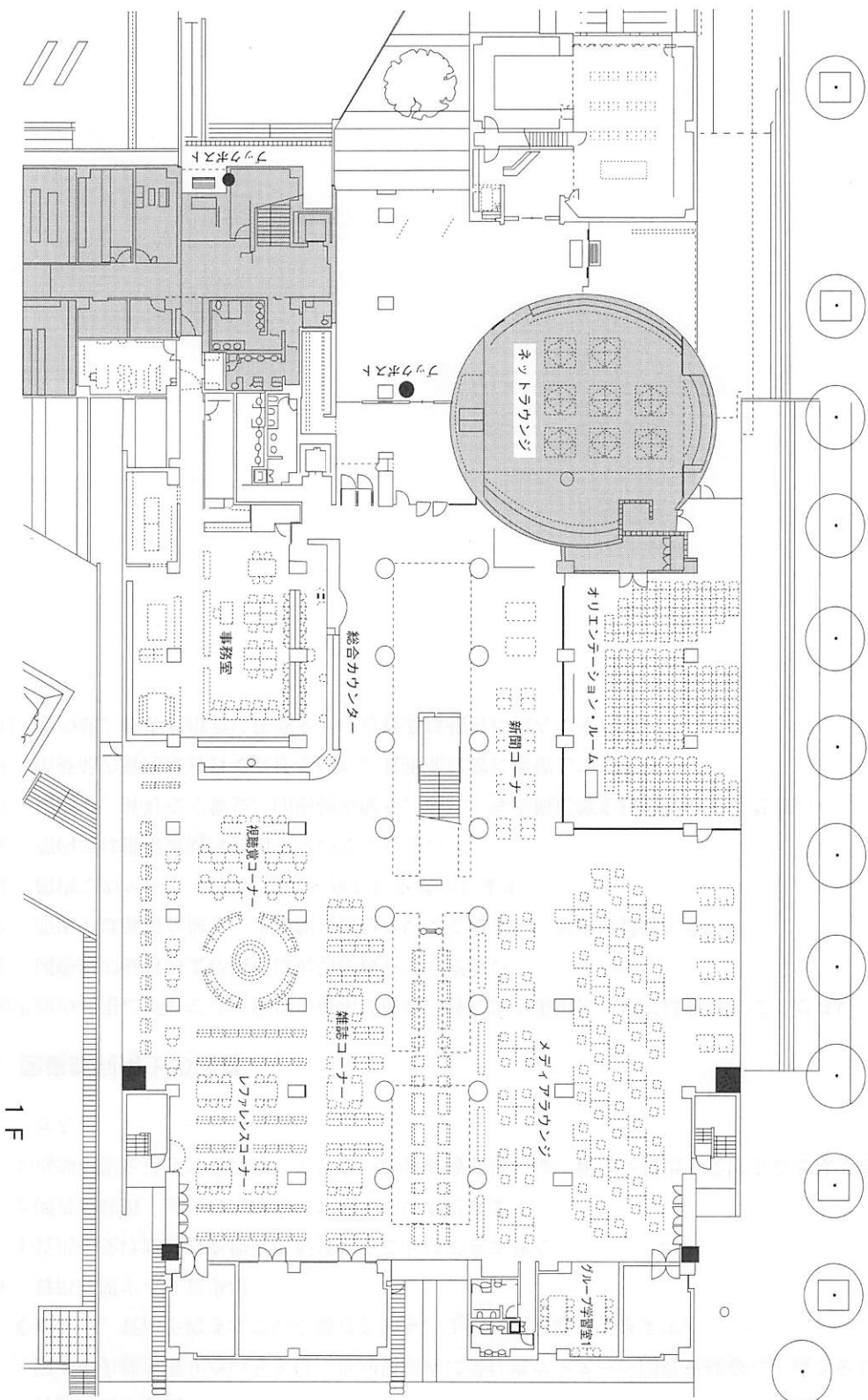
(5) 貸出に関する注意事項

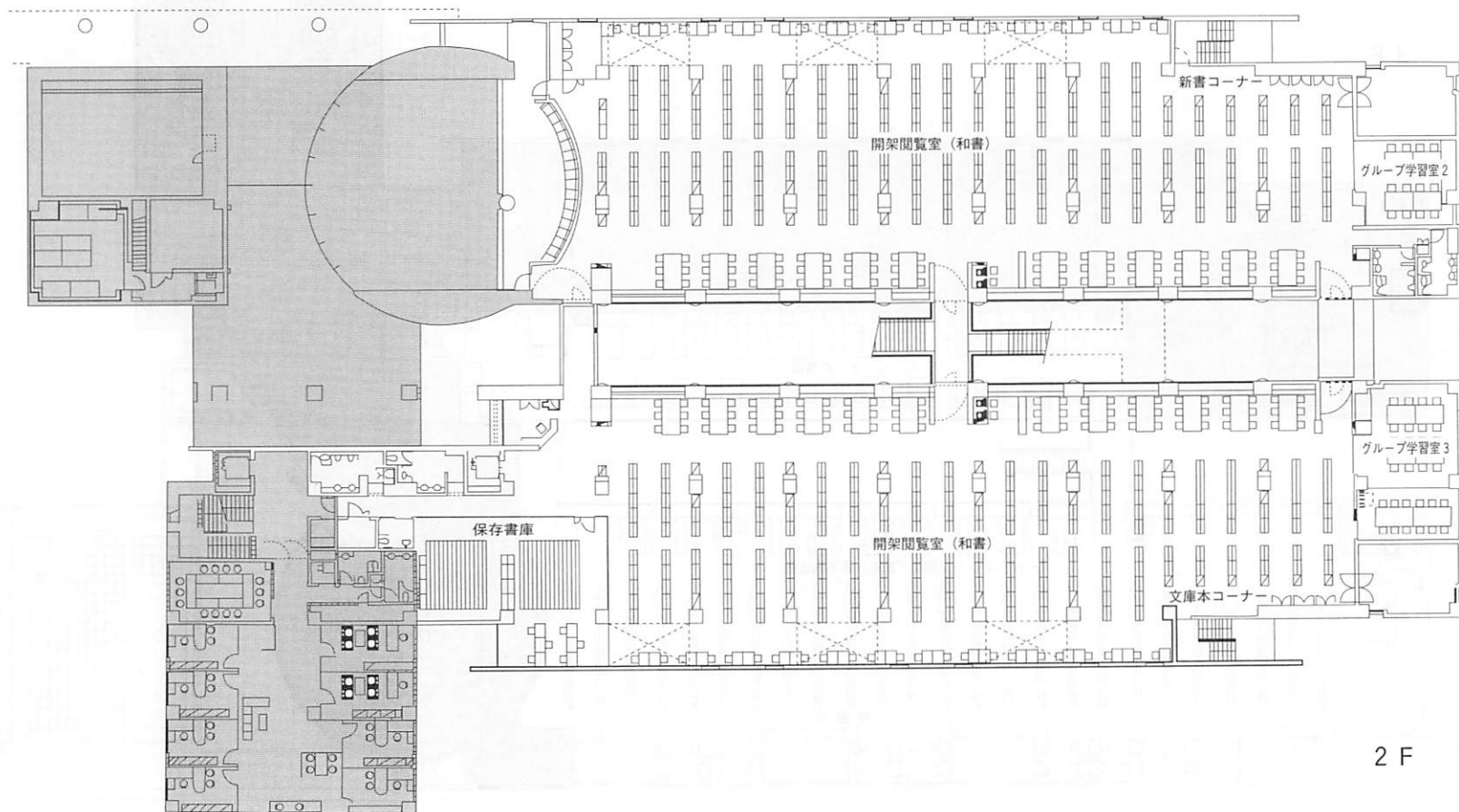
- ①貸出を受けた図書を他人に転貸することはできません。
- ②図書を破損、紛失した場合は弁償していただきます。
- ③返却期限を過ぎても返却していない図書がある場合は、新たな貸出を受けることはできません。

3. 図書館利用上の注意

図書館の利用については、職員の指示に従い、特に次の事項については厳守してください。

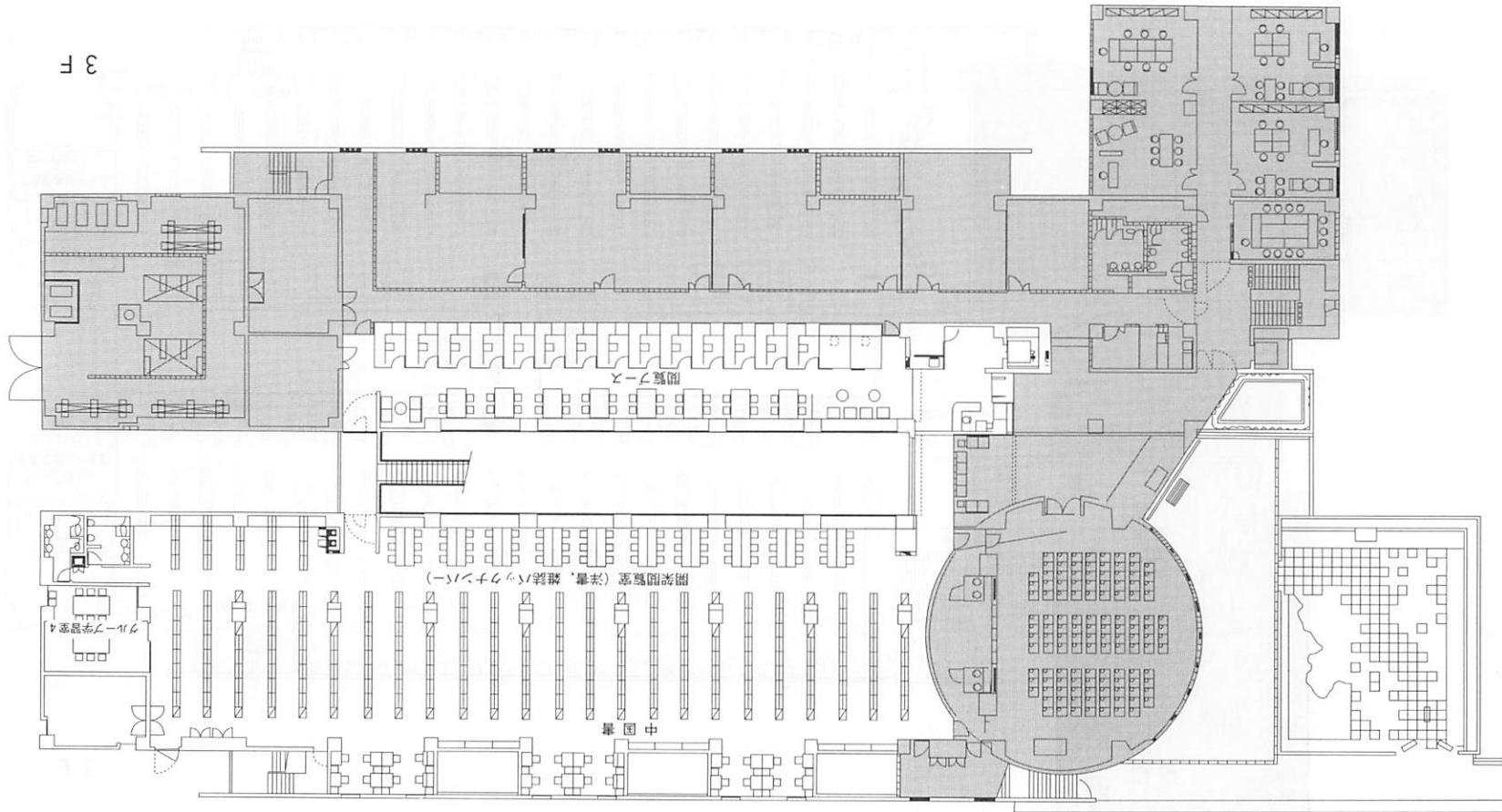
- (1) 図書館の資料および機器は大切に扱ってください。
- (2) 館内では静粛を保ち、また飲食はしないでください。館内は禁煙です。
- (3) 館内でのゲーム（PC ゲームを含む）を禁止します。
- (4) 館内では携帯電話は使用しないでください。
- (5) 館内で、許可なく集会、印刷物の配布、貼紙、写真撮影等を行わないでください。
- (6) 所持品の管理は各自で責任を持ち、貴重品は常に携帯してください。
- (7) その他、他の利用者に迷惑をかける行為は絶対に慎んでください。





2 F

3 F



情報科学研究センター

情報科学研究センター

情報科学研究センター利用案内

情報科学研究センターでは、研究教育活動の情報化、ネットワーク化、国際化を積極的に推進しています。すべての教室と研究室に情報コンセントを配置していますので、学生と教職員は3000を超える情報コンセント（無線LANを含む）から電子メール、WWW、データベースなどのサービスを自由に利用することができます。また、センターでは国家試験に関する講座を企画するなど、学生のキャリア形成にも貢献しています。

1. 情報科学研究センター利用にあたって

- (1) 利用時間 9:00～17:00
- (2) 日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日、本学創立記念日（4月28日）、春期・夏期・冬期休業中の一定期間は利用できません（その他臨時に休館することがあります）。

2. インターネット利用アカウントおよび電子メールアドレスの取得

アカウント、メールアドレスの取得については申請が必要です。情報科学研究センター窓口までお問い合わせください。

※申請から発行までは約1週間かかります。

< 院生室利用について >

1. 設 備

院生室パソコンコーナー（J棟1階）……………人文科学研究科，福祉総合学研究科
大学院パソコン室（J棟3階 J301）……………経営情報学研究科

2. 主なソフトウェア

MS - Office, Adobe Premiere Standard（3階のみ）

3. 院生室利用にあたって

- (1) 利用時間 9:00～20:00
- (2) 日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日、本学創立記念日（4月28日）は利用できません（その他メンテナンス等により、臨時に利用できないことがあります）。

4. 利用上の注意

- (1) 院生室パソコンコーナー、大学院パソコン室は飲食厳禁です（持ち込みも不可）。
- (2) 院生室のパソコンはファイルを保存できない設定です。ファイルを保存するには、CD-R/RW、USB メモリ、フロッピーディスク等を各自で用意してください。
- (3) 院生室の入退室には学生証が必要です。
- (4) 連絡事項等は院生室前の掲示板で案内します。
- (5) その他、他人に迷惑をかける行為を慎み、パソコン室に関する秩序等については、大学院事務室職員および情報科学研究センター職員の指示に従ってください。

5. インターネットの利用

院生室のパソコンはインターネットに接続されていますので、ホームページの閲覧や電子メールの利用が可能です。また、情報コンセントや電源コンセントが設置されていますので、ノートパソコンを接続してインターネットを利用することができます。利用規則やネチケットを守ることではありますが、トラブルに巻き込まれたときには、大学院事務室に届けてください。

大学内でのチャットの使用は膨大なトラフィック（情報量）を発生し、教育・研究に支障をきたすため、禁止しています。

詳細は、「城西国際大学学内ネットワーク利用基準」等に掲載しています。

6. プリントアウト（印刷）について

レポート提出時期は混雑が予想されます。時間に余裕をもって利用してください。

紙は貴重な森林資源です。“印刷プレビュー”などを利用し、印刷は最小限にお願いします。

城西国際大学学内ネットワーク利用基準

(趣旨)

第1条 この基準は、城西国際大学学内ネットワーク管理・運用規程第8条に基づき、学内ネットワークの利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用目的)

第2条 学内ネットワークは本学における教育・研究に関する活動の推進及び向上を図ることを目的として利用されなければならない。

(利用可能者)

第3条 学内ネットワークに機器を接続し、利用できる者は次の区分による。

- (1) 本学教職員
- (2) 本学学生（留学生別科を含む）及び大学院生
- (3) 情報科学研究センター（以下「情報センター」という）所長が適当と認めた者

(接続手続き)

第4条 学内ネットワークに接続し、利用しようとする場合は、あらかじめ情報センター所長に申請し、承諾を受けなければならない。

2 接続申請及び接続手続きに関する要領は、次の各号による。

(1) 接続申し込み

学内ネットワークへの接続は、情報センター所定の申込書を提出して行うものとする。承諾を受けた事項を変更するときは、変更する時効についても同様とする。

(2) 接続の承諾

情報センターは、学内ネットワークへの接続が適当と認めた場合、これを承諾し、必要な手続きを行う。

(3) 接続の拒絶

情報センターは、次の場合、学内ネットワークへの接続と利用を承諾しないことがある。

ア 申込書に、故意に虚偽の事実を記載したとき。

イ 利用者が、本学または第三者の信用を毀損するおそれがある態様で学内ネットワークを利用するおそれがあるとき。

(利用形態)

第5条 学内ネットワークに利用および利用形態に関する要領は、次の各号による。

(1) 利用者の連絡義務

利用者は、情報センターのネットワーク機器に故障が生じたときは、直ちにその旨を情報センターに通知する。

(2) 利用の制限情報

センターは、天災・事変その他の非常事態が発生するか、もしくはおそれがあるときは、学内ネットワークの利用を制限する措置をとることがある。

(3) 利用の中止

情報センターは、次に掲げる事由があるときは、学内ネットワークの利用を中止することがある。

ア 情報センターの通信設備の保守または工事のためやむを得ないとき。

イ 情報センターが設置する通信設備の障害等のやむを得ない事由があるとき。

(4) 利用の停止、登録抹消

ア 情報センターは上項(2)(3)の事情以外に、利用者が城西国際大学学内ネットワーク利用基準第6条に該当し、及び利用ガイド（情報倫理規程）にある違反行為を行った者に対して、事前に事情を聴取したうえで、学内ネットワークの利用を停止し、または登録の抹消を行うことができる。ただし、緊急を要し、事前に聴取することができない場合は、この限りではない。

イ 利用者が、著しく日本国内の法令・関係各国の法令・条例に抵触する行為を行った場合には、学生の場合は学生部長に、それ以外の場合は所属長に対し、事実を速やかに報告しなければならない。

ウ 報告を受けた各部署は、学則に基づく処分の要否、または既に講じられた措置の解除の要否を審議しなければならない。

エ 学生は、退学・除籍・卒業と同時に登録を抹消する。進学した場合には、新たに接続の申し込みをしなければならない。教職員は手続きにより、退職後も定められた期間内のみ、転送サービスを利用することができる。

(遵守事項)

第6条 学内ネットワーク利用者はその利用に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 教育・研究及びその支援の目的以外に利用しない。
- (2) 営利を目的とした行為、またはその準備を目的とした行為に利用しない。
- (3) 第三者の権利・財産・プライバシーに損害を与える行為に利用しない。
- (4) 公序良俗に反する行為に利用しない。
- (5) 犯罪的行為、または犯罪的行為に結びつく行為に利用しない。
- (6) 学内ネットワークの運用を妨げる行為。
- (7) 法令に違反する、または違反するおそれのある行為をしない。
- (8) その他、城西国際大学学内ネットワーク利用ガイド（情報倫理規程）に定められた本学が

不適切と判断する行為をしない。または行為に利用しない。

(免責)

第7条 情報センター及び学内ネットワーク管理者は、学内ネットワークによるサービスの提供の遅延もしくは中断によって、または提供された情報に関連して生じた損害に対し、一切の賠償責任を負わない。

附則

この基準は、平成16年1月1日より施行する。

城西国際大学 Web ページ管理・運用規程

(趣旨)

第1条 この規程は城西国際大学学内ネットワーク管理・運用規程第8条に基づき、学内のWWWサーバーの利用に関する必要な事項を定めるものである。

(審議機関)

第2条 本学のWebページの管理・運営に関し、必要な事項は情報科学研究センター研究員会議（以下「研究員会議」という）において審議・決定される。

(管理機関)

第3条 本学のWWWサーバーは城西国際大学情報科学研究センター（以下「情報センター」という）が管理する。

(WWWサーバーの利用可能者)

第4条 本学の各WWWの各サーバーのディレクトリー領域の貸与可能者は以下のとおりとする。

本学の学科・各センター・各事務部署と第2条の研究員会議が適当と認めた団体、本学教職員、情報教育担当教員、授業に活用する教員、大学院学生、学生および学生団体。

(Web ページ公開手続き)

第5条 第4条に掲げられた各部署・団体がWeb ページを公開する際は、責任者及び作成担当者をおき、情報センター所定の申請書を提出しなければならない。

(責任者)

第6条 Web ページの記事内容は第5条において申請を行った各責任者が責任を負う。

(禁止事項)

第7条 本学 Web ページの内容については、研究・教育活動、または広報活動に沿ったものに限る。公序良俗に反するもの、商業活動、政治活動及び宗教活動を目的とするものは禁止する。他人の著作権、肖像権を侵害する行為、また、個人及び組織等の権利利益を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為を禁止する。その他、城西国際大学学内ネットワーク利用ガイド（情報倫理規程）に定められた本学が不適切と判断する行為を禁止する。

(改善通知及び公開中止)

第8条 本学 Web ページから公開されたホームページの内容について、本規程の趣旨に反する

ものと研究員会議が判断したときは、情報を公開した者に対して、改善通知を行うとともに、情報の公開を中止する措置をとることができる。

(その他)

第9条 その他、本学 Web ページの管理・運用に関して必要な事項は研究員会議が定めることができる。

附則

この規程は平成16年1月1日より施行する。

城西国際大学学内ネットワーク利用ガイド

(情報倫理規程)

(趣旨)

- 1 城西国際大学学内ネットワークの利用は、教育・研究の支援、またその発展と向上を目的としている。利用者は本学の建学の精神に基づき、品位を保ち社会の一員としての自覚を持ってネットワークを利用しなければならない。この利用ガイド（情報倫理規程）はネットワーク設備の利用に関する事項をまとめたものである。

(利用上の遵守事項)

- 2 城西国際大学学内ネットワーク利用基準第3条に定められている学内ネットワーク利用可能者は、本ガイドラインを理解したうえで利用しなければならない。
- 3 上述利用可能者の2に定められている本学学生は、本ガイドラインに基づいたネットワーク利用資格試験に合格し、利用資格を取得しなければならない。
- 4 ネットワークの利用に際しては、情報科学研究センター（以下「情報センター」という）の指示に従わなければならない。

(利用上の守るべきルール)

- 5 学内ネットワークを利用する際には最低限以下に掲げる事項を守らなければならない。

<申請について>

利用者はネットワークの利用を申請する際には以下の事項を守らなければならない。

- (1) 利用者は、資格取得後は全ての利用行為に関して全責任を負う。
- (2) 虚偽または二重の利用資格を申請してはならない。
- (3) 他の利用者と利用資格を共有してはならない。但し、円滑な情報の共有を目的としたメーリングリスト作成を申請する場合はこの限りではない。メーリングリスト作成を希望する団体は情報センターの所定の利用申請書を提出しなければならない。

<学内情報機器の使用に関して>

- (1) 学内の情報機器・設備を使用する際は、定める利用時間内に限られる。
- (2) 学内の情報機器設置教室は飲食持込禁止である。

<利用について禁止事項>

学内ネットワークの利用は利用基準第2条にあるように、教育・研究を目的としている。従って、以下に掲げる行為は行ってはならない。

- (1) バーチャル企業やバーチャル・モール等の営利目的での利用
- (2) SOHO 等の自営業のための利用
- (3) 研究活動に関係のないゲーム、その他単に娯楽のためだけの利用
- (4) 政治活動・宗教活動の普及活動のためだけの利用
- (5) インターネットを利用したギャンブルやねずみ講などへの利用
- (6) ソフトウェアの違法コピーのための利用

以下に掲げる行為は学内ネットワークの運営を妨げるものであるので、遵守しなければならない。

- (7) ネットワークの資源（計算時間、ハードディスク使用量、通信時間）を大量に消費し続けるような行為によって他の利用者の利用を妨害してはならない。
映像や音楽等の大量のデータのダウンロードする際には注意しなくてはならない。
違法なダウンロードは禁止されている。
- (8) 事前の同意なしに、他の利用者が保有するファイルまたはデータを削除し、複製し、改変してはならない。
- (9) ネットワーク及びユーザーのパスワードの解読を試みてはならない。
- (10) システムファイルを複製・削除・改変してはならない。
- (11) リモートシステムへの権限外のアクセスを試みてはならない。
- (12) コンピュータ・ウィルス等、ネットワークの混乱の原因となる有害プログラムまたはデータを作成したり、故意に学内ネットワークに持ち込んだりしない。

＜電子メールの利用について＞

- (1) 発信された電子メールは、その発信者がすべての責任を負う。
- (2) 電子メールを偽造してはならない。
- (3) 他の利用者の電子メールを許可なく読み、削除・複製・変造または公開してはならない。
- (4) チェーンメールや爆弾メールなどの、いやがらせや公序良俗に反する内容の電子メール、脅迫的な電子メール、不確かな、社会通念に反する内容の電子メールを発信してはならない。
- (5) 営利目的のメッセージを発信してはならない。
- (6) 求められていないメールや迷惑となる電子メールを発信してはならない。
- (7) 機密を要するメッセージを送信するときはデジタル署名、その他、公に承認された電子証明を用い、暗号化して送信するように努めるなど、十分に注意しなければならない。
- (8) パスワードはメモしたり、友人と共有したりすることなく自己管理し、定期的に変更しなければならない。

＜法律上の禁止事項＞

- (1) 他人の著作権、その他商標権などの権利を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為を行ってはならない。
- (2) 他人の財産・プライバシーを侵害する行為、または侵害するおそれのある行為を行ってはならない。
- (3) 他人の名誉を毀損するような誹謗中傷を行ってはならない。
- (4) 第三者の著作物であるファイルやデータの引用・参照するときは著作権法の規定及び公正な慣行に従わなければならない。
- (5) わいせつな文書、画像その他のものを頒布してはいけない。
- (6) 商業用音楽 CD・DVD 等を許可なしに複製し、その複製物を営利目的に頒布してはならない。
- (7) コンピュータを破壊したり、不正の指令を与えるなどしてコンピュータによる業務を妨害してはならない。
- (8) コンピュータに不正の指令を与えるなどして、コンピュータを誤作動させ、不正の利益を得てはならない。

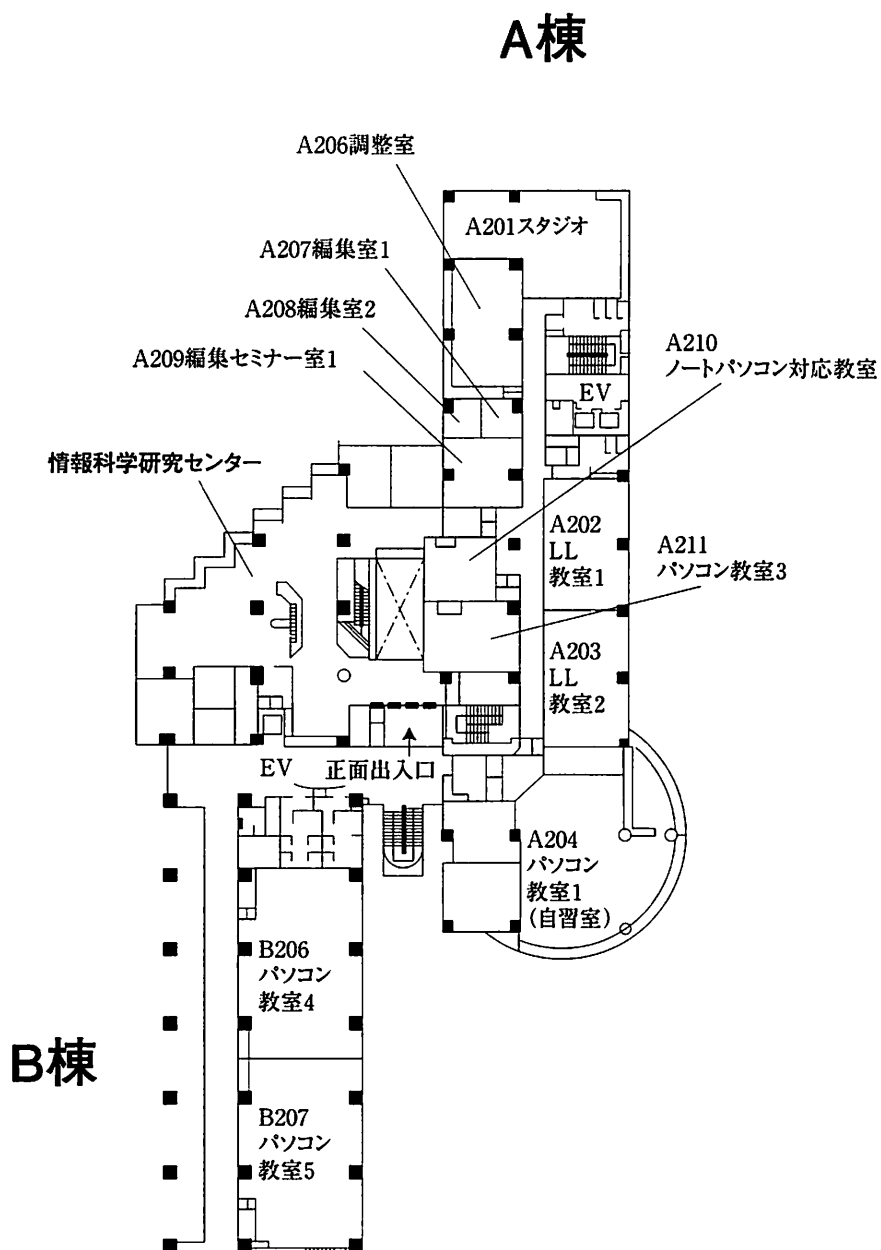
＜その他＞

学内 WWW サーバーの利用、Web ページ管理・運用規程は別に定めるが、遵守すべき行為、禁止される行為は上項と同様である。

附則

この規程は、平成16年1月1日から施行する。

情報科学研究センター配置図



※情報科学研究センターへの学生の入退室は、正面出入口を利用してください。

城西國際大學學則（抄）

城西國際大學學則（抄）

城西国際大学学則（抄）

第1章 目 的

第1条 城西国際大学（以下「本学」という。）は、教育基本法並びに学校教育法の定めるところに従い、広い分野の知識と深い専門の学術を教授研究し、知的、道德的能力の涵養をはかり、もって国家社会に貢献し得る人材を養成するとともに、人類文化の発展に寄与することを目的とする。

第2章 学部及び学科

第2条 本学に経営情報学部・人文学部・福祉総合学部・薬学部・メディア学部・観光学部を置く。

2 前項の学部に必要な学科を置く。

経営情報学部 総合経営学科

人文学部 国際文化学科

国際交流学科

福祉総合学部 福祉総合学科

薬学部 医療薬学科

メディア学部 メディア情報学科

観光学部 ウェルネスツーリズム学科

第3章 修業年限及び収容定員

第3条 本学の修業年限は次のとおりとする。

- (1) 経営情報学部、人文学部、福祉総合学部、メディア学部及び観光学部の修業年限は4年とし、在学年数は8年を超えることができない。
- (2) 薬学部の修業年限は6年とし、在学年数は12年を超えることができない。
- (3) 大学入学前に本学のカリキュラムに則して一定の単位を修得したものが本学に入学する場合、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、文部科学大臣の定めるところにより、修得単位数その他の事項を勘案して本学が定める期間を本学の修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、本学の修業年限の二分の一を超えてはならない。

第4条 本学各学部の収容定員は次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	編入学定員 (第3年次)	収容定員
経営情報学部	総合経営学科	500名	20名	2040名
人 文 学 部	国際文化学科	120名	－	480名
	国際交流学科	120名	10名	500名
福祉総合学部	福祉総合学科	360名	5名	1450名
薬 学 部	医療薬学科	180名	－	1080名
メディア学部	メディア情報学科	180名	5名	730名
観 光 学 部	ウェルネスツーリズム学科	120名	－	480名

第4章 職員組織

第5条 本学に次の職員を置く。

学 長
副 学 長
教 授
准 教 授
講 師
助 教
助 手
事務局 長
事務職員
技術職員

- 2 前項の外に必要なに応じて他の職員を置くことができる。
- 3 職員に関する規定は別に定める。

第5章 教授会

第6条 各学部には教授会を置き、それぞれ所属の専任教授をもって組織する。

- 2 学部長は、学部教授会を招集してその議長となる。
ただし、学部長に事故があるときは、学部長が予め指名した者が議長を代行する。
- 3 学部教授会が必要と認めたときは、所属学部の准教授及びその他の職員を教授会に加えることができる。
- 4 学部教授会構成員の3分の1以上の要求があったとき、学部長は当該学部教授会を招集しなければならない。
- 5 学部教授会運営に関する規定は、各学部において別に定める。

第7条 教授会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 教育及び研究に関すること。
- (2) 教育課程及び授業に関すること。
- (3) 学生の入学及び退学に関すること。
- (4) 学生の試験及び卒業に関すること。
- (5) 学生の補導及び賞罰に関すること。
- (6) 教授、准教授、講師、助教及び助手の候補者の推薦並びに退職に関すること。
- (7) その他学長の諮問に関すること。

第6章 学年・学期及び休業日

第8条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第9条 学年は、次の2学期とする。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

- 2 前項の規定により年間の授業日数は、原則として定期試験等の日数を含み35週とする。

第10条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日 曜 日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 創立記念日 4月28日
- (4) 春 期 休 業 3月21日から3月31日まで
- (5) 夏 期 休 業 8月1日から8月31日まで
- (6) 冬 期 休 業 12月26日から翌年1月8日まで

2 学長は必要により前項第4号から第6号までの休業日を変更し、あるいは臨時に休業し、又は休業日に実験・実習・演習等を課することができる。

第7章 授業科目及び単位

第11条 授業科目は、学科共通科目群・専門基礎科目群・専門科目群・特設科目群・自由科目群及び教職に関する専門教育科目とする。

第12条 前条の科目は、必修・選択及び自由科目の3種とし、講義・演習・講読・実験及び実習により行う。

第13条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業製作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

第14条 各学部において開設する授業科目及び単位数は、別表(2)のとおりとする。

第8章 履修規定

第15条 削除

第16条 削除

第17条 削除

第18条 削除

第19条 削除

第20条 学科共通科目群・専門基礎科目群・専門科目群及び特設科目群の中より、各学部・学科所定の授業科目及び所定の単位以上を履修しなければならない。

2 他の学部又は他の学科の授業科目は、許可を得て履修することができる。

第21条 履修する授業科目は、毎学期所定の期間に登録しなければならない。

第22条 単位の認定は、試験によって行う。

ただし、授業科目の種類によっては、他の方法によることができる。

第23条 試験は、定期試験及び臨時試験とし、定期試験は学期末又は学年末に行う。

第24条 いずれの授業科目も、授業時数の3分の1以上欠席した場合には、当該授業科目の受験資格を失う。

ただし、病気又は正当な理由による長期欠席の場合には、特に考慮されることがある。

なお、この場合には別に定める追試験を受けることができる。

第25条 各授業科目の成績評価は、A・B・C・Fで表わし、A・B・Cを合格とし、Fは不合格とする。

第9章 卒業及び学位

第26条 卒業資格を得るためには、学部・学科の定める授業科目のなかから、経営情報学部は124単位以上、人文学部は126単位以上、福祉総合学部は124単位以上、薬学部は190単位以上、メディア学部は126単位以上、観光学部は124単位以上修得しなければならない。

ただし、自由科目の単位は、卒業に必要な単位数には算入されない。

第27条 削除

第28条 卒業資格を得た者には、卒業証書を授与する。

経営情報学部 総合経営学科学士（経営情報）

人文学部 国際文化学科学士（国際文化）

国際交流学科学士（国際交流）

福祉総合学部 福祉総合学科学士（福祉総合）

薬学部 医療薬学科学士（薬学）

メディア学部 メディア情報学科学士（メディア情報）

観光学部 ウェルネスツーリズム学科学士（観光学）

2 学位の授与については、本学学位規程に定めるところによる。

第10章 入学・学士入学・編入学・転入学・留学・休学及び退学

第29条 入学の時期は、学期の始めとする。

第30条 学部に入學することのできる者は、次の各号の1に該当し、かつ本学が行う選抜試験に合格した者とする。

- 1 高等学校を卒業した者
- 2 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- 3 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第69条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

すなわち

- (1) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (2) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(3) 文部科学大臣の指定した者

(4) 大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者

(5) その他大学において、相当の年令に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

第31条 入学を志願する者は、本学所定の手続によって願い出るものとする。

第32条 入学を許可された者は、誓約書を添え、所定の期日までに入学手続を完了しなければならない。

第33条 本学に学士入学、他の大学から本学に編・転入学、又は学内において転部もしくは転科を希望する者は、その学部欠員のある場合選考によって許可することがある。

ただし、その時期は、学年の始めを原則とする。

2 他の大学へ転学を希望する者は、所属学部長に転学願を提出し、学長の許可を得なければならない。

第34条 学士入学、編入学又は転入学を許可された者の本学入学のための諸手続は、第32条の規定に準じて行い、かつ前大学において履修した単位の修得証明書を提出しなければならない。

第35条 学士入学、編・転入学、又は転部した者は、その学部で2年以上在学しなければ卒業することはできない。

2 学士入学、編・転入学、又は転部に関して、本章各条に規定しない事項については別に定める細則による。

第36条の1 教育上有益と認められるときは、本学が協定、又は認定した外国の大学の授業科目を履修することを許可することができる。

2 前項の規定により修得した単位は、30単位を超えない範囲で本学において修得したものとみなすことができる。

3 前2項の規定の実施に関し必要な事項は別に定める。

第36条の2 教育上有益と認められるときは、学生が本学に入学する前に、他の大学又は短期大学および短期大学・高等専門学校の専攻科において履修した授業科目について修得した単位を、本学に入学した後における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認められるときは、前項の規定以外に文部科学大臣の定める学修をおこなった場合、その成果を本学における授業科目の履修とみなすことができる。

3 前2項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、30単位を超えない範囲で本学において修得したものとみなすことができる。ただし、編入学、転学等の場合については適用しないものとする。

第37条 病気その他やむをえない事情により、引きつづき3か月以上出席することのできない者は、その事由を証明する書類を添え、保証人連署のうえ学長に願い出て、その許可を得て休学することができる。

ただし、休学期間は1年以内とし、更に休学を要する者は、前項により許可を得て1年以内

に限り休学することができる。

なお、外国人留学生で、兵役のため休学する者は、学長に願い出て、その期間休学することができる。

2 休学期間の通算年限は2年とする。

第38条 休学者は、原則として学期又は学年の始めでなければ、復学することができない。

第39条 休学期間は、在学年数に算入しない。

第40条 病気その他やむをえない事情により、退学しようとする者は、その事由を証明する書類を添え、保証人連署のうえ学長に退学願を提出して、許可を受けなければならない。

第41条 正当な事由で退学した者が当該学部にも再入学を志望したときは、選考のうえ許可することがある。

この場合は、既修授業科目の全部又は一部について、再履修を命ずることがある。

第11章 入学検定料・入学金及び授業料等

第42条 入学を志望する者は、第31条に定める手続とともに別表(1)の入学検定料を納めなければならない。

第43条 入学を許可された者は、第32条に定める手続とともに別表(1)の入学金及び授業料ならびに施設設備費を納めなければならない。

第44条 授業料は、別表(1)により4月及び10月の二期に分けて納めるものとする。ただし、年額をもって一括に納めることができる。

2 施設設備費は、別表(1)により指定された期日までに納めなければならない。

第45条 一度納めた学費は、事由の如何にかかわらず返還しない。

第46条 停学を命じられた者は、停学期間中の授業料及び施設設備費は納めなければならない。

2 休学を許可された者は、休学期間中の授業料及び施設設備費の半額を免除する。

ただし、外国人留学生で兵役のため休学する者は、兵役在籍料を納付することとする。

第47条 授業料及び施設設備費の納入を怠り、督促を受けてもなお納めない者は除籍する。

第12章 委託生・外国人留学生・帰国生徒及び社会人学生

第48条 国又は公共団体から、一定の在学期間と履修科目とを定めて入学を委託された者は、選考のうえ委託生として入学を許可することがある。

第49条 委託生の入学資格は、第30条の規定を準用する。

第50条 委託生として4年以上在学して、学部学科の教育課程に従って授業科目を履修し、所定の単位を修得した者には卒業証書を授与する。

第51条 委託生の授業料その他納付金は別表(1)による。

第52条 外国人学生の入学及び転入学については、日本人学生に関する規定を準用する。

ただし、講義を理解し得る程度の日本語の能力を必要とする。

第53条 委託生・外国人留学生・帰国生徒及び社会人学生に関して、本章各条に規定しない事項については、学部学生に関する規定を準用するほか、別に定める細則による。

第13章 科目等履修生

第54条 学部の授業科目のうちの1科目、又は数科目の履修を希望する者に対しては、科目等履修生として入学を許可することがある。

第55条 科目等履修生として入学できる者は、履修するに足る能力があると認められた者とする。

第56条 科目等履修生として入学を志願する者は、所定の出願書類に履修しようとする授業科目を記載して、学期又は学年の始めに願い出るものとする。

第57条 科目等履修生は、履修した授業科目について試験を受けることができる。

2 前項の試験に合格した者には、その授業科目所定の単位を与える。

3 科目等履修生として在籍した期間は、正規の課程の在学年数に換算しない。

第58条 科目等履修生の授業料その他納付金は、別表(1)による。

第59条 科目等履修生に関して本章各条に規定しない事項については、学部学生に関する規定を準用するほか、別に定める細則による。

第14章 研 究 生

第60条 各学部において、特殊な研究に従事しようとする者に対しては、研究生として入学を許可することがある。

第61条 研究生として入学することのできる者は、その学部において、選考のうえ適当と認められる者とする。

第62条 研究生として入学を志願する者は、所定の出願書類に、研究題目・研究計画を記載して願い出るものとする。

第63条 研究生の在学年限は1年とする。

ただし、事情によっては、期間の延長を願い出ることができる。

第64条 研究生は、指導教員の指導に従って、研究に従事するものとする。

2 研究生は、指導教員及び担任教員の承諾を得て、学部の講義・実験及び演習に出席することができる。

3 研究生として相当の成績を示したと認められる者には、研究証明書を与える。

第65条 研究生の授業料その他納付金は、別表(1)による。

第66条 研究生に関して本章各条に規定しない事項については、学部学生に関する規定を準用するほか、別に定める細則による。

第15章 賞 罰

第67条 次の各号の1に該当する学生は、教授会の議を経て学長が表彰することがある。

(1) 品行・学力ともに優秀な者

(2) 篤行のあった者

第68条 学則その他、本学の定める諸規則を守らず、学生の本分に反する行為のあった者は、教授会の議を経て学長が懲戒する。

2 懲戒は訓告・停学及び退学とする。

第69条 次の各号の1に該当する者は、退学を命ずることがある。

(1) 性行不良で、改善の見込みがないと認められた者

(2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められた者

(3) 正当な理由がなく、出席常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第16章 教育職員免許状取得のための課程

第70条 本学に教育職員免許状取得のための課程（以下「教職課程」という。）を置く。

- 2 本学において資格の取得できる教育職員免許状の種類及び免許教科は、別表（3の1）のとおりとする。
- 3 教員の資格を得ようとする者は、第14条別表(2)に定める、教科に関する専門教育科目のほか、に教職に関する専門教育科目を履修しなければならない。
- 4 教職に関する専門教育科目及び単位数は、別表（3の2）のとおりとする。
- 5 前項の専門教育科目は自由科目とし、卒業に必要な単位数に加えない。
- 6 教職課程履修細則及び教職課程の運営に関する細則は、別に定める。

第17章 学芸員の資格取得に関する課程

第71条 本学に学芸員の資格取得に関する課程（以下「学芸員課程」という。）を置く。

- 2 学芸員課程履修細則及び学芸員課程の運営に関する細則は、別に定める。

第18章 保育士の資格取得に関する課程

第72条 指定保育士養成施設として、福祉総合学部福祉総合学科子ども福祉コースを置く。

- 2 指定保育士養成施設に関する細則は、別に定める。

第19章 留学生別科

第73条 本学に留学生別科を置く。

- 2 前項に次の課程を設け、学生定員は次のとおりとする。

日 本 文 化 専 修 課 程 30名

日 本 語 専 修 課 程 40名

ビジネス・情報専修課程 30名

- 3 留学生別科に関する細則は、別に定める。

第20章 図 書 館

第74条 本学に図書館を置く。

- 2 図書館の管理運営、その他必要な事項は別に定める。

第21章 公 開 講 座

第75条 本学に公開講座を開設することがある。

- 2 公開講座に関する規程は別に定める。

第22章 雑 則

第76条 この学則に特別の定めがあるものを除くほか、この学則の実施の手続その他、その執行について必要な細則は別に定める。

第23章 改 正

第77条 この学則の改正は、理事会の議を経て理事長が行う。

付 則 本学則は、平成4年4月1日から施行する。

付 則 この改正は、平成5年4月1日から施行する。

付 則 この改正は、平成6年4月1日から施行する。

- 付 則 この改正は、平成7年4月1日から施行する。
- 付 則 この改正は、平成8年4月1日から施行する。
- 付 則 この改正は、平成9年4月1日から施行する。
- 付 則 この改正は、平成10年4月1日から施行する。
- 付 則 この改正は、平成11年4月1日から施行する。
- 付 則 この改正は、平成11年9月1日から施行する。
- 付 則 この改正は、平成12年4月1日から施行する。
- 付 則 この改正は、平成13年4月1日から施行する。
- 付 則 この改正は、平成14年4月1日から施行する。
- 付 則 この改正は、平成15年4月1日から施行する。
- 付 則 この改正は、平成16年4月1日から施行する。
- 付 則 この改正は、平成17年4月1日から施行する。
- 付 則 この改正は、平成18年4月1日から施行する。
- 付 則 この改正は、平成18年6月1日から施行する。
- 付 則 この改正は、平成19年4月1日から施行する。

改正条文 第5条、第6条、第7条

- 2 ただし、平成19年3月31日以前に任用された専任講師については、経過措置として現行どおりとすることができる。

別表(1)

入学検定料・入学金及び授業料等

学 生 種 別 学 納 金	学 部 学 生 (委託生を含む)	研 究 生	科 目 等 履 修 生	
			本 学 卒 業 生	本学卒業生以外
入 学 検 定 料	円 35,000	円 15,000	円 5,000	円 25,000
入 学 金				
人 文 学 部	300,000	100,000		
福 祉 総 合 学 部	300,000	100,000		
薬 学 部	300,000	100,000		
メ ディ ア 学 部	400,000	300,000		
観 光 学 部	300,000	100,000		
授 業 料	300,000	100,000		
人 文 学 部	770,000	270,000	1 単位に付	1 単位に付
福 祉 総 合 学 部	770,000	270,000	10,000	10,000
薬 学 部	770,000	270,000	(各学部共)	(各学部共)
メ ディ ア 学 部	1,430,000	715,000		
観 光 学 部	770,000	270,000		
在 施 設 設 備 費	770,000	270,000	30,000	30,000
人 文 学 部	初 年 度 240,000	120,000		
福 祉 総 合 学 部	次 年 度 以 降 300,000			
薬 学 部	初 年 度 240,000	120,000		
メ ディ ア 学 部	次 年 度 以 降 300,000			
観 光 学 部	初 年 度 240,000	120,000		
	次 年 度 以 降 300,000			
	初 年 度 240,000	120,000		
	次 年 度 以 降 300,000			
	初 年 度 240,000	120,000		
	次 年 度 以 降 300,000			
	初 年 度 240,000	120,000		
	次 年 度 以 降 300,000			

- (注) 1. 日本国外から志望する外国人留学生については、入学検定料を減額することができる。
2. 入学試験区分ごとに併願を希望する者には、入学検定料を減額することがある。
3. 委託生の入学金及び授業料は、予定在学期間及び履修授業科目数等により減額することがある。
4. 研究生のうち本学卒業生については、入学金を免除し、授業料も減額することがある。
5. 研究生には、研究内容等により必要経費を別途負担させることがある。
6. 施設設備費は、下記のとおり納入するものとする。
- 初 年 度 後 期（10月）に納入
- 次 年 度 以 降 前 記（4 月）
7. 外国人留学生で兵役のため休学する者は、兵役在籍料として10,000円を納入するものとする。

城西國際大學大学院學則

城西國際大學大学院學則

城西国際大学大学院学則

第1章 総 則

第1条 城西国際大学大学院（以下「本大学院」という。）は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を深めて文化の進展に寄与することを目的とする。

第2条 本大学院に修士課程及び博士後期課程を置く。

2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力及び専攻分野における研究能力を養うものとする。

3 博士後期課程は、専攻分野において研究者として自立し、研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。

第3条 本大学院の修士課程の修業年限は2年、博士後期課程の修業年限は3年とする。

2 本大学院における最長在学年は、修士課程にあっては4年、博士後期課程にあっては6年とする。

第4条 本大学院は、次の表に掲げる研究科、専攻を置く。

研 究 科 名	専 攻 名	課 程 の 別
人 文 学 研 究 科	国 際 文 化 専 攻	修 士 課 程
	女 性 学 専 攻	
	国際アドミニ ストレーション専攻	
	比 較 文 化 専 攻	博 士 後 期 課 程
経 営 情 報 学 研 究 科	起 業 マ ネ ジ メ ン ト 専 攻	修 士 課 程
	起 業 マ ネ ジ メ ン ト 専 攻	博 士 後 期 課 程
福 祉 総 合 学 研 究 科	福 祉 社 会 専 攻	修 士 課 程
ビ ジ ネ ス デ ザ イン 研 究 科	ビ ジ ネ ス デ ザ イン 専 攻	修 士 課 程

第5条 本大学院の入学定員及び収容定員は、次の表のとおりとする。

研 究 科 名	専 攻 名	入 学 定 員	収 容 定 員
人 文 学 研 究 科	国 際 文 化 専 攻	15名	30名
	女 性 学 専 攻	15名	30名
	国際アドミニ ストレーション専攻	25名	50名
	比 較 文 化 専 攻	6名	18名
経 営 情 報 学 研 究 科	起 業 マ ネ ジ メ ン ト 専 攻	20名	40名
	起 業 マ ネ ジ メ ン ト 専 攻	6名	18名
福 祉 総 合 学 研 究 科	福 祉 社 会 専 攻	25名	50名
ビ ジ ネ ス デ ザ イン 研 究 科	ビ ジ ネ ス デ ザ イン 専 攻	20名	40名

第2章 教員組織及び運営機構

第6条 本大学院の教員には、本学の教授、准教授、講師又は助教をあてる。

第7条 本大学院に研究科委員会を置き、所属教授をもって組織する。ただし、必要があるときは准教授、講師及び助教を加えることができる。

2 研究科委員会の委員長は、研究科長がこれにあたり、委員会を招集しその議長となる。

3 研究科委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 研究科の教育課程に関する事項
- (2) 学生の入学、休学、退学、転学、留学等に関する事項
- (3) 学生の研究指導、試験及び学位の授与に関する事項
- (4) 教育職員の資格審査に関する事項
- (5) 学生の賞罰に関する事項
- (6) その他研究科に関する事項

第8条 本大学院に大学院委員会を置き、学長、副学長、各研究科長及び各研究科委員会から選ばれた2名ずつの委員をもって組織する。

2 大学院委員会の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 大学院委員会の委員長は、学長がこれにあたり、委員会を召集しその議長となる。

4 大学院委員会は、課程修了の認定、学位授与、その他各研究科に共通する重要な事項を審議する。

第9条 本大学院に関する事務は、本大学の事務組織がこれに当たる。

第3章 学年、学期及び休業日

第10条 学年、学期及び休業日は、城西国際大学学則（以下「本学学則」という。）を準用する。

第4章 入学、休学、退学、転学、留学及び除籍等

第11条 本大学院修士課程の入学資格は、学校教育法第57条第2項又は第67条本文の規定により、大学の専攻科又は大学院への入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号の一に該当する者とする。

ただし、第4項については、大学院への入学に係るものに限る。

- 1 学校教育法第68条の2第3項の規定より学士の学位を授与された者
- 2 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- 3 文部科学大臣の指定した者
- 4 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
- 5 その他大学の専攻科又は大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

第12条 本大学院博士後期課程の入学資格は、学校教育法第67条ただし書の規定により、大学院への入学に関し修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 1 修士の学位を有する者
- 2 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者
- 3 文部科学大臣の指定した者
- 4 その他大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者

第13条 入学の時期は、毎学期の始めとする。

第14条 入学志願者は、定められた期日内に所定の書類に入学検定料を添えて願出しなければならない。

第15条 入学志願者に対しては、別に定めるところにより、選考を行う。

第16条 前条による選考に合格した者は、所定の期日までに所定の手続きを完了しなければならない。

第17条 他の大学院に在学する者で、本大学院に転入学を志願する者に対しては、欠員のある場合に限り、研究科委員会の議を経て選考の上許可することができる。

- 2 前項の規定により転入学を志願するときは、在籍する大学院の学長又は研究科長の許可書を願書に添付しなければならない。
- 3 本大学院の学生が他大学の大学院に転学を志願する場合は、あらかじめ学長の許可を得なければならない。

第18条 休学、退学、転学、留学及び除籍等については、本学学則を準用する。

第5章 授業科目、単位数及び履修方法

第19条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「指導」という。）によって行うものとする。

第20条 本大学院研究科の授業科目及び単位数は、別表(2)のとおりとする。

第21条 研究科委員会は、学生の履修を指導するために各学年ごとに指導教員を定めるものとする。

第22条 学生は、指導教員の指示により、履修しようとする授業科目を毎学期の始めに研究科長に届出なければならない。

第23条 研究科において、指導教員が教育研究上有益と認めるときは、他大学の大学院（外国の大学の大学院、若しくはそれに準ずる高等教育研究機関を含む）の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により履修した授業科目の単位は10単位を越えない範囲で、本大学院において修得したものとみなすことができる。

第6章 課程修了及び学位

第24条 履修科目の単位修得の認定は、試験により担当教員が行うものとする。

2 前項の試験の結果による成績の評価は、優・良・可・不可とし、優・良・可を合格、不可を不合格とし、合格した授業科目については、単位を与える。

第25条 修士課程の修了要件は、同課程に2年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、本学学位規定の定める修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の場合において、当該修士課程の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

第26条 博士後期課程の修了要件は、同課程に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、本学学位規定の定める博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

第27条 本大学院の課程を修了した者には、次の学位を授与する。

2 学位の授与については、本学学位規定の定めるところによる。

研 究 科 名	専 攻 名	課 程	学 位
人文科学研究科	国際文化専攻	修士課程	修士(国際文化)
	女性学専攻	修士課程	修士(女性学)
	国際アドミニストレーション専攻	修士課程	修士(国際アドミニストレーション)
	比較文化専攻	博士後期課程	博士(比較文化)
経営情報学研究科	起業マネジメント専攻	修士課程	修士(経営学)
	起業マネジメント専攻	博士後期課程	博士(経営学)
福祉総合学研究科	福祉社会専攻	修士課程	修士(福祉社会)
ビジネスデザイン研究科	ビジネスデザイン専攻	修士課程	修士(経営学)

第7章 入学検定料、入学金及び授業料等

第28条 入学検定料は別表(1)とする。

第29条 入学を許可された者は、所定の期日までに在学誓約書とともに、入学金として別表(1)により納めなければならない。ただし、本大学卒業生が入学する場合は免除する。

第30条 授業料は、別表(1)により4月及び10月に二期に分けて指定の期日までに納めなければならない。

2 施設設備費は、別表(1)により指定の期日までに納めなければならない。

3 修士課程に2年以上在学し、所定の単位を修得した者が、論文審査及び最終試験のみをのこした場合は、授業料及び施設設備費を減額することができる。

4 博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得した者が、学位論文提出資格試験を受け

て合格した場合は、授業料及び施設設備費を減額することができる。

第8章 外国人学生、外国人特別留学生

第31条 第11条に定める資格をもち、かつ外国公館の証明のある外国人学生に対しては、第15条の規定にかかわらず、特別の選考を経て入学を許可することがある。

2 本大学院と協定のある外国の大学から派遣され、本大学院の授業科目を履修しようとする者は審議の上、外国人特別留学生として入学を許可することがある。

3 本学則は、前2項の外国人学生、外国人特別留学生にも準用する。

第9章 研究生及び委託研究生

第32条 本大学院を修了した者で、更に研究を継続しようとする者及び特殊な研究に従事しようとする者があるときは、研究科委員会で選考の上、これを許可することがある。

第33条 大学院研究生は、指導教員の個人指導を受けるものとする。

第34条 大学院研究生の在学期間は、1年を限度とする。ただし、事情により期間延長を願い出ることができる。

第35条 大学院研究生の入学検定料、授業料その他納付金は、別表(1)による。

第36条 国立、公立又は私立学校等の教職員等の所属機関の長から、その所属教職員等の研究指導の委託の依頼があった場合は審議の上、委託研究生として受け入れを許可することがある。

第37条 委託研究生の入学資格は、第11条の規定を準用する。

第38条 委託研究生の授業料その他の納付金は、別表(1)による。

第39条 本章各条に規定しない事項については、大学院学則を、研究生・委託生にも準用する。

第10章 科目等履修生及び特別聴講生

第40条 本大学院の授業科目のうち、1科目又は数科目の履修を希望する者がある場合は、審査の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

第41条 本大学院と協定のある他大学大学院の学生で、本大学院の授業科目を履修しようとする者は、特別聴講生として聴講を許可することがある。

第42条 科目等履修生の入学検定料、授業料その他納付金は、別表(1)による。

第43条 特別聴講生の入学検定料、授業料その他納付金は、別表(1)による。

第11章 教育職員免許状取得のための課程

第44条 本大学院の研究科において取得できる、中学校教諭専修免許状及び高等学校教諭専修免許状の免許教科の種類は、次の表のとおりとする。

研究科名・専攻名		免許教科の種類	中学校教諭 専修免許状	高等学校教諭 専修免許状
人文科学研究科	国 際 文 化 専 攻	国 語	国 語	
		社 会	地理歴史	
		英 語	英 語	
	女 性 学 専 攻	英 語	英 語	
	国際アドミニ ストレーション専攻	社 会	公 民	
経営情報学研究科	起業マネジメント専攻		商 業	
福祉総合学研究科	福 祉 社 会 専 攻		福 祉	

第12章 賞 罰

第45条 学生の賞罰については、本学の学則を準用する。

第13章 雑 則

第46条 この学則に定めるもののほか、本大学院生に関し必要な事項は、本学学則の規定を準用する。

- 2 本学学則をこの学則に準用する場合は、「学部」を「研究科」と、又「教授会」を「研究科委員会」と読み替えるものとする。

第14章 改 正

第47条 この学則の改正は、理事会の議を経て理事長が行う。

付則 本大学院学則は、平成8年4月1日から施行する。

付則 この改正は、平成9年4月1日から施行する。

付則 この改正は、平成10年4月1日から施行する。

付則 この改正は、平成11年4月1日から施行する。

付則 この改正は、平成11年9月1日から施行する。

付則 この改正は、平成12年4月1日から施行する。

付則 この改正は、平成13年4月1日から施行する。

付則 この改正は、平成13年9月1日から施行する。

付則 この改正は、平成14年4月1日から施行する。

付則 この改正は、平成15年4月1日から施行する。

付則 この改正は、平成16年4月1日から施行する。

付則 この改正は、平成17年4月1日から施行する。

付則 この改正は、平成18年4月1日から施行する。

付則 この改正は、平成19年4月1日から施行する。

改正条文 第6条、第7条

- 2 ただし、平成19年3月31日以前に任用された専任講師については、経過措置として現行どおりとすることができる。

別表(1)

入学検定料・入学金及び授業料等

種 別 学 納 金	大 学 院 生 (委託研究生含む)	研 究 生	科目等履修生 (特別聴講生含む)
入 学 検 定 料	円 35,000	円 35,000	円 35,000
入 学 金	300,000	300,000	
授 業 料		70,000	1 単位に付
(1) 通 常 の 課 程	550,000		10,000
(2) 修士課程 1 年修了コース	800,000		
在 籍 料			30,000
施 設 設 備 費			
(1) 人文科学研究科	100,000		
(2) 経営情報学研究科	150,000		
(3) 福祉総合研究科	100,000		
(4) ビジネスデザイン研究科	150,000		

(注) 1. 研究生のうち本学卒業生については、入学金・授業料を減額することがある。

2. 研究生（委託研究生含む）には、研究内容等により必要経費を別途負担させることがある。

3. 修士課程 1 年修了コースの入学者については、入学金を減額することがある。

別表(2)

授 業 科 目 及 び 単 位 数

1. 人文科学研究科 国際文化専攻 修士課程

授 業 科 目	単 位 数		備
	必 修	選 択	
日 本 文 化 分 野			
日本文化研究Ⅰ(歴史・近代)		4	(1)「日本文化分野」「アメリカ文化分野」「比較文化分野」のいずれかを主たる研究分野とし、その分野より講義3科目12単位以上また2年間にわたり演習1科目8単位を選択必修。
日本文化研究Ⅱ(文学・近代)		4	
日本文化研究Ⅲ(言語・近代)		4	
日本文化特別講義Ⅰ(古代史)		4	
日本文化特別講義Ⅱ(古典文学)		4	
日本文化演習ⅠA(歴史)		8	
日本文化演習ⅠB(歴史)		8	
日本文化演習Ⅱ(文学)		8	
日本文化演習Ⅲ(言語)		8	
アメリカ文化分野			
アメリカ文化研究Ⅰ(歴史)		4	(2)他分野・他専攻の講義・演習科目または他研究科の講義科目より、3科目12単位以上選択必修。 計32単位以上を修得し、かつ修士論文を提出し審査に合格すること。
アメリカ文化研究Ⅱ(文学)		4	
アメリカ文化研究Ⅲ(言語)		4	
アメリカ文化特別講義Ⅰ(文化摩擦)		4	
アメリカ文化特別講義Ⅱ(映像文化)		4	
アメリカ文化特別講義Ⅲ(アメリカ思想)		4	
アメリカ文化特別講義Ⅳ(美術)		4	
アメリカ文化演習Ⅰ(歴史)		8	
アメリカ文化演習Ⅱ(文学)		8	
アメリカ文化演習Ⅲ(言語)		8	
比 較 文 化 分 野			
比較文化研究Ⅰ(比較文化史)		4	
比較文化研究Ⅱ(比較文学)		4	
比較文化研究Ⅲ(対照言語学)		4	
比較文化研究Ⅳ(比較考古学)		4	
比較文化特別講義Ⅰ(比較文化史)		4	
比較文化特別講義Ⅱ(比較地域文化)		4	
比較文化特別講義Ⅲ(比較地域社会)		4	
比較文化特別講義Ⅳ(建築文化論)		4	
比較文化演習Ⅰ(比較文化史)		8	
比較文化演習Ⅱ(比較文学)		8	
比較文化演習Ⅲ(対照言語学)		8	
比較文化演習Ⅳ(比較考古学)		8	
比較文化演習Ⅴ(比較民族文化論)		8	
分野共通科目(コミュニケーション)			
英語コミュニケーションⅠ(口頭発表法)		4	
英語コミュニケーションⅡ(論文作成法)		4	
英語コミュニケーションⅢ(討論法)		4	
計	0	188	

2. 人文科学研究科 女性学専攻 修士課程

授 業 科 目	単 位 数		備 考
	必 修	選 択	
基 礎 論			
女性学基礎論Ⅰ (思想と理論)	2		(1) 「ジェンダー文化論」「ジェンダー社会論」より、8単位以上選択必修。
女性学基礎論Ⅱ (ジェンダー批評)	2		
女性学基礎論Ⅲ (研究／調査法)	2		
女性学概論Ⅰ (海外／国内の「女性」)		2	
女性学概論Ⅱ		2	
ジェンダー文化論			
女性学研究Ⅰ (ジェンダーと文化A: フェミニスト理論と記録映画)		2	(2) 「ジェンダー論特別講義」「資料講読」より、6単位以上選択必修。
女性学研究Ⅱ (ジェンダーと文化B: 比較文学)		2	
女性学研究Ⅲ (ジェンダーと文化C: 近代日本文学と女性の表現)		2	
女性学研究Ⅳ (ジェンダーと文化D: マイノリティ女性の文学)		2	
女性学研究Ⅴ (ジェンダーと文化E: 文化批評)		2	
女性学研究Ⅵ (ジェンダーと文化F: フェミニスト理論と建築)		2	(3) 「コミュニケーション」「研修・演習」より、4単位以上選択必修。
ジェンダー社会論			
女性学研究Ⅶ (ジェンダーと社会A: 家族と政策)		2	
女性学研究Ⅷ (ジェンダーと社会B: 女性と労働)		2	
女性学研究Ⅸ (ジェンダーと社会C: 開発と女性)		2	
女性学研究Ⅹ (ジェンダーと社会D: 女性と人口問題)		2	(4) 「演習」より、2年間にわたり1科目6単位以上選択必修。
女性学研究Ⅺ (ジェンダーと社会E: ジェンダーと福祉)		2	
女性学研究Ⅻ (ジェンダーと社会F: 高齢社会と社会政策)		2	
ジェンダー論特別講義			
女性学特別講義Ⅰ (フェミニスト思想)		2	
女性学特別講義Ⅱ (ジェンダーと歴史①: アジア)		2	(5) 他専攻の講義・演習科目または他研究科の講義科目より、2単位以上選択必修。 計32単位以上を修得し、かつ修士論文を提出し審査に合格すること。
女性学特別講義Ⅲ (ジェンダーと歴史②: 日本)		2	
女性学特別講義Ⅳ (ジェンダーと歴史③: アメリカ)		2	
女性学特別講義Ⅴ (ジェンダーとメディア①)		2	
女性学特別講義Ⅵ (ジェンダーとメディア②)		2	
女性学特別講義Ⅶ (ジェンダーと国家)		2	
女性学特別講義Ⅷ (日本の女性政策)		2	
女性学特別講義Ⅸ (ジェンダーとポストコロニアリズム)		2	
女性学特別講義Ⅹ (ジェンダーとカウンセリング)		2	
女性学特別講義Ⅺ (パフォーマンスとジェンダー)		2	
資 料 講 読			
女性学英文資料講読Ⅰ (文 学)		4	
女性学英文資料講読Ⅱ (比較文化)		4	
女性学英文資料講読Ⅲ (英語文化記号論)		4	
女性学英文資料講読Ⅳ (女性文学)		4	
女性学英文資料講読Ⅴ (フェミニスト美術史と批評)		4	
女性学日本文資料講読Ⅰ (ジェンダーとアジア研究)		2	
女性学日本文資料講読Ⅱ (ジェンダーと表現)		2	
女性学日本文資料講読Ⅲ (ジェンダーと歴史)		2	
女性学日本文資料講読Ⅳ (ジェンダーと福祉)		2	
コミュニケーション			
英語コミュニケーションⅠ (口頭発表法)		4	
英語コミュニケーションⅡ (論文作成法)		4	
英語コミュニケーションⅢ (討 論 法)		4	
日本語コミュニケーションⅠ (口頭発表法)		2	
日本語コミュニケーションⅡ (上級文章作成法)		2	
日本語コミュニケーションⅢ (討論法)		2	
研 修 ・ 演 習			
女性学インターンシップ		2	
マルチメディア演習		2	
演 習			
女性学演習Ⅰ (文化A: フェミニズム批評)		6	
女性学演習Ⅱ (文化B: フェミニスト美術史と批評における論争)		6	
女性学演習Ⅲ (文化C: 米文学)		6	
女性学演習Ⅳ (文化D: 日本文学とジェンダー)		6	
女性学演習Ⅴ (社会A: 家族と政策)		6	
女性学演習Ⅵ (社会B: 女性と労働)		6	
女性学演習Ⅶ (社会C: 開発と女性)		6	
女性学演習Ⅷ (社会D: 女性と人口問題)		6	
女性学演習Ⅸ (社会E: ジェンダーと国家)		6	
計	6	154	

3. 人文科学研究科 国際アドミニストレーション専攻 修士課程

授 業 科 目	単 位 数		備 考
	必 修	選 択	
基 礎 論			
国際アドミニストレーション基礎論Ⅰ	2		(1) 「社会セクター・マネジメントⅠ・Ⅱ」または「プロジェクト・マネジメントⅠ・Ⅱ」のいずれか2科目4単位を選択必修。
国際アドミニストレーション基礎論Ⅱ	2		
国際アドミニストレーション基礎論Ⅲ	2		
研 究			
国際交流・協力研究Ⅰ（国際協力）		2	(2) 他分野・他専攻または他研究科の講義科目より、いずれか16単位を選択必修。 計32単位以上を修得し、かつ修士論文を提出し審査に合格すること。
国際交流・協力研究Ⅱ（グローバル経済）		2	
国際交流・協力研究Ⅲ（国際政治）		2	
国際交流・協力研究Ⅳ（国際法）		2	
グローバル問題研究Ⅰ（エネルギー）		2	
グローバル問題研究Ⅱ（エコロジー）		2	
グローバル問題研究Ⅲ（民族問題）		2	
グローバル問題研究Ⅳ（ジェンダー）		2	
グローバル問題研究Ⅴ（人口）		2	
国際コミュニケーション研究Ⅰ（国際コミュニケーション）		2	
国際コミュニケーション研究Ⅱ（国際ジャーナリズム）		2	
国際コミュニケーション研究Ⅲ（国際コミュニケーション実務）		2	
国際コミュニケーション研究Ⅳ（日中コミュニケーション実務）		2	
国際コミュニケーション研究Ⅴ（英語コミュニケーション実務）		2	
事例研究			
社会セクター・マネジメントⅠ（組織設立・運営・管理）		2	
社会セクター・マネジメントⅡ（セクター間協力・連携）		2	
プロジェクト・マネジメントⅠ（プロジェクト形成・管理）		2	
プロジェクト・マネジメントⅡ（プロジェクト評価）		2	
事例研究特別講義Ⅰ（行政学）		2	
事例研究特別講義Ⅱ（経済学）		2	
演習・インターンシップ			
国際アドミニストレーション演習（修士論文指導を含む）	6		
国際アドミニストレーション・インターンシップ		2	
計	12	42	

4. 人文科学研究科 比較文化専攻 博士後期課程

授 業 科 目	単 位 数		備 考
	必 修	選 択	
比較文化研究指導		12	(1)「比較文化研究指導」 または「比較ジェンダー論研究指導」12単位 を含め、16単位以上を 修得し、かつ博士論文 を提出し審査に合格す ること。
比較文化研究指導			
比較ジェンダー論研究指導		12	
比較ジェンダー論研究指導、			
地域文化研究特論			
近代日本史特論		2	
現代日本語特論		2	
現代日本福祉特論、		2	
アメリカ史特論		2	
アメリカ文学特論		2	
文化人類学特論、		2	
英語コミュニケーション			
上級英語コミュニケーションⅠ(口頭発表法)		2	
上級英語コミュニケーションⅡ(論文作成法)		2	
上級英語コミュニケーションⅢ(討 論 法)		2	
計	0	42	

5. 経営情報学研究科 起業マネジメント専攻 修士課程

授 業 科 目	単 位 数		備 考
	必 修	選 択	
基 礎 論 (研究調査法を含む)			
起業マネジメント基礎論Ⅰ、 (起業戦略マネジメント論：理論と方法)	4		(1)「研究」の中より、 1科目4単位を必修。
起業マネジメント基礎論Ⅱ、 (起業情報マネジメント論：理論と方法)	4		(2)「研究」「特別講義」 「ケーススタディ」の 中より、12単位以上選 択必修。
研 究			
起業マネジメント研究Ⅰ (グローバル・マネジメント)・		4	(3)「演習(修士論文指 導を含む)」の中より、 A・Bを継続して2科 目8単位を必修。
起業マネジメント研究Ⅱ (ローカル・マネジメント)		4	
起業マネジメント研究Ⅲ (起業マネジメントのマーケティング)		4	
起業マネジメント研究Ⅳ (起業マネジメントのロジスティクス)		4	計32単位以上を修得 し、かつ修士論文を提 出し審査に合格するこ と。
起業マネジメント研究Ⅴ (起業マネジメントの会計)		4	
起業マネジメント研究Ⅵ (起業マネジメントの情報)		4	
特 別 講 義			
起業マネジメント特別講義Ⅰ(国際人的資源論)		2	
起業マネジメント特別講義Ⅱ(国際ビジネス論)・		2	
起業マネジメント特別講義Ⅲ(製品開発論)・		2	
起業マネジメント特別講義Ⅳ(流通機構論)		2	
起業マネジメント特別講義Ⅴ(財務管理論)		2	
起業マネジメント特別講義Ⅵ(国際会計論)		2	
起業マネジメント特別講義Ⅶ(財務会計論)		2	
起業マネジメント特別講義Ⅷ(経済制度論)		2	
起業マネジメント特別講義Ⅸ(グローバル経済論)・		2	
起業マネジメント特別講義Ⅹ(経 済 法)		2	
起業マネジメント特別講義Ⅺ(情報科学論)		2	
起業マネジメント特別講義Ⅻ(情報環境論)		2	
起業マネジメント特別講義Ⅼ(中国経済研究)		2	
ケーススタディ			
起業マネジメントケーススタディⅠ (流 通 業)		2	
起業マネジメントケーススタディⅡ (サービス業)		2	
起業マネジメントケーススタディⅢ (製 造 業)		2	

授 業 科 目	単 位 数		備 考
	必 修	選 択	
起業マネジメント地域スタディⅠ (日本社会と経営)		2	
起業マネジメント地域スタディⅡ (アジア社会と経営)		2	
起業マネジメント地域スタディⅢ (欧米社会と経営)		2	
演 習 (修士論文指導を含む)			
起業マネジメント演習ⅠA (グローバル・マネジメント)		4	
起業マネジメント演習ⅠB (グローバル・マネジメント)		4	
起業マネジメント演習ⅡA (ローカル・マネジメント)		4	
起業マネジメント演習ⅡB (ローカル・マネジメント)		4	
起業マネジメント演習ⅢA (起業マネジメントのマーケティング)		4	
起業マネジメント演習ⅢB (起業マネジメントのマーケティング)		4	
起業マネジメント演習ⅣA (起業マネジメントのロジスティクス)		4	
起業マネジメント演習ⅣB (起業マネジメントのロジスティクス)		4	
起業マネジメント演習ⅤA (起業マネジメントの会計)		4	
起業マネジメント演習ⅤB (起業マネジメントの会計)		4	
起業マネジメント演習ⅥA (起業マネジメントの情報)		4	
起業マネジメント演習ⅥB (起業マネジメントの情報)		4	
計	8	110	

6. 経営情報学研究科 起業マネジメント専攻 博士後期課程

授 業 科 目	単 位 数		備 考
	必 修	選 択	
起業マネジメント研究指導			(1)「起業マネジメント研究指導Ⅰ～Ⅳ」12単位を含め、16単位以上を修得し、かつ博士論文を提出し審査に合格すること。
起業マネジメント研究指導Ⅰ (現代起業論)		12	
起業マネジメント研究指導Ⅱ (起業マネジメントとマーケティング)		12	
起業マネジメント研究指導Ⅲ (起業マネジメントと管理会計)		12	
起業マネジメントと研究指導Ⅳ (起業マネジメントと研究開発)		12	
起業マネジメント特別講義			
物的・人的投資管理論		2	
国際ディスクロージャ論		2	
起業ファイナンス論		2	
組織ダイナミックス論		2	
サプライチェーンシステム論		2	
知識ネットワーク論		2	
ナレッジワーカー論		2	
現代公益企業特論		2	
起 業 法 務 特 論		2	
経営マネジメントシステム論		2	
経 済 環 境 特 論		2	
ネットワーク技術特論		2	
計	0	72	

7. 福祉総合学研究科 福祉社会専攻 修士課程

授 業 科 目	単 位 数		備 考
	必 修	選 択	
基礎科目群			
福祉社会研究Ⅰ（社会福祉制度・政策）		4	(1)「基礎科目群」より、 8単位以上選択必修。
福祉社会研究Ⅱ（福祉コミュニティ）		4	
福祉社会研究Ⅲ（ソーシャルワーク研究）		4	
福祉社会研究Ⅳ（国際福祉文化研究）		4	
特別科目群			(2)「特別科目群」より、 必修科目含め12単位 以上選択必修。
地域社会の子ども・家族		2	(3)「演習・インターン シップ」より、必修 科目含め8単位以上 選択必修。
障害者とコミュニティ		2	
高齢者の生活の質研究		2	
ジェンダーと福祉		2	
異民族・異文化社会研究		2	(4)他分野・他専攻また は他研究科の講義課 目より、いずれか4 単位を選択必修。
家族と社会政策		2	
マイノリティとノーマライゼーション		2	
ソーシャル・インクルージョン		2	
ソーシャルワーク教育		2	計32単位以上を修得 し、かつ修士論文を 提出し審査に合格す ること。
ソーシャルワークと貧困問題		2	
ソーシャルワークと権利擁護		2	
ソーシャルワーク・リサーチ	2		
国際社会福祉調査・研究		2	
社会福祉調査・研究Ⅰ（理論）		2	
社会福祉調査・研究Ⅱ（事例研究）		2	
社会福祉調査・研究Ⅲ（データ解析）		2	
NPOマネジメント		2	
NGOと国際ボランティア		2	
福祉ネットワークとIT		2	
演習・インターンシップ			
福祉社会演習Ⅰ（社会福祉制度・政策）		6	
福祉社会演習Ⅱ（福祉コミュニティ）		6	
福祉社会演習Ⅲ（ソーシャルワーク研究）		6	
福祉社会演習Ⅳ（国際福祉文化研究）		6	
インターンシップ	2		
計	4	76	

8. ビジネスデザイン研究科 ビジネスデザイン専攻 修士課程

授 業 科 目	単 位 数		備 考
	必 修	選 択	
マネジメントサイエンス			
組織論	2		(1)「ビジネスコミュニケーションデザイン」科目群より、2単位以上選択必修。
マネジメント原理	2		
マーケティングマネジメント	2		
意思決定論	2		
管理会計論	2		(2)「ビジネスモデルデザイン」科目群より、2単位以上選択必修。
コーポレートファイナンス	2		
ストラテジックマネジメント論	2		
経営のための経済理論	2		
法環境論	2		(3)「メディアコンテンツデザイン」科目群より、2単位以上選択必修。
統計モデル	2		
マネジメント国際比較	2		
マネジメント史	2		
産業組織論	2		(4)「修士論文プロジェクト研究」科目群より、4単位以上選択必修。
人材戦略論		2	
リーダーシップ論		2	
ビジネスコミュニケーションデザイン			
コーポレートコミュニケーション		2	(5)各科目群に定められた単位数の他に4単位以上選択必修。
マーケティング戦略		2	
ブランドマネジメント		2	
デザインマネジメント		2	
広報広告戦略		2	(6)上記の40単位以上を修得し、かつ「プロジェクト研究報告書」または「修士論文」を提出し審査に合格すること。
イベントプロデュース論		2	
ビジネスモデルデザイン			
ビジネスモデル・デザイン		2	(6)上記の40単位以上を修得し、かつ「プロジェクト研究報告書」または「修士論文」を提出し審査に合格すること。
コミュニティデザイン		2	
アントレプレヌールシップ		2	
国際ファイナンス		2	
I T戦略マネジメント		2	
企業再生論		2	

授 業 科 目	単 位 数		備 考
	必 修	選 択	
メディアコンテンツデザイン			
ビジュアルコミュニケーション・デザイン		2	
デジタルメディア		2	
映像表現論		2	
文化コンテンツ論		2	
映像文化論		2	
修士論文プロジェクト研究			
ビジネスコミュニケーション デザイン・プロジェクト		4	
ビジネスモデルデザイン・プロジェクト		4	
メディアコンテンツデザイン・プロジェクト		4	
修士論文		4	
計	26	70	

城西國際大學學位規程

城西國際大學學位規程

城西国際大学学位規程

(目 的)

第1条 学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条の規定に基づき、城西国際大学（以下「本学」という）が授与する学位について、必要な事項を定めることを目的とする。

(学 位)

第2条 本学において授与する学位は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------|-------------------|
| 人文科学研究科 | 博士（比較文化） |
| | 修士（国際文化）、修士（女性学） |
| | 修士（国際アドミニストレーション） |
| 経営情報学研究科 | 博士（経営学） |
| | 修士（経営学） |
| 福祉総合学研究科 | 修士（福祉社会） |
| ビジネスデザイン研究科 | 修士（経営学） |
| 経営情報学部 | 学士（経営情報） |
| 人文学部 | 学士（国際文化）、学士（国際交流） |
| 福祉総合学部 | 学士（福祉総合） |
| 薬学部 | 学士（医療薬学） |
| メディア学部 | 学士（メディア情報） |

(学位の授与)

第3条 前条の学位は、本学学則及び本学大学院学則の定めるところにより、本学を卒業した者及び本学大学院の課程を修了した者に授与する。

- 2 前項の定めるもののほか、博士の学位は、本学大学院の博士後期課程を経ない者であっても本学大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ試問によって本学大学院の博士後期課程を修了して博士の学位を授与された者と同等以上の学力を有することの確認（「学力の確認」という）を得た者にも授与することができる。

(論文の提出)

第4条 前条第1項の規定により学位論文の審査を願い出ようとする者は、学士の場合を除いて、所定の学位論文審査願に、学位論文及び論文目録を添え、研究科長を経て学長に提出するものとする。ただし、博士の学位論文審査を願い出る場合は論文審査料を添えなければならない。

- 2 前条第2項の規定により学位の授与を申請する者は、所定の学位申請書を学位論文、論文目録、履歴書及び論文審査料を添え、研究科長を経て学長に提出するものとする。
- 3 学位論文は、1編とし3部提出するものとする。ただし学士論文の場合は別に定め

る。

また、審査のために必要があるときは、論文要旨、参考論文あるいはその他参考資料を提出するものとする。

4 受理した学位論文は、いかなる理由があっても返還しない。

(論文審査料)

第5条 本学の論文審査料は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1項の規定による者 50,000円
- (2) 前条第2項の規定による者 100,000円

(論文の審査付託)

第6条 学長は、学位論文を受理したときは、研究科委員会にその論文の審査等を付託する。

(審査委員会)

第7条 前条の規定により学位論文の審査を付託された研究科委員会は、学位論文の審査を願った者の指導教員を主査とし、当該論文に関連ある科目担当教員2名以上からなる審査委員会を設ける。

ただし、第3条第2項の規定による場合の審査委員会の主査は、当該論文に最も関連する研究分野の教員から選出する。

(論文の審査、試験及び学力の確認)

第8条 審査委員会は、学位論文の審査、試験及び学力の確認を行う。

- 2 試験は、学位論文を中心として、これに関する研究領域について筆答又は口述により行う。
- 3 第3条第2項の規定による審査の場合は、前項のほか専攻学術に関し、同等の学力の確認を行わなければならない。
- 4 審査委員会は、本条第2項及び前項の規定にかかわらず、学位の授与を申請又は請求する者の経歴及び業績を審査して、試験の全部又は一部を行う必要がないと認めたときは、研究科委員会の承認を得て、その審査をもって試験の全部又は一部に代えることができる。
- 5 本学大学院の博士後期課程の所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた者が、原則として退学後3年以内に博士の学位の授与を申請するときは、学力の確認を行わないことができる。

(論文審査の協力)

第9条 学位論文の審査に当たっては、他大学の大学院の教員等の協力を得ることができる。

(審査の期間)

第10条 審査委員会は、修士の学位についてはその学年末までに、博士の学位については学位論文が受理された日から1年以内に、学位論文審査及び試験等を終了しなければならない。

(審査委員会の報告)

第11条 審査委員会は、学位論文の審査、試験及び学力の確認が終了したときは、学位論文と共に、直ちに学位論文審査結果の要旨、試験結果の要旨及び学力確認結果の要旨に学位授与の可否の意見を添え、研究科委員会に文書により報告しなければならない。

- 2 審査委員会は、学位論文審査の結果、その内容が著しく不良であると認めたときは、試験及び学力の確認を行わないことがある。この場合は、前項の試験結果の要旨及び学力確認結果の要旨を添付することを要しない。

(研究科委員会の審議)

第12条 研究科委員会は、前条の報告に基づいて審議し、学位を授与すべきか否かを議決する。

- 2 前項の議決をするには、委員全員の4分の3以上の出席を必要とする。
- 3 学位の授与を決定するには、出席委員の3分の2以上の同意を必要とする。

(研究科長の報告)

第13条 研究科委員会の前条の議決をしたときは、研究科長は文書により学長に報告しなければならない。

(学位授与の決定)

第14条 学長は、前条の規定による報告を受けたときは、大学院委員会を召集し、学位授与の可否を審議する。

- 2 大学院委員会において前項の審議をするには、第12条第2項及び第3項と同数の委員の出席及び同意を必要とする。

(学位の授与)

第15条 学長は、前条の議決に基づいて学位授与が可とされた者に対し、所定の学位記を授与する。

- 2 学位授与が否とされた者には、その旨を通知する。

(博士論文要旨等の公表)

第16条 本学は、博士の学位を授与したときは、博士の学位を授与した日から3か月以内に、その学位論文の内容の要旨及び学位審査結果の要旨を公表するものとする。

(博士論文の公表)

第17条 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に、その学位論文を印刷しなければならない。ただし、学位を授与される前に既に印刷公表したときはこの限りではない。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由がある場合は、本学の承認を得て、学位論文の全文に代えてその内容を要約したものを印刷公表することができる。この場合本学は、その学位論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

(学位の名称の使用)

第18条 本規定により学位を授与された者が学位の称号を用いるとき、これに本学の名称を付

記するものとする。

(学位授与の取消)

第19条 学位を授与された者がその名誉を汚す行為をしたとき、又は不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は研究科委員会及び大学院委員会の議を経て学位の授与を取り消し、この旨を公表するものとする。

- 2 研究科委員会及び大学院委員会の前項の議決をするには、第12条第2項及び第3項の規定と同数の委員の出席及び同意を必要とする。

(登録及び報告)

第20条 本学において学位を授与したときは、学長は、学位簿に登録するものとする。

- 2 博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から3か月以内に学位授与報告書を文部大臣に提出するものとする。

(学位記及び書類)

第21条 学位記及び学位申請関係書類の様式は、別表のとおりとする。

付 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

この改正は、平成10年4月1日から施行する。

この改正は、平成12年4月1日から施行する。

この改正は、平成13年4月1日から施行する。

この改正は、平成14年4月1日から施行する。

この改正は、平成16年4月1日から施行する。

この改正は、平成17年4月1日から施行する。

この改正は、平成18年4月1日から施行する。

この改正は、平成19年4月1日から施行する。

別表 1 (学位申請関係書類の様式)

(1) 第 4 条第 1 項の規定による論文審査願の様式

学 位 論 文 審 査 願			
年 月 日			
城西国際大学学長 殿			
研究科		専攻	
年 入 学			
氏 名		印	
修士 () 			
このたび の学位を受けたく学位論文及び論文目録			
博士 () 			
を添えて提出いたしますので審査下さるようお願いいたします。			

- 備考 1. 論文目録の様式は書類様式(3)によること。
 2. 博士の学位論文審査願には論文審査料を添えること。

(2) 第 4 条第 2 項の規定による学位申請書の様式

学 位 申 請 書			
年 月 日			
城西国際大学学長 殿			
氏 名		印	
このたび博士 () の学位を受けたく学位論文, 参考文献,			
論文目録, 履歴書に学位論文審査料 を添えて提出いた			
します。			

- 備考 1. 論文目録, 履歴書様式は書類様式(3)及び(4)によること。

(3) 論文目録の様式

論 文 目 録	
論 文 1. 題 目 2. 印刷公表の方法及び時期 3. 冊 数 参 考 論 文 1. 題 目 2. 印刷公表の方法及び時期 3. 冊 数	年 月 日 学位授与申請者 氏 名

- 備考
1. 論文題目が外国語の場合には、和訳を付記すること。
 2. 参考論文が2種類以上あるときは、別記すること。
 3. 論文がまだ印刷公表されていないときは、その予定の方法時期を記載すること。
 4. 修士論文目録は論文題目のみでよい。
 5. 論文目録は3通提出すること。

(4) 履歴書様式

履 歴 書	
本 籍 現住所	ふ り が な 氏 名 年 月 日生 学 歴 職 歴 研究歴 賞 罰 上記のとおり相違ありません。 年 月 日 氏名 印

- 備考
1. 学歴は高等学校卒業以後の履歴について年次を追って記載すること。
 2. 本学大学院の課程を経た者は、その単位修得証明書を添えること。

別表 2 (学位記の様式)

(1) 第 3 条第 1 項の規定により授与する卒業証明書の様式 (学部を卒業した場合)

卒業 証 書	氏 名	年 月 日生	本学 学部 学科所定の課程を修めて 本学を卒業したことを認め、学士（ ） の学位を授与する。	年 月 日	城西国際大学学長	年 第 号	印
--------------	-----	--------	---	-------	----------	-------------	---

(2) 第 3 条第 1 項の規定により授与する学位記の様式 (修士課程を修了した場合)

学 位 記	本籍(都道府県)	氏 名	年 月 日生	本学大学院 研究科 専攻の修士 課程を修了したので修士（ ）の学位を 授与する。	年 月 日	城西国際大学学長	修 第 号	印
-------------	----------	-----	--------	---	-------	----------	-------------	---

(3) 第3条第1項の規定により授与する学位記の様式（博士後期課程を修了した場合）

学位記	
本籍（都道府県）	氏名
年	月
日生	
本学大学院	専攻の博士
後期課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び試験に合格したので博士（ ）の学位を授与する。	
論文題目	
年	月
日	
城西国際大学学長	
印	
博士第	号

(4) 第3条第2項の規定により授与する学位記の様式（学位論文提出による場合）

学位記	
本籍（都道府県）	氏名
年	月
日生	
本学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格したので博士（ ）の学位を授与する。	
論文題目	
年	月
日	
城西国際大学学長	
印	
博士第	号

教 職 課 程

教職課程

I. 大学院における教職課程の履修及び教育職員免許状について

教育職員免許状（専修免許状）を修得しようとする者は、教育職員免許法により授与される免許状（中学校一種・高等学校一種）を有する者でなければならない。なお、修得する免許状の種類に応じて、免許法の定める資格要件を満たさなければならない。

1. 免許状の種類および教科

本大学院で取得できる教育職員免許状は、第1表のとおりである。

（第1表）

研 究 科	専 攻	専修免許状の種類
人文科学研究科	国際文化専攻	国 語 社 会 地 理 英 語 歴 史
	女性学専攻	英 語
	国際アドミニストレーション専攻	社 会 公 民
経営情報学研究科	起業マネジメント専攻	商 業
福祉総合学研究科	福祉社会専攻	福 祉

2. 免許状の種類および資格

（第2表）

所用資格 免許状の種類		基 礎 資 格	大学における最低取得単位数		
			教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
中 学 校 教 諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	40	19	24
	一種免許状	学士の学位を有すること。	40	19	
	二種免許状	学校教育法第69条の2第7項に定める準学士の称号を有すること。	20	15	
高 等 学 校 教 諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	40	19	24
	一種免許状	学士の学位を有すること。	40	19	

Ⅱ. 基礎資格と最低修得単位数

教育職員免許状を修得するためには、修士の称号を有し、さらに教育職員免許法に定める最低修得単位数を修得しなければならない。

本大学院では、第3表～第9表のとおり教科別に授業科目を開設しているので、各表の最低修得単位数を修得しなければならない。

1. 人文科学研究科

1) 国際文化専攻

第3表 〔国語関係授業科目〕

免許状の種類	教育職員免許法施行規則に定める教科に関する専門教育科目及び最低修得単位数		本学開設科目			備考
	科目	単位	開設科目	単位	履修年次	
専修免許状	国語の教科に関する科目	24	日本文化研究Ⅱ (文学・近代)	4	1・2	
			日本文化研究Ⅲ (言語・近代)	4	1・2	
			日本文化特別講義Ⅱ (古典文学)	4	1・2	
			日本文化演習Ⅱ (文学)	8	1・2	
			日本文化演習Ⅲ (言語)	8	1・2	

第4表 〔社会・地理歴史関係授業科目〕

免許 状の 種類	教育職員免許法施行規則に定める教科に関する専門教育科目及び最低修得単位数	本 学 開 設 科 目				備 考
		科 目	単位	開 設 科 目	単位	履修年次
専 修 免 許 状	社会及び地理歴史の教科に関する科目	24	日 本 文 化 研 究Ⅰ (歴史・近代)	4	1・2	
			日 本 文 化 演 習ⅠA (歴史)	8	1・2	
			日 本 文 化 演 習ⅠB (歴史)	8	1・2	
			アメリカ文化研究Ⅰ (歴史)	4	1・2	
			アメリカ文化演習Ⅰ (歴史)	8	1・2	
			比 較 文 化 研 究Ⅰ (比較文化史)	4	1・2	
			比 較 文 化 研 究Ⅳ (比較考古学)	4	1・2	
			比較文化特別講義Ⅰ (比較文化史)	4	1・2	
			比較文化特別講義Ⅱ (比較地域文化)	4	1・2	
			比較文化特別講義Ⅲ (比較地域社会)	4	1・2	
			比 較 文 化 演 習Ⅰ (比較文化史：アジア)	8	1・2	
			比 較 文 化 演 習Ⅳ (比較考古学)	8	1・2	

第 5 表 〔英語関係授業科目〕

免許 状の 種類	教育職員免許法施行規則に定める教科に関する専門教育科目及び最低修得単位数		本 学 開 設 科 目			備 考
	科 目	単位	開 設 科 目	単位	履修年次	
専 修 免 許 状	英語の教科に関する科目	24	アメリカ文化研究Ⅱ (文 学)	4	1・2	
			アメリカ文化研究Ⅲ (言 語)	4	1・2	
			アメリカ文化特別講義Ⅰ (文化摩擦)	4	1・2	
			アメリカ文化特別講義Ⅱ (映像文化)	4	1・2	
			アメリカ文化特別講義Ⅲ (アメリカ思想)	4	1・2	
			アメリカ文化演習Ⅱ (文 学)	8	1・2	
			アメリカ文化演習Ⅲ (言 語)	8	1・2	
			比 較 文 化 研 究Ⅱ (比較文学)	4	1・2	
			比 較 文 化 研 究Ⅲ (日英言語行動比較)	4	1・2	
			比 較 文 化 演 習Ⅱ (比較文学)	8	1・2	
			比 較 文 化 演 習Ⅲ (日英言語行動比較)	8	1・2	

2) 女性学専攻

第 6 表 〔英語関係授業科目〕

免許 状の 種類	教育職員免許法施行規則に定める教科に関する専門教育科目及び最低修得単位数		本 学 開 設 科 目			備 考
	科 目	単位	開 設 科 目	単位	履修年次	
専 修 免 許 状	英語の教科に関する科目	24	女性学英文資料講読Ⅰ (文 学)	4	1・2	
			女性学英文資料講読Ⅱ (比較文化)	4	1・2	
			女性学英文資料講読Ⅲ (英語文化記号論)	4	1・2	
			英語コミュニケーションⅠ (口頭発表法)	4	1・2	
			英語コミュニケーションⅡ (論文作成法)	4	1・2	
			英語コミュニケーションⅢ (討論法)	4	1・2	

3) 国際アドミニストレーション専攻

第7表 〔社会・公民関係授業科目〕

免許 状の 種類	教育職員免許法施行規則に定める教科に関する専門教育科目及び最低修得単位数		本 学 開 設 科 目			備 考
	科 目	単位	開 設 科 目	単位	履修年次	
専 修 免 許 状	社会及び公民の教科に関する科目	24	国際アドミニストレーション基礎論Ⅰ	2	1・2	
			国際アドミニストレーション基礎論Ⅱ	2	1・2	
			国際交流・協力研究Ⅰ (国際協力)	2	1・2	
			国際交流・協力研究Ⅲ (国際政治)	2	1・2	
			国際交流・協力研究Ⅳ (国 際 法)	2	1・2	
			グローバル問題研究Ⅰ (エネルギー)	2	1・2	
			グローバル問題研究Ⅲ (民族問題)	2	1・2	
			グローバル問題研究Ⅳ (ジェンダー)	2	1・2	
			グローバル問題研究Ⅴ (人 口)	2	1・2	
			国際コミュニケーション研究Ⅱ (国際ジャーナリズム)	2	1・2	
			事例研究特別講義Ⅰ (行 政 学)	2	1・2	
			事例研究特別講義Ⅱ (経 済 学)	2	1・2	

2. 経営情報学研究科

1) 起業マネジメント専攻

第8表 〔商業関係授業科目〕

免許 状の 種類	教育職員免許法施行規則に定める教科に関する専門教育科目及び最低修得単位数		本 学 開 設 科 目			備 考
	科 目	単位	開 設 科 目	単位	履修年次	
専 修 免 許 状	商業の教科に関する科目	24	起業マネジメント研究Ⅰ (グローバル・マネジメント)	4	1・2	
			起業マネジメント研究Ⅱ (ローカル・マネジメント)	4	1・2	
			起業マネジメント研究Ⅲ (起業マネジメントのマーケティング)	4	1・2	
			起業マネジメント研究Ⅳ (起業マネジメントのロジスティクス)	4	1・2	
			起業マネジメント研究Ⅴ (起業マネジメントの会計)	4	1・2	
			起業マネジメント研究Ⅵ (起業マネジメントの情報)	4	1・2	
			起業マネジメント特別講義Ⅰ (国際人的資源論)	2	1・2	
			起業マネジメント特別講義Ⅱ (国際ビジネス論)	2	1・2	
			起業マネジメント特別講義Ⅲ (製品開発論)	2	1・2	
			起業マネジメント特別講義Ⅳ (流通機構論)	2	1・2	
			起業マネジメント特別講義Ⅴ (財務管理論)	2	1・2	
			起業マネジメント特別講義Ⅵ (国際会計論)	2	1・2	
			起業マネジメント特別講義Ⅶ (財務会計論)	2	1・2	
			起業マネジメント特別講義Ⅷ (情報科学論)	2	1・2	
			起業マネジメント特別講義Ⅸ (情報環境論)	2	1・2	
			起業マネジメント演習ⅠA (グローバル・マネジメント)	4	1	
			起業マネジメント演習ⅠB (グローバル・マネジメント)	4	2	
			起業マネジメント演習ⅡA (ローカル・マネジメント)	4	1	
			起業マネジメント演習ⅡB (ローカル・マネジメント)	4	2	

免許 状の 種類	教育職員免許法施行規則に定める教科に関する専門教育科目及び最低修得単位数		本 学 開 設 科 目			備 考
	科 目	単位	開 設 科 目	単位	履修年次	
専 修 免 許 状			起業マネジメント演習Ⅲ A (起業マネジメントのマーケティング)	4	1	
			起業マネジメント演習Ⅲ B (起業マネジメントのマーケティング)	4	2	
			起業マネジメント演習Ⅳ A (起業マネジメントのロジスティクス)	4	1	
			起業マネジメント演習Ⅳ B (起業マネジメントのロジスティクス)	4	2	
			起業マネジメント演習Ⅴ A (起業マネジメントの会計)	4	1	
			起業マネジメント演習Ⅴ B (起業マネジメントの会計)	4	2	
			起業マネジメント演習Ⅵ A (起業マネジメントの情報)	4	1	
			起業マネジメント演習Ⅵ B (起業マネジメントの情報)	4	2	

第9表 〔福祉関係授業科目〕

免許 状の 種類	教育職員免許法施行規則に定める教科に関する専門教育科目及び最低修得単位数		本 学 開 設 科 目			備 考
	科 目	単位	開 設 科 目	単位	履修年次	
専 修 免 許 状	福祉の教科に関する科目	24	福祉社会研究Ⅰ (社会福祉制度・政策)	4	1・2	
			福祉社会研究Ⅱ (福祉コミュニティ)	4	1・2	
			福祉社会研究Ⅲ (ソーシャルワーク研究)	4	1・2	
			福祉社会研究, (国際福祉文化研究)	4	1・2	
			障害者とコミュニティ 高齢者の生活の質研究	2	1・2	
			ジェンダーと福祉	2	1・2	
			家族と社会政策	2	1・2	
			マイノリティと ノーマライゼーション	2	1・2	
			ソーシャルワーク・リサーチ	2	1・2	
			ソーシャル・インクルージョン	2	1・2	
			ソーシャルワーク教育	2	1・2	
			ソーシャルワークと貧困問題	2	1・2	
			ソーシャルワークと権利擁護	2	1・2	
			国際社会福祉調査・研究	2	1・2	
			福祉ネットワークとIT	2	1・2	

Ⅲ. 教育職員免許状申請について

教育職員免許状の申請は、大学から千葉県教育委員会に一括して行う。申請手続きについては、2年次の後期に説明会を行う。なお、教育職員免許状は修了式当日に交付する。

城西国際大学学友会

学友会規約

学友会連絡協議会規約

学友委員会規約

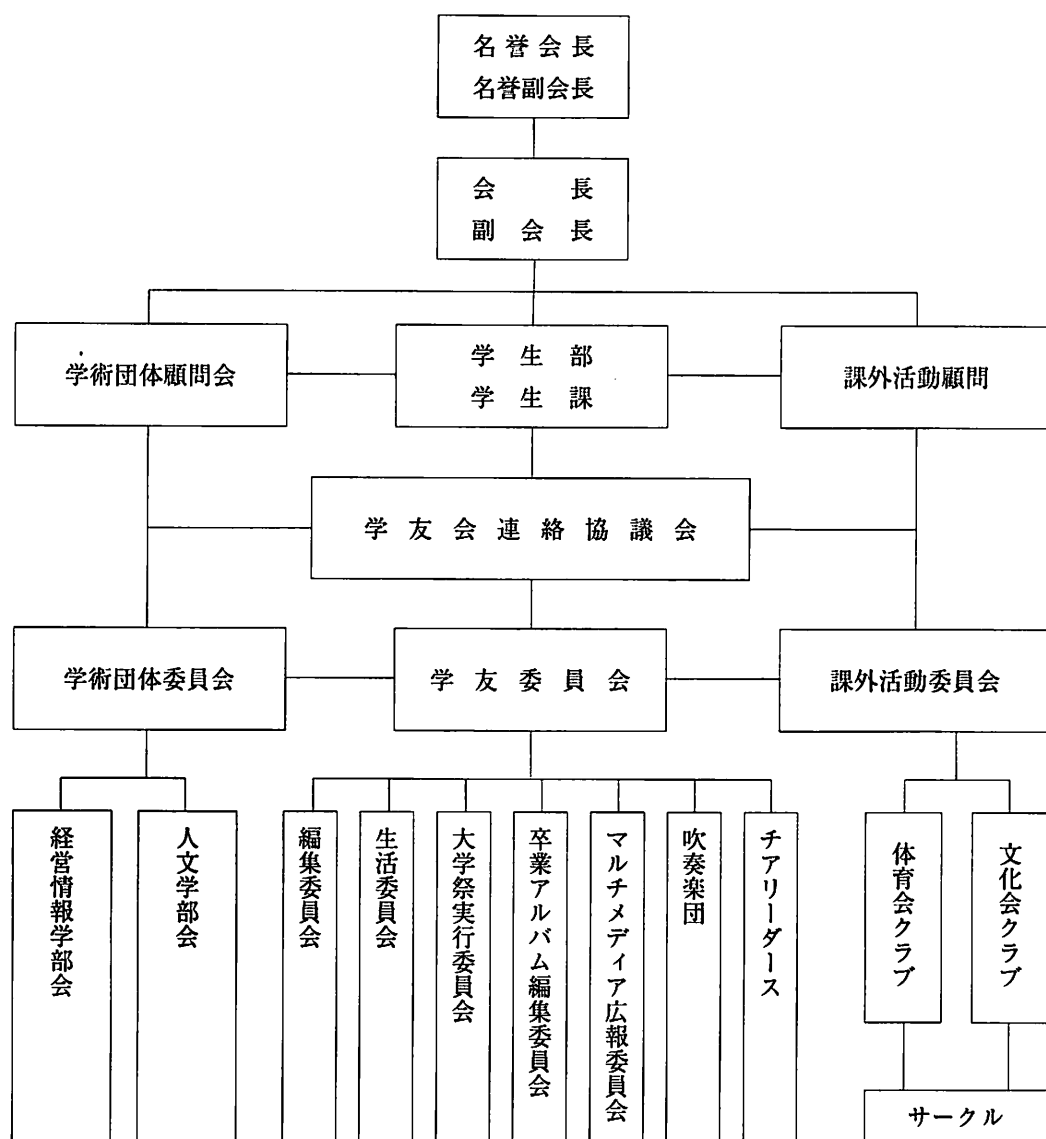
城西国際大学学友会

学友会規約

学友会連絡協議会規約

学友委員会規約

城西国際大学学友会組織図



学友会規約

第1章 総 則

- 第1条 本会は、城西国際大学学友会と称し、本部を千葉県東金市求名1番地、城西国際大学内に置く。
- 第2条 本会は、次の2種の会員より構成する。
- (1) 正 会 員
 - (2) 賛助会員
- 第3条 正会員は、城西国際大学の全学生とする。
- 第4条 賛助会員は、城西国際大学の理事長、専務理事、教員、職員並びに父母後援会役員とする。
- 第5条 賛助会員の本会における地位は、本会の健全円滑な運営のための助言者又は協力者である。
- 第6条 本会は、会員相互の自主的活動により、学術および文化・体育の向上を図り、併せて会員相互の人格の高揚を指向すると共に、本学の発展に資することを目的とする。
- 第7条1項 本会は、前条の目的を達成するために以下の機関を設置する。
- (1) 学友会連絡協議会
 - (2) 学友委員会
 - (3) 学術団体委員会
 - (4) 課外活動委員会
 - (5) 学術団体顧問会
 - (6) 課外活動顧問会
- 2項 上記運営機関の規約は、別にこれを定める。

第2章 役 員

- 第8条1項 会長は、学長とし、会務を総括する。
- 2項 副会長は、経営情報学部長、人文学部長、事務局長の3名で構成し、会長の援助をする。また、会長が職務を遂行できない場合は、その職務を代行する。
- 3項 名誉会長は理事長、名誉副会長は専務理事とし、本会を統括する。

第3章 会 計

- 第9条1項 本会の支出は、正会員の納入する会費、援助金、父母後援会助成金、寄附金、その他の収入をもってあてる。
- 2項 諸団体への配付については、学友会連絡協議会の合意により決定する。

3 項 正会員の納入する会費は、年間5,000円とする。

第10条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第4章 規約改正

第11条 1 項 本会規約の改正については、学友会連絡協議会において審議する。

2 項 本会の規約改正の決議は、委員3分の2以上の出席を必要とし、過半数をもって決する。

3 項 可否同数の場合は、議長の決するところとする。

4 項 本会の規約改正が成立したときは、改正資料を1カ月間学生掲示板に発表するものとする。

学友会連絡協議会規約

第1章 総 則

第1条 城西国際大学学友会規約第7条2項に基づき、城西国際大学学友会連絡協議会規約を定める。

第2条 本協議会は、城西国際大学学友会連絡協議会と称し、本部を城西国際大学内に置く。

第3条 本協議会は、城西国際大学学友会の運営が円滑に行われることを目的とし、城西国際大学学友会の発展に寄与する事項を審議、承認する機関とする。

第2章 会 員

第4条 本協議会は、学友会会長、副会長（3名）、学術団体顧問会会長、副会長、課外活動顧問会会長、副会長、父母後援会代表（1名）、学生部長、副部長、学生課長および学友委員会代表（5名）、学術団体委員会代表（2名）、課外活動委員会代表（2名）の21名で構成する。

第3章 協 議

第5条 本協議会は、次の事項の審議、承認を行う。

- (1) 学友委員会の役員の選出
- (2) 学友会予算の調整
- (3) 学友会規約および学友会に属する機関の規約の改正
- (4) 学友会所属団体の承認
- (5) 学友会運営に必要な事項

第6条 本協議会の議長は、学生部長が行い、不在の時は副部長および学生課長が行う。

学友委員会規約

第1章 総 則

- 第1条 城西国際大学学友会規約第7条2項に基づき、城西国際大学学友委員会規約を定める。
- 第2条 本会は、城西国際大学学友委員会と称し、本部を城西国際大学内に置く。
- 第3条 本会は、城西国際大学学友会正会員の代表で構成する。
- 第4条 本会は、城西国際大学学友会の運営が円滑に行われることを目的とするとともに、城西国際大学学友会の発展に寄与するものとする。
- 第5条1項 本会は、前条の目的を達成するために以下の機関を設置する。
- (1) 学術団体委員会
 - (2) 課外活動委員会
 - (3) 編集委員会
 - (4) 生活委員会
 - (5) 大学祭実行委員会
 - (6) 卒業アルバム編集委員会
 - (7) マルチメディア広報委員会
 - (8) 吹奏楽団
 - (9) チアリーダーズ
- 2項 上記運営機関の規約は、別にこれを定める。
- 3項 本会の運営上必要と認めた場合は、新たに運営機関を設置する。

第2章 役 員

- 第6条 役員は、以下の役員を置く。
- (1) 会 長 1名
 - (2) 副会長 2名
 - (3) 総 務 1名
 - (4) 会 計 2名
 - (5) 監 査 2名
 - (6) 渉 外 2名
- 第7条1項 会長は、本会を総括し全ての事項に対し全責任を負うものとする。
- 2項 副会長は、会長を補佐し、会長不在の時はその職務を代行する。

城西國際大學学会会則

城西國際大學学会会則

城西国際大学学会会則

第1条 本会は、城西国際大学学会と称する。

第2条 本会は、事務局を城西国際大学内（学務課）に置く。

第3条 本会は城西国際大学における教育研究活動を推進し、人文科学、経営情報学、福祉総合学、薬学、メディア学、観光学研究の進展と会員相互の交流を図ることを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 機関誌・会報等の発行
2. 研究会・講演会及びシンポジウム等の開催
3. ワークショップ等、会員によるグループ研究活動
4. 研究活動による地域社会への寄与
5. 本会が必要と認めた他団体との共同研究
6. その他本会が必要と認めた研究活動

第5条 本会は、次の会員をもって構成する。

1. 正会員

- (1) 本学経営情報学部・人文学部・福祉総合学部・薬学部・メディア学部・観光学部・大学院人文科学研究科・経営情報学研究科・福祉総合学研究科・ビジネスデザイン研究科及び留学生別科の専任教員
- (2) 本学国際教育センター、情報科学研究センター、語学教育センター、IT教育センター、ジェンダ・女性学研究所の研究員
- (3) 本学経営情報学部・人文学部・福祉総合学部・薬学部・メディア学部・観光学部、大学院人文科学研究科・経営情報学研究科・福祉総合学研究科・ビジネスデザイン研究科の学生
- (4) 本学非常勤講師及び本学専任職員の希望者

2. 特別会員

- (1) 本学の卒業生有志及び大学院人文科学研究科・経営情報学研究科・福祉総合学研究科・ビジネスデザイン研究科修了者有志
- (2) 本学会の承認を得た者

3. 賛助会員

- (1) 本学会の趣旨に賛同し、学会の事業、活動に対して助言及び援助を行う者

第6条 本会に次の役員を置く。

1. 会 長 1名
2. 副会長 若干名
3. 監 事 2名
4. 委 員 若干名

第7条 会長は学長とする。

2 会長は会務を統括し、本会を代表する。

3 副会長、監事、委員は正会員より会長が委嘱する。

4 本会の運営のため、会長、副会長、委員によって運営委員会を構成する。

5 会長は運営委員会を招集し、議長となる。

6 機関誌編集、研究会・講演会等の企画、渉外・広報、会計、庶務等は、会長から委嘱された委員がこれに当たり、必要に応じて委員会を設けるものとする。

7 その他、特に必要がある場合には特別委員会を置くことができる。

第8条 本会に、以下の各分科会を置く。

1. 人文学会

2. 女性学会

3. 経営情報学会

4. 福祉総合学会

5. 薬学会

6. メディア学会

7. 観光学会

第9条 各分科学会は、第3条の目的を達成するため、第4条に定めた事業を行うことができる。

第10条 本会は、年1回総会を開催し、事業、会計等についての報告を行う。

第11条 本会の経費は、会費及び寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

第12条 会員は、次の会費を納入するものとする。

1. 正会員 年額 3,000円

2. 特別会員 年額 2,000円

3. 賛助会員 年額 個人（一口） 6,000円

法人（一口） 30,000円

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

付 則 本会会則は、平成8年4月1日から施行する。

付 則 この改正は、平成16年4月1日から施行する。

付 則 この改正は、平成17年4月1日から施行する。

付 則 この改正は、平成18年4月1日から施行する。

城西國際大學同窓会

城西國際大學同窓会

城西国際大学同窓会規約

第1章 総 則

第1条 本会は城西国際大学同窓会（以下「本会」という。）と称する。

第2条 本会は会員相互の親睦をはかるとともに、城西国際大学の発展に寄与することを目的とする。

第3条 本会は次の事業を行う。

- (1) 学校法人城西大学、城西国際大学と同窓会（本部・支部）および会員との連絡
- (2) 会員名簿および会報の発行
- (3) その他本会の目的を達成するのに必要な事業

第4条 本会の本部は城西国際大学内におく。

第5条 本会の会員は正会員・準会員・特別会員および賛助会員とする。

- (1) 正会員は城西国際大学の卒業生とする
- (2) 準会員は城西国際大学に在学中のものとする
- (3) 特別会員は法人役員・城西国際大学の教職員とする
- (4) 賛助会員は城西国際大学に一定期間在籍したのち退学したもので総会において認められたものとする
- (5) 他大学より城西国際大学大学院に入学し、修士または博士の課程を修了したもので、入会金および会費を納入したものは正会員とする

第6条 本会に次の機関をおく。

- (1) 総 会
- (2) 役 員 会
- (3) 支部長会

第2章 総 会

第7条 総会は本会の最高決議機関とする。

2 総会は正会員をもって構成し、定例総会は会計年度が終了後3か月以内に開催するものとし、1か月以前に公示するものとする。

第8条 次の場合は臨時総会を開催することができる。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 正会員200名以上の署名をもって要求があったとき

第9条 総会は会長が召集する。

第10条 会長は総会の議長となる。副議長は会長の指名するもので総会で認められたものとする。

第11条 総会は次の事項を議事として審議する。

- (1) 事業計画およびそれに基づく予算案に関する事
- (2) 事業報告およびそれに基づく決算案に関する事
- (3) 役員選出および改選に関する事
- (4) 規約の改正に関する事
- (5) その他重要事項に関する事

第3章 役員・役員会および支部長会

第12条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 若干名
- (3) 幹 事 若干名
- (4) 監 事 2名

第13条 本会に名誉会長（理事長）、名誉副会長（常務理事及び学長）をおき、本会を統括する。顧問（学生部長・副部長）および相談役を若干名おく。

2 名誉会長及び名誉副会長は、総会及び役員会に出席することができる。

第14条 会長・幹事および監事は総会において正会員のうちより選出する。但し、支部長は支部長に就任と同時に幹事となる。

2 副会長は会長の指名するもので総会において認められたものとする。

3 相談役は会長・副会長の経験者および総会において推薦されたものとする。

第15条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠による後任者の任期は、前任者の残任期間とする。また、支部長である幹事の任期は支部長在任期間とする。

第16条 会長は役員会にはかり運営委員若干名をおくことができる。

第17条 会長は本会を代表し会務を総理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長ことあるときは会長代行となる。

3 幹事は役員会を組織し会務を遂行する。

第18条 役員会は正副会長および幹事をもって構成し、会長が議長となり総会に提案する議事を審議決定する。

2 役員会の運営規定については別にこれを定める。

第19条 相談役は会長の要請により役員会に出席し意見を述べることができる。

第20条 支部長会は各支部長をもって組織し会務を遂行する。

2 支部長会の運営規定については別にこれを定める。

第4章 会計監査

第21条 監事は本会の会計を監査し、総会において監査報告をしなければならない。

第5章 会 計

第22条 本会の運営は入会金・会費・寄付金およびその他の収入による。

第23条 会員は入学時に準会員費として10,000円，卒業時に終身会費として40,000円をそれぞれ納入しなければならない。

第24条 本会の会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

第6章 規約改正

第25条 本会の規約改正は次の場合に役員会の議を経て総会で決定する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 正会員の1割の署名により要求のあったとき

第7章 事務局

第26条 本会の事務を遂行するために本部に事務局をおく。

2 事務局に関する必要な規則は役員会の議を経て会長が定める。

付 則 本規約は，平成8年4月1日から施行する。

城西国際大学父母後援会

父母後援会共済事業規約

城西国際大学父母後援会
父母後援会共済事業規約

父母後援会共済事業規約

1. 趣旨及び事業

城西国際大学父母後援会では、城西国際大学学生（大学院生及び別科学生を含む。）の父母又は学費負担者として登録された者（様式1）を会員とし、相互扶助の精神に則り、次のような共済事業を行う。

- (1) 在学生を対象として「学生教育研究災害傷害保険」（以下、「学生保険」という）及び「総合福祉団体定期保険」（以下、「生命保険」という）に加入することにより、正課授業中や課外活動又学内外を問わずに24時間学生生活を保障し、次のようなときは各保険特約条項にもとづく保険金の支払が受けられるようにする。
 - ① 正課中及びそれに準ずる研究活動中に発生した傷害及び死亡、後遺症
 - ② 学生の日常生活（課外活動等も含む）で蒙る不慮の事故による死亡または所定の高度障害になったとき若しくは入院及び所定の障害状態になったとき。
 - ③ 病気による死亡または所定の高度障害になったとき。
 - ④ 生命保険の保険金受取人は、会員とする。
- (2) 会員が不慮の災害に遭遇されたときは、見舞金を支給する。
- (3) 学生の正課中及び課外活動、生活中的の傷害事故に対して見舞金を支給する。

2. 共 済 費

- (1) 学生1人年額9,000円を会員負担とする。
- (2) 共済費納入は入学時9,000円とし、2年次以降毎年4月末日までに9,000円を納入する。
- (3) 共済事業運営上やむを得ざる場合には増額することができる。

3. 共済費の支出内訳

- (1) 学生保険に関する保険料

保険料については、保険約款に基づく料額とする。ただし、役員会に報告するものとする。

経営情報学部	入学時（4年間）3,200円	観光学部	入学時（4年間）3,200円
人文学部	入学時（4年間）3,200円	大学院 修士	入学時（2年間）1,700円
福祉総合学部	入学時（4年間）3,200円	大学院 博士	入学時（3年間）2,500円
薬学部	入学時（6年間）5,400円	別科	入学時（1年間）950円
メディア学部	入学時（4年間）3,200円		

保険有効期間は卒業年度の3月31日までとする。

- (2) 生命保険に関する保険料

保険料については、保険約款に基づく料額とする。ただし、役員会に報告するものとする。

保険有効期間は1年間（4月1日から3月31日）

(3) 共済基金

異常事態に対応するため、基金を設ける。

4. 会員の死亡による授業料の奨学金

学費支弁者たる会員が死亡した時は、その意思をつぎ無事子弟が、通常の卒業課程の範囲内までの授業料を奨学生として、本人の申し出により無利息で貸与を行うものとする。

なお、この細則については別に定める。

5. 事故の際支払われる保険金

(1) 学生保険の保険金

区 分	保 険 金
①正課中の死亡 〃 傷害（4日以上） 後遺障害保険金 入院給付金（180日を限度）1日につき	2,000万 6,000円～30万円 90万円～3,000万円 4,000円
②課外活動中・通学中・学校施設内または学内移動中の死亡 〃 の傷害（14日以上） 通学中・施設間移動中の傷害（7日以上） 後遺傷害保険金 入院給付金（180日を限度）1日につき	1,000万円 3万円～30万円 1.5万円～30万円 45万円～1,500万円 4,000円

※後遺障害金は、保険に保険約款による所定の身体障害の程度に応じて保険金が支払われます。

(2) 生命保険の保険金

区 分	保 険 金
病気による死亡・高度障害 不慮の事故による死亡・高度障害 障害給付金 入院給付金（入院5日以上120日を限度）	150万円 150万円 15万円～105万円 1日2,250円

※高度障害保険金は、普通保険約款に定める所定の高度障害状態に該当したときに支払われます。また、障害給付金は、災害総合保障特約条項に定める所定の身体障害の程度に応じて支払われます。

(3) その他

通学途中、正課中の事故発生による死亡又は傷害の際には、上記学生保険と生命保険の保険金が支払われます。

例えば、死亡の場合は2,000万円+150万円、合計2,150万円が支払いを受ける保険金です。

6. 各種見舞金

(1) 弔慰金（様式2）

- ① 会員が死亡した場合は10万円の弔慰金を支給する。
- ② 学生が死亡した場合は10万円の弔慰金を支給する。

(2) 傷害見舞金（様式2）

- ① 学生が正課中傷害事故を起こした場合は、完治するまでの治療費の実費10万円を限度として給付する。

ただし、4日以上の治療については学生保険から治療費が給付されるので、その給付額を差し引いた金額の限度を10万円とする。

- ② 学生が正課中以外の課外活動等で傷害事故を起こした場合は、完治するまでの治療費の実費10万円を限度として給付する。

ただし、14日以上の通院又は5日以上の入院治療については、学生保険から入院給付金が給付されるので、その給付額を差し引いた金額の限度を10万円とする。

- ③ 学生が通学途中・施設間移動中に傷害事故を起こした場合は、完治するまでの治療費の実費10万円を限度とし給付する。但し7日以上の治療については学生保険から治療費が給付されるので、その給付額を差し引いた金額の限度を10万円とする。

7. 本共済事業の経費は共済費をもってこれにあてる。但し、本共済事業及び父母後援会事業の運営にともなう収支決算に過不足が生じた場合には、相互に運用できるものとする。

付 則

- 1. 本共済事業規約は平成4年4月1日より実施する。

ただし、学生保険の適用は、平成4年6月1日からとする。

- 2. 本共済事業規約は平成6年4月1日一部改正。

ただし、学生保険の適用は、平成6年度入学生からとする。

- 3. 本共済事業規約は平成8年4月1日一部改正。

ただし、学生保険の適用は、平成8年度入学生からとする。

- 4. 本共済事業規約は平成10年4月1日一部改正。

ただし、学生保険の適用は、平成10年度入学生からとする。

- 5. 本共済事業規約は平成14年4月1日一部改正。

ただし、学生保険の適用は、平成14年度入学生からとする。

- 6. 本共済事業規約は平成16年4月1日一部改正。

ただし、学生保険の適用は、平成16年度入学生からとする。

- 7. 本共済事業規約は平成17年4月1日一部改正。

ただし、学生保険の適用は、平成17年度入学生からとする。

- 8. 本共済事業規約は平成18年4月1日一部改正。

ただし、学生保険の適用は、平成18年度入学生からとする。

(様式1)

		受験番号	※ 学籍番号
(1 枚目……父母後援会用)			
登 録 書			
		平成	年 月 日
城西国際大学父母後援会会長 殿			
私は下記学生の学費負担者として登録いたします。また、学生とともに下記の個人情報のお取り扱いについてを了承し、保険に加入することに同意します。			
父 母	住 所	〒 (—) TEL ()	
	フリガナ	同意印	学生との続柄
	氏 名	印	
学 生	学 部	学 部 学 科	
	大 学 院	研究科 専 攻	
	別 科	専 修	
	フリガナ	性 別	生 年 月 日
	氏 名	1. 男 2. 女	年 月 日
備 考	1. この登録書が未提出ですと、共済費が納入されていても、保険が成立しませんので必ず合格書類といっしょに返送してください。 2. 1枚目および2枚目とも必ず捺印してください。また、2枚とも返送してください。 3. ※欄は記入しないでください。 4. 父母欄の続柄は、学生からみた関係を記入してください。		

《個人情報のお取り扱いについて》

城西国際大学父母後援会は、本登録書に記載の情報を保険契約の引受、継続・維持管理、保険金・給付金等の支払いのための目的で使用し、それ以外の目的には使用しません。

城西國際大學學歌

城西國際大學學歌

城西国際大学学歌

(J=94)

明るくさわやかに

作詞=谷川俊太郎

作曲=谷川 賢 作

sop.

1. かせかおる ほしをわたって かきりない みちへとも か
2. みずきなら ほしをわたって のくろめく あすをゆめ み

alto

ten.

bas.

PI

sop.

う キャンパスは せ かいのモデル あたらしい
る キャンパスは り きらいなもの まなびあう

alto

ten.

bas.

PI

谷川俊太郎

新しいキャンパスのプランと写真を拝見した時、もつとも印象的だったのが池にかかる橋でした。橋はひとつの世界と他の世界を結びつけます。学問の世界と実社会、日本文化と異文化、女と男、全体と細部：それらのうちにひそむ調和への可能性とともに、矛盾をおおそれずにみつめてほしい、そんな願いをこめて言葉を選びました。皆さんのお気持ちに沿う歌になれば、嬉しく思います。

sop. *alto* *ten.* *bas.* *pf*

らすをさく あ う は ぼ た け
ひとの るっ は う た お う

sop. *alto* *ten.* *bas.* *pf*

ジュ-アイ ユー く に の さ か い を こ と ん て
ジュ-アイ ユー せ め ぎ あ う こ こ ろ し

城西国際大学学歌

一、風香る 橋を渡って
限らない 未知へと向かう
キャンパスは 世界のモデル
新しい 地図を探ろう
はばたけ JIU
国々の 境を越えて

二、水きらら 橋を渡って
めくるめく 明日を夢見る
キャンパスは 地球そのもの
学び合う 人のるつぼだ
うたおう JIU
せめぎあう 心むすんで

2007大学院 学生便覧

2007年4月1日 発行

発行者：城西国際大学

住 所：〒283-8555

千葉県東金市求名1番地

TEL：0475 (55) 8800〔代表〕